

和歌山県の位置と近畿圏主要自動車道



立地をお考えの企業を  
力の限りサポートします！

## お問い合わせ

### 和歌山県商工労働部企業政策局企業立地課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1  
TEL : 073-441-2753 FAX : 073-422-1933  
E-mail : e0622001@pref.wakayama.lg.jp



- JR和歌山駅より バスで「県庁前」下車(約15分)徒歩すぐ
- 南海和歌山市駅より バスで「県庁前」下車(約10分)徒歩すぐ

### 和歌山県東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館12階  
TEL : 03-5212-9057 FAX : 03-5212-9059  
E-mail : e0006011@pref.wakayama.lg.jp



- 地下鉄 有楽町線・半蔵門線「永田町駅」5番出口から徒歩すぐ
- 地下鉄 南北線「永田町駅」9番出口から徒歩すぐ



# CONTENTS

- ▶ MESSAGE 和歌山県知事 ..... 2
- 進出企業インタビュー（紀北地域／紀中・紀南地域） ..... 3
- 県内企業インタビュー ..... 7

## ▶ ニーズに合わせた 企業用地とレンタルオフィス

紀北地域	紀中・紀南地域
● コスモパーク加太（和歌山市） ..... 9	● 秋津野グリーンオフィス（田辺市） ..... 19
● 梅原(和歌山大学前駅)用地（和歌山市） ..... 11	● 白浜町 ITビジネスオフィス（白浜町） ..... 21
● 紀北橋本エコヒルズ（橋本市） ..... 13	● 白浜町第2 ITビジネスオフィス（白浜町） ..... 22
● 彩の台 商業施設用地（橋本市） ..... 16	● ANCHOR（白浜町） ..... 23
● あやの台北部用地（橋本市） ..... 17	● Office Cloud 9（白浜町） ..... 25

## ▶ 進出企業をしっかりサポート 企業立地優遇制度

● 全国最高水準の奨励金制度 ..... 27	● 地域雇用開発助成金 ..... 43
● 地域未来投資促進法に基づく支援制度 ..... 29	● 融資制度 ..... 44
● 税の優遇措置 税の優遇措置I／税の優遇措置II ..... 30	● 工場立地法の届出についてのご案内 ..... 45
税の優遇措置III ..... 31	● 建築確認の流れ（目安） ..... 46
税の優遇措置IV ..... 32	● その他、事業所の設置にあたって関連する法律等 ..... 47
● 市町村の優遇制度 ..... 33	● 人材支援 ..... 49

## ▶ 人材と支援機関など県の概要 和歌山アウトライン

● 交通アクセス ..... 53	● 情報通信環境 ..... 64
● 教育機関 和歌山大学／和歌山県立医科大学 ..... 57	● 県内産業の集積 ..... 65
近畿大学(和歌山キャンパス)／和歌山信愛女子短期大学	● 農林水産業 ..... 67
和歌山工業高等専門学校／和歌山信愛大学	● 就労実態 ..... 69
● 高等学校(職業系学科)／職業能力開発施設 ..... 60	● 暮らしやすい和歌山 ..... 71
県立産業技術専門学院	● 誘致企業一覧 ..... 72
● 支援機関 和歌山県工業技術センター ..... 62	● 和歌山県内の企業誘致担当窓口 ..... 77
和歌山県立情報交流センター Big・U	
公益財団法人 わかやま産業振興財団	

# MESSAGE

## 「企業を大切に」をモットーに

和歌山県では、新たな産業や雇用機会を創出するため、企業の立地を強力に推進しています。社会・経済のグローバル化や情報通信技術の急速な進歩に伴い、ビジネス環境はめまぐるしく変化しています。私たちは、その変化に的確に対応するとともに、企業のニーズに耳を傾け、企業と一緒に各種課題を解決することで、安心して事業展開していただける環境づくりを常に行っています。



和歌山県知事 岸本 周平

また、各企業との円滑なコミュニケーション

を図るため、お問い合わせにはワンストップで対応しています。本県での事業展開を御検討いただける方は、担当窓口である企業立地課または県東京事務所までお気軽にお問い合わせください。

「和歌山県で良かった」と思ってもらえるよう、職員一丸となって企業の立地を全力で支援してまいります。

### 和歌山県の概要

面積 **4,724.67km<sup>2</sup>**  
資料：国土交通省国土地理院

人口 **884,627人**  
(2024年4月1日現在)

気温 **平均17.4℃**

降水量 **1,006.5mm**

日照時間 **2,260.4時間**

気温・降水量・日照時間の資料：  
「統計でみる都道府県のすがた2024」総務省 統計局



interview **01** 幅広い人材が集まる  
便利な労働環境

トランスコスモス株式会社  
和歌山市黒田39-2



トランスコスモス株式会社  
CX事業統括  
デジタルカスタマーコミュニケーション総括  
第五サービス本部 CXスクエア和歌山  
センター長 十和 善仁 さん

当社は東京に本社を置き、顧客サポート支援やビジネスサポートなどのアウトソーシングサービスを世界28か国172拠点に提供しています。

和歌山への進出の決め手は、トランスコスモス(株)前身の創業地であり、創業者の出身地ということで故郷に貢献したいという思いもあったと聞いております。

わかやまセンターはJR和歌山駅から徒歩圏ですが、従業員の通勤の利便性が重要と考え、駐車場(約200台分)を常設し、車通勤と合わせて公共交通機関での通勤と、アクセスしやすいチャネルを確保しています。これにより和歌山市をはじめ紀北地域、海南・有田地域など、広範囲の人材が通勤圏として当社で活躍いただいております。

またMCMセンターわかやま従業員のほとんどが県内雇用で、そのうち80%が女性です。

以前から女性活躍のための社内インフラを整え、『令和4年度和歌山県女性活躍推進賞』を受賞しました。

これからも地元の皆さまと男女の分け隔てなく、幅広い年齢層の皆様と一緒に業務に取り組み、和歌山県関係自治体の皆さま、企業さまとの関係発展に努めて参りたいと考えています。

紀北橋本エコヒルズ

interview **03** 用地の広さと  
アクセスの良さが魅力

田村薬品工業株式会社 橋本市紀ノ光台3丁目2番1号



当社は、大阪の葉の町「道修町(どしちょうまち)」に本社を置き、医薬品・医薬部外品及び健康食品、清涼飲料水の製造・販売を手掛ける総合医薬品製造メーカーです。大手製薬企業製品の受託製造を行うとともに、研究開発による自社製品の製造・販売を行っております。進出に至った経緯は、海外医薬品メーカーとの競争や協業を見据え、また将来の国内少子化も見越すとともに社員の家族を幸せにする体制を整えることが大きな開設した経緯となっています。

和歌山県を選んだ理由は、将来用地の敷地として、十分な広さを確保できること、そして京奈和自動車などによるアクセス面で、陸、海、空での輸送が有利であること、加えて何より和歌山県や橋本市の企業誘致の姿勢が活発で、親切に対応していただいたことが、選定のポイントになりました。

紀ノ光台工場(和歌山県橋本市)では、更なる受託生産に対応するため、延床面積約3,000㎡の増設工事を行っており、国内外で通用する製品の生産体制の増強により努め、また、本店工場(奈良県御所市)、五條工場(奈良県五條市)及び紀ノ光台工場の3工場は、製造拠点として国内のみならず、グローバルな医薬品製造工場として業容の拡大を一層図り、「健康開発企業」を目指します。



田村薬品工業株式会社  
代表取締役社長  
田村 大作 さん

進出  
企業  
インタビュー

# 和歌山県に進出した理由!!

どうして和歌山県に進出を決めたのか、なにか決め手となる制度があったのか、

その進出理由を企業に聞いてみました。

北勢田

interview **02** 県と市のサポートで  
全てが順調

中部抵抗器株式会社 紀の川市北勢田字山田726番11



中部抵抗器株式会社  
常務取締役 統括部長  
光松 克祐 さん

当社は、愛知県稲沢市に本社を置き、三菱電機(株)様向けの空調機用熱交換器やエレベーター部品、FA機器などを製造しております。この度、和歌山県にある三菱電機(株)様向けの熱交換器工場として、よりお客様の近くで生産体制を作ると共に、BCPの観点や物流コスト削減を図っていくため和歌山に進出を決めました。

進出におきましては、何かと分からないこともありまして、県の企業立地課に相談させて頂いたところ、和歌山市からも近く、京奈和自動車道などアクセスも便利な用地があるということで、北勢田第2工業団地をご紹介頂き、進出を決めることになりました。

奨励金制度はもちろん、県知事や紀の川市長のトップセールスをはじめ、県と市の職員の皆様方には非常に熱心に対応して頂き感謝しております。

雇用の面でも、各学校や就職フェアなども紹介頂き、計画通りに人材も集まり、平成25年8月から操業しております。地元採用が7割で、社員の一員として共に頑張ってくれています。

今後も事業拡大に向けて、お客様との関係、行政と地元の方々との関係を大切にしながらしっかりと事業を行っていきたくと思っています。

紀北橋本エコヒルズ

interview **04** 和歌山から高付加価値商品を世界へ

NTN株式会社 和歌山製作所 橋本市紀ノ光台3丁目2番7号



当社は、大阪市に本社を置く、精密機器メーカーです。世界33カ国に約220の拠点をもち、グローバルに事業を展開しています。主力商品であるベアリングは、自動車をはじめ、鉄道車両、建設機械、航空機、医療機器などさまざまな産業機械に用いられています。

2023年10月に紀北橋本エコヒルズ「紀ノ光台」で和歌山製作所を本格稼働しました。進出の決め手は、旧工場(大阪府河内長野市)からも近く、京奈和自動車道の開通により大阪市内や関西空港をはじめ、近畿・中部地方への交通アクセスが良く、生産拡張と物流短縮の観点から事業を推進しやすい。また、近隣には多数の高等学校があり、優秀な人材の確保が期待できることも魅力でした。

進出にあたり、和歌山県庁の皆さま、橋本市役所の皆さまには熱心にご対応頂き感謝いたしております。

「和歌山製作所」では、自動車の電動化や低燃費化を背景に、市場ニーズが急速に高まっている高機能ラジアルベアリングと、産業機械分野で幅広くご使用頂くベアリングユニットの生産を行います。

地域の皆さまに愛される企業を目指すとともに、ベアリングをはじめ、機械をなめらかに動かす商品を世界に送り出し、「なめらかな社会」の実現に貢献してまいります。



interview  
**05** 和歌山で世界に  
向けたモノづくりを



恵和株式会社 日高郡印南町印南原4026-13  
御坊市塩屋町北塩屋字才郷谷1825-17



御坊工業団地



恵和株式会社  
執行役員  
技術生産本部 本部長  
藤井 一将 さん

恵和は、東京証券取引所プライム市場に上場しているメーカーです。国内では東京と大阪に本社機能があり、和歌山・滋賀・兵庫の3か所に生産拠点ががあります。最も規模の大きな生産拠点である和歌山テクノセンターでは、パソコンやタブレット、スマートフォンなどに使用される液晶ディスプレイ用の光学フィルムなど、恵和ブランドの製品を研究・開発・生産しており、これらの製品は、今や世界のブランドメーカーに認められ広く採用されています。

和歌山県に進出した理由は、クリーン環境を維持できる立地環境の良い場所であること、県や市町村の誘致担当者が熱心に誘ってくれたこと、地元で優秀な人材の確保が望めること、気候が温暖で冬場の交通に問題のないこと、そして、高速道路の御坊ICに近く、世界への玄関口となる関西空港へのアクセスも良かったことなどです。

和歌山テクノセンターの従業員約200名のうち、約90%は和歌山出身者です。

地域で愛され、信頼され、期待される企業として、今後も和歌山の皆さんと共に全世界に貢献していきたいと思っております。



interview  
**06** 地域との信頼関係も充実



SWS西日本株式会社 新宮市佐野2106-7



SWS西日本株式会社  
製造本部 新宮工場  
新宮工場長  
下地 康浩 さん

住友電装グループの国内製造拠点として、自動車用ワイヤーハーネスの製造を通じ、自動車産業発展の一翼を担い、三重、和歌山、石川、大分、熊本の5県に工場を展開、それぞれの地域に根差した企業です。

現在は、時代の変化とともに、海外製造拠点のマザー工場としても機能し、東南アジア各国にあるグループ会社の技術指導や人材育成にも携わっています。

三重県松阪の本社から規模拡大の為32年前に新宮市に進出し、新宮市とも長い付き合いになりますが、私達も地域ボランティア活動にも積極的に参加させて頂き、更に信頼関係を深めていきたいと考えています。

新宮工場はほとんどが県内の雇用で、従業員は約200名。そのうち約半数が女性です。

毎年「住友電装グループワイヤーハーネス技能五輪」に参加するなど、海外グループ会社の皆さんと共に、高度な技術力を身につけようとしています。

今後も世界同一最高品質の製品を生産、提供できる様、技能向上につとめていきます。

interview  
**07** Innovationが  
地方の時代を作る

クオリティソフト株式会社 西牟婁郡白浜町中1701-3



クオリティソフト株式会社  
代表取締役CEO  
浦 聖治 さん

「東京でなくてもできる仕事は東京でやる必要はない」この想いから、和歌山に会社を設立しました。

私たちの住む日本は、水と太陽と四季が自然を育む豊かな素晴らしい国です。そしてその素晴らしい自然は、開発し尽くされた都市ではなく地方にあります。世界一と言っても良いほどの豊かな自然に恵まれた日本人こそ、地方に住んでその豊かさを享受し、明日に向かう新たな発想を得て、精神的にも物質的にも豊かになり、世界に豊かさの範を示すべきだと考えています。

クオリティソフトの本社は白浜町にあり、開発拠点として約100名の社員が働いています。更に大きな雇用を生み出すには、一企業の活動範囲に留まらず、様々な企業や人がこの地に関わり協力する必要があります。それには人々や企業が交じり合えるハブが必要になります。人々が集い、交流することで新しいアイデアが生まれる場所を作りました。名付けて「INNOVATION SPRINGS」。南紀白浜の温泉にかけてイノベーションが湧き出してくる泉という意味を持ちます。ここに未来を創造する人材が集まります。

私たちは、南紀白浜に生み出したINNOVATION SPRINGSを核に、様々な人々と接点を持ち、地方からイノベーションを生み出し、豊かな世界の創造に貢献してまいります。

Think Global Act Local.

私たちは自分たちの住む地域を大事にし、その豊かさに貢献したいと考えています。その積み重ねが我が国日本を豊かにし、そして豊かな世界の創造に繋がると信じています。



interview  
**08** リゾート要素が生み出す  
ポジティブスパイラル

株式会社セールスフォース・ジャパン 西牟婁郡白浜町2998-96



株式会社セールスフォース・ジャパン  
セールスディベロップメント本部  
営業戦略室 室長 白浜オフィス長  
吉野 隆生 さん

当社はクラウドを使った顧客管理や営業支援のサービスを展開しています。きっかけは離れたサテライトオフィスで業務を行った社員が、リフレッシュ効果やモチベーションに関してどのように変化するか実証したいと思い、総務省が推進する「地域実証事業」へ参画する形で2015年白浜町に開所しました。

拠点を決めた理由は東京本社からのアクセスの良さと安定したインフラネットワークが整備されていること。そして企業を誘致した後のサポートまでを前提に考えて和歌山県や白浜町が活動されていたことです。

現在は顧客に対応する内勤営業チームが11名おり、移住者は4名、残りの社員は東京オフィスから3ヵ月間の循環型出張で来ています。

白浜オフィスでは窓の外前面に海が広がり、自然に囲まれた環境で仕事をしているので、オフィス空間の中でもオンとオフの切り替えが効率的にできます。同じ営業チームでも東京オフィスより20%生産性が高い実績が出ています。

また、当社では社会貢献活動を行っているのですが、地域に密着したボランティア活動が社員のモチベーションになり、生産性の向上に繋がっていると感じます。

今後は様々な部門の社員が交流できる拠点にしていきたいのと、和歌山県の有望なIT人材の育成にも貢献していきたいと考えています。



# 和歌山県で 躍進する企業をご紹介します！

## オンリーワンを、和歌山で創造し続けます。

株式会社島精機製作所 和歌山市坂田85番地



和歌山発、世界の総合メカトロニクス企業

品質の高さで世界的に定評のある、島精機製作所の横編機。その最新鋭機をはじめ全ての製品が和歌山の本社工場で作られています。世界初の多くの横編機を発明してきたのが、会長の島さん。コンピュータ横編機の売り上げは世界ナンバーワンのシェアを誇ります。縫製が不要でファッション性の高い製品が作れるホールガーメント横編機は、世界の有名ブランドで採用されています。「創立以来、ずっと心がけていることは、世界にないものを創ろう。



さらに、魂のこめたものを、適正な価格で世界に送り出そう。技術と感性とコスト(経済性)の3つの輪をそれぞれ大きく成長させればもっといいものができる。シマセイキスピリットは「最高機能の製品を経済的な価格でお届けする」ことです」

株式会社島精機製作所  
名誉会長  
島 正博 さん



### 和歌山の環境が、すぐれた発想を生む

世界初の技術や特許が目白押しの島精機製作所。地方都市にあって最先端技術の開発は大変では?「東京でなくても、最先端を走っていれば、情報は向こうからやってきます。人生の1/3が仕事、1/3が睡眠なら、残りの1/3は“考える”ために使うべき。和歌山には、それを可能にするゆったりとした環境があるんです。通勤時間も少なく済むので、ゆとりを持った生活を楽しむことができますね」

そして、島さんが社員に常に語るキーワードが【愛】と【創造】と【氣】。「まず、仕事を愛する。そうすればやる気につながり、創造が生まれます。そして最高機能の製品とノウハウを、お客様にお届けすることで業界は発展し、やがて信頼関係が生まれます。Give & Givenの発想です」とこやかに語ります。

## 和歌山で育んできた最先端の空調冷熱技術を世界へ

三菱電機株式会社 和歌山市手平6丁目5番66号



世界に誇る製品・技術を和歌山から

三菱電機株式会社冷熱システム製作所は、1943年にこの和歌山の地で操業を開始し、現在は三菱電機の空調冷熱事業の基幹事業所として大きな期待を背負い、世界数十か国へ空調冷熱機器を出荷しています。



三菱電機株式会社  
冷熱システム製作所 所長  
志田 安規 さん

「私たちの製作所では、カーボンニュートラルに向け、機器の省エネ性能追求に加え、システムコントローラによるエネルギー見える化や、AI技術による省エネ制御、地球温暖化係数のより低い冷媒を使用した空調機・給湯機・冷凍機の開発や、既設配管リユース空調機・冷凍機など、環境問題に正面から取り組むことで、この分野のパイオニアとしての役割を果たしてきたと自負しています。空調冷熱事業は世界的にも注目度の高い事業分野であり、当社としてもグローバルな事業展開をし

ておりますが、その中でも当製作所は、グローバル展開を支えるマザー工場として今後も大きな役割を背負っています。この和歌山の地から世界に誇る製品・技術をこれまで以上に発信していきたいと思



ておりますが、その中でも当製作所は、グローバル展開を支えるマザー工場として今後も大きな役割を背負っています。この和歌山の地から世界に誇る製品・技術をこれまで以上に発信していきたいと思

### 和歌山でこそ得られるビジネス環境

「和歌山は、世界遺産・熊野古道や高野山、また歴史ある城下町を有する一方、最近ではインフラ面での整備が強化されてきていると実感しています。加えて急速に進みつつある、IT技術を駆使した新しい働き方により、和歌山の魅力的な環境を享受しながら、日本全国あるいは世界各国と連携ができ、付加価値の高い事業活動を実施できるものと考えています。今後もいままで同様、和歌山の地域とともに成長していきたいと思

## 和歌山からITを通じて豊かな社会づくりを支える

### 「シェアクラウド」でDX推進を

スーパーなどの食品小売業向けサービス、卸売業向けクラウドEDIサービス、官公庁向け地域防災システム提供サービス、「マイナンバーカード」を活用したトラストサービス、モバイルネットワーク事業など、多岐にわたって活躍中のサイバーリンクス。「シェアクラウド(共同利用型クラウド)」による安心、安全、低価格で高品質かつ高機能なクラウドサービスを提案し、顧客の業務をデジタル化・効率化することにより、業界全体のDX推進や働き方改革を支援しています。



株式会社サイバーリンクス  
代表取締役社長 東 直樹 さん

株式会社サイバーリンクス

和歌山市紀三井寺849番地の3



### 豊かに効率よく働ける環境づくり

「当社が、魅力あるサービスを生み出し、持続的に成長しつづけるためには、一人ひとりが心身ともに健康で、活き活きと働けることが重要であると考えています。一人ひとりが持てる能力を最大限に発揮でき、豊かで充実した人生を実感できる、多様で働きがいのある環境整備を行います。」「また、企業間競争を勝ち抜いていくためには、“いかに効率よく働けるか”もポイントです。業務の効率性を向上させて企業としての競争力を強くするとともに、労働時間の短縮など、従業員の生活の充実や待遇の向上にもつなげていきたいですね。」と東さん。

同社は働く環境戦略として「Work Smart」を掲げ、テレワーク制度や時差出勤制度、社宅・単身赴任・オフィスのあり方の見直しなど、多様で柔軟な働き方のために、制度の導入や仕組みづくりを推進しています。



# 01 コスモパーク加太

和歌山市 高台に位置する工業用地! 多様なニーズに対応可能な大型区画です。

**分譲価格** お問い合わせください

**賃貸価格** 原則として不可

**引渡可能時期** 応相談

**ご相談** 和歌山県企業立地課  
**お問い合わせ** ☎073-441-2753

**2 6** 和歌山県企画課  
地域プロジェクト対策室  
☎073-441-2336

**A B** 和歌山市産業政策課  
☎073-435-1040

## 地区概要

事業主体	<b>2 6</b> 和歌山県土地開発公社 <b>A B</b> 和歌山市
所在地	和歌山市加太、磯の浦、深山
開発総面積	2,521,000㎡
用水	工業用水 -
	上水道 全体で最大1,000㎡/日 (企業側で受水槽の設置要) ※土地開発公社の開発区域のみ <b>A B</b> 要相談
排水	<b>2 6</b> 企業内処理→公共下水道 <b>A B</b> 要相談
電力	普通高圧 6.6kV 0km
	特別高圧 77kV 1.8km (加太変電所から引込可・企業負担有り)
都市ガス(中庄) 1時間当たりの供給量	1,500㎡/時
都市計画における 用途地域	都市計画区域内(無指定)
容積率	200%
建ぺい率	60%
導入希望業種	-
備考(規制・条件等)	海拔(50m~100m) <b>A B</b> 現状引渡

## 周辺環境



めでたいでんしゃ



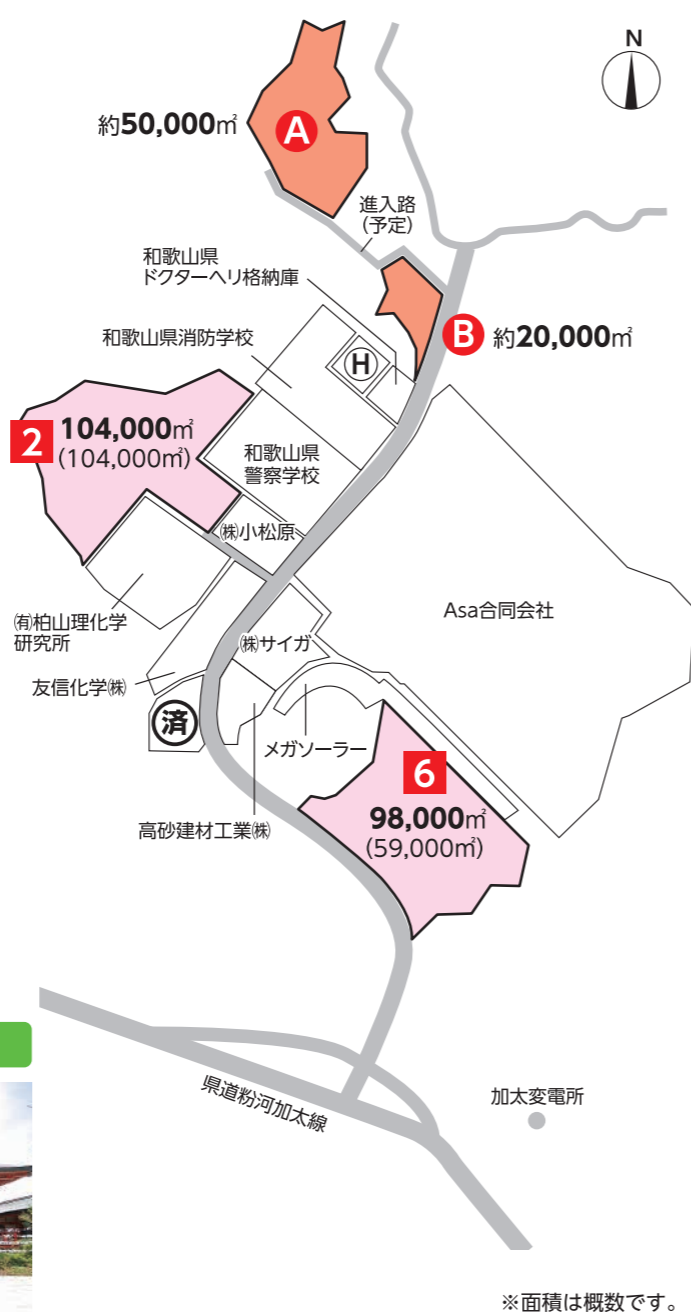
淡嶋神社



**分譲エリア・賃貸面積** (うち平地面積)

**2 6** 全区画合計 **202,000㎡** (163,000㎡)

**A B** 全区画合計 約**70,000㎡**



※面積は概数です。



## 交通アクセス



車で	大阪市内 約 80分
	関西国際空港 約 50分
	和歌山北IC 約 30分
	第二阪和国道 約 15分
電車で	南海電鉄なんば駅 約 90分
	JR和歌山駅 約 30分
	南海電鉄和歌山市駅 約 25分
	加太駅 約 5分

開発  
予定

# 梅原(和歌山大学前駅)用地

和歌山市 第二阪和国道平井ランプから車で約5分(約2.5km)/和歌山大学前駅徒歩圏内

交通  
アクセス



地域  
指定



地域未来投資促進法  
に基づく促進地域

分譲価格 お問い合わせください

引渡可能時期 お問い合わせください

ご相談 和歌山県企業立地課 ☎073-441-2753

お問い合わせ 和歌山市産業政策課 ☎073-435-1040

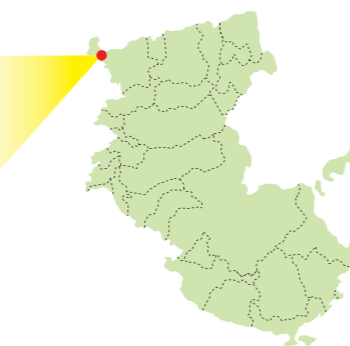
サンヨーホームズ(株) 和歌山プロジェクト室 ☎06-6578-3424

随時申込受付中

## 地区概要

事業主体	サンヨーホームズ株式会社	都市ガス	大阪ガス本管より供給 供給量については要協議
所在地	和歌山市梅原、中	都市計画における 用途地域	工業地域
開発総面積	約270,000㎡	容積率	200%
用水	供給量については要協議(P12右下※参照)	建ぺい率	60%
排水	個別浄化槽設置の上、既設下水管に放流 排出量については要協議	導入希望業種	応相談
電力	関西電力より供給 供給量については要協議	備考(規制・条件等)	海拔(約100m)

## 交通アクセス



車で	関西国際空港	約40分
	和歌山北IC	約15分
	第二阪和国道	約5分
電車で	南海電鉄なんば駅	約50分
	JR和歌山駅	約12分
	南海電鉄和歌山市駅	約7分

徒歩で約5分

梅原(和歌山大学前駅)用地



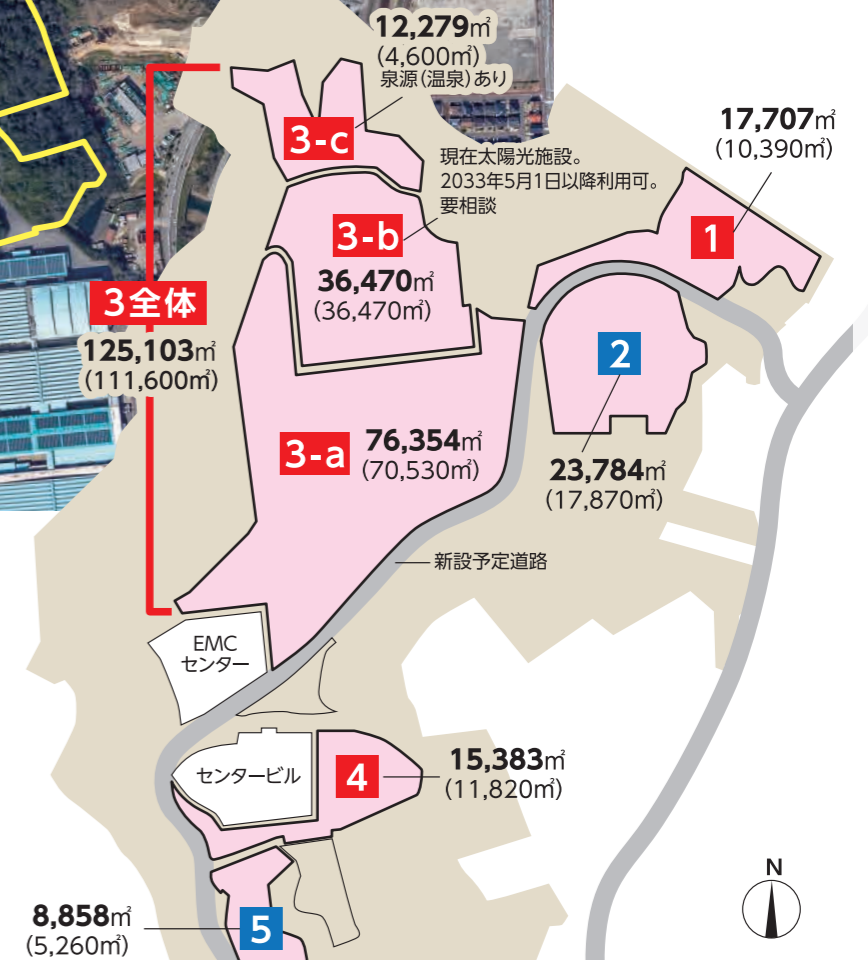
## 分譲エリア (うち平地面積)

全区画合計  
190,835㎡ (156,940㎡)

## 周辺環境



和歌山大学前駅



※一括での利用可能です。  
※各ブロックでの区割も可能です。  
※面積は概数であり、工事完了後に再測量を実施します。  
※給水量3,000㎡/日(注1)時間最大125㎡)以上の場合、対応可能。  
但し、10,000㎡/日(注1)時間最大416㎡)まで。  
[注1]…時間最大給水量は24時間使用前提であり、詳細は要協議。



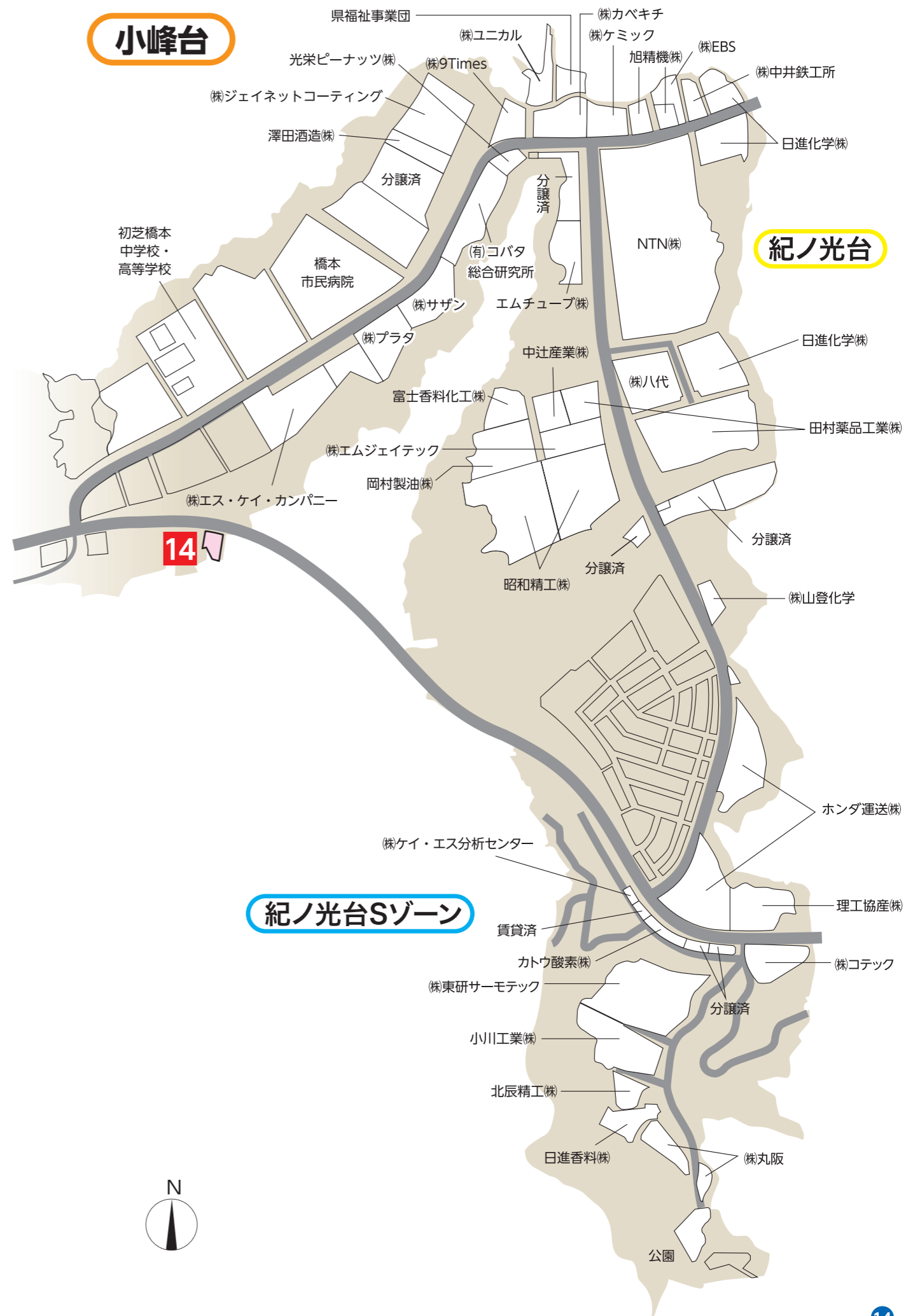
交通アクセス



交通手段	目的地	所要時間
車で	大阪市内	約 60分
	美原北 IC	約 50分
	西名阪郡山 IC	約 45分
	関西国際空港	約 45分
	和歌山 IC	約 25分
電車で	橋本東 IC	約 5分
	南海電鉄 なんば駅	約 41分
	南海電鉄 堺東駅	約 28分
	南海電鉄 河内長野駅	約 13分

バスで 約 10分

紀北橋本エコヒルズ

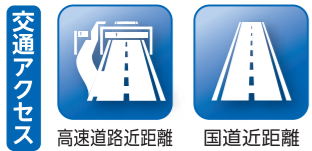




なん かい りん かん でん えん と し  
**南海・林間田園都市**  
 お みね だい  
**「小峰台」**

分譲エリア (うち平地面積)

全区画合計  
**2,161㎡** (2,161㎡)



周辺環境



橋本市民病院



京奈和自動車道

分譲価格 **14 3,800万円**

賃貸価格 お問い合わせください

引渡可能時期 即時

ご相談 お問い合わせ 和歌山県企業立地課 ☎073-441-2753  
 南海電気鉄道(株) 不動産事業本部 不動産営業部 ☎06-6644-7158

地区概要

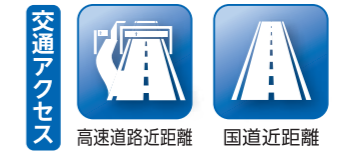
事業主体	南海電気鉄道株式会社
所在地	橋本市小峰台二丁目
開発総面積	小峰台226,193㎡
用水 1日当たりの給水可能量	工業用水 -
	上水道 10,000㎡/日(団地全体)
排水	企業内処理→公共下水道
電力 供給電圧と需給地点までの直線距離	普通高圧 6.6kV 0km
	特別高圧 33kV、77kV 約3.6km
都市ガス 1時間当たりの供給量	-
都市計画における用途地域	近隣商業地域
容積率	200%
建ぺい率	80%
導入希望業種	応相談
備考(規制・条件等)	海拔 170m

あや だい ぎょうむ しょうぎょう し せつ よう ち  
**彩の台 業務・商業施設用地**



分譲エリア

全区画合計 **12,694㎡**



分譲価格 **1 1億円**

**2 1億6,000万円**

賃貸価格 お問い合わせください

引渡可能時期 お問い合わせください

ご相談 お問い合わせ 和歌山県企業立地課 ☎073-441-2753  
 南海電気鉄道(株) 不動産事業本部 不動産営業部 ☎06-6644-7158

地区概要

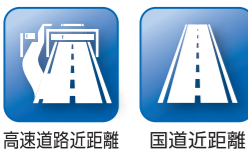
事業主体	南海電気鉄道株式会社
所在地	橋本市あやの台一丁目
開発総面積	32,152㎡
用水 1日当たりの給水可能量	工業用水 -
	上水道 未定
排水	企業内処理→公共下水道
電力 供給電圧と需給地点までの直線距離	普通高圧 6.6kV 0km
	特別高圧 要協議
都市ガス 1時間当たりの供給量	-
都市計画における用途地域	近隣商業地域
容積率	200%
建ぺい率	80%
導入希望業種	事務所・倉庫・店舗・車留
備考(規制・条件等)	海拔(約160m~約175m)

開発中

# あやの台北部用地 (第1次事業)

橋本市 京奈和自動車道橋本東ICから車で約5分! 京阪神から交通アクセスの良い内陸型の工業団地!

交通アクセス



地域指定



2024年度  
分譲開始予定

分譲価格 **29,000円/㎡(目安)**

随時申込受付中

ご相談  
お問い合わせ  
和歌山県企業立地課 ☎073-441-2753  
橋本市企業誘致室 ☎0736-33-1211  
南海電気鉄道(株) 不動産営業本部 不動産部 ☎06-6644-7158

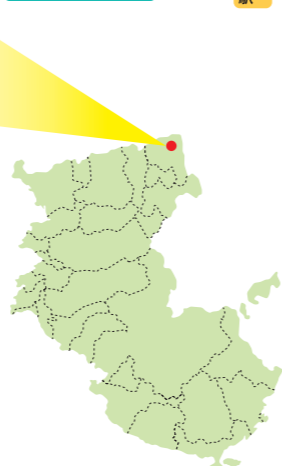
## 地区概要

事業主体	橋本市	都市ガス	-	
所在地	橋本市隅田町山内・平野・真土の一部	都市計画における用途地域	工業地域 ※特別用途地区	
開発総面積	全体	約1,410,000㎡	容積率	200%
	第1次事業	約950,000㎡		
用水 1日当たりの給水可能量	工業用水	-	建ぺい率	60%
	上水道	650㎡/日(第1次事業全体)		
排水	公共下水道計画区域内で污水管へ接続可 ただし、排水量については要協議	導入希望業種	応相談	
電力 供給電圧と需給地点までの直線距離	普通高圧	6.6kV 0km	備考(規制・条件等)	海拔(約200m)
	特別高圧	要協議		

## 交通アクセス



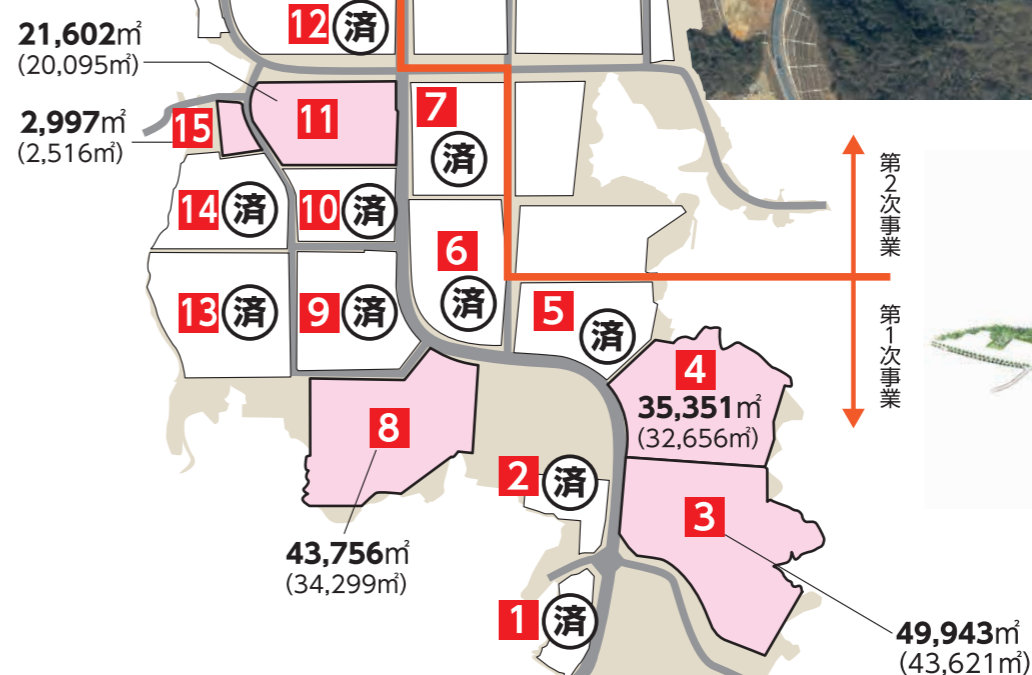
車で	大阪市内	約 60分
	美原北IC	約 50分
	西名阪郡山IC	約 45分
	関西国際空港	約 60分
	和歌山IC	約 40分
	橋本東IC	約 5分
電車で	南海電鉄 なんば駅	約 41分
	南海電鉄 堺東駅	約 28分
	南海電鉄 河内長野駅	約 13分
	林間田園都市駅	バスで 約 10分



## 分譲エリア

(うち平地面積)

全区画合計  
**153,649㎡**  
(133,187㎡)



開発着手あやの台北部用地(第1次事業)

ご相談  
お問い合わせ

和歌山県企業立地課  
☎073-441-2748  
田辺市商工振興課  
☎0739-26-9970

交通アクセス



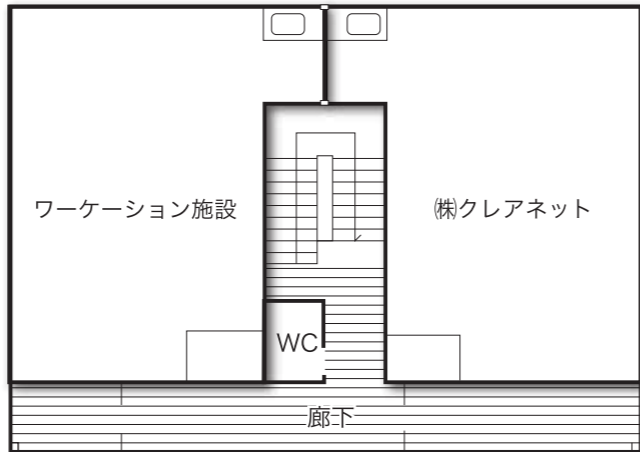
高速道路近距離



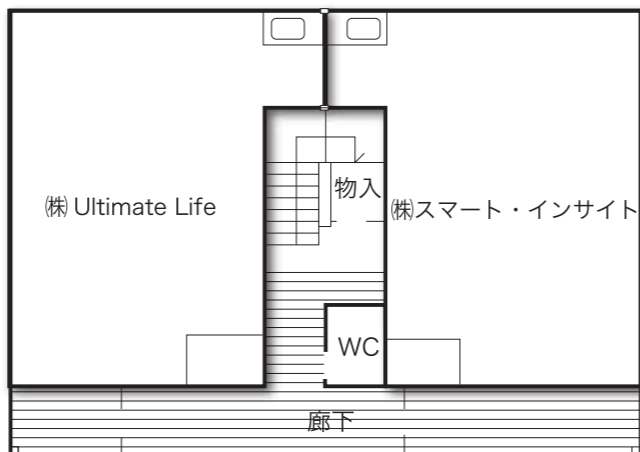
国道近距離

オフィス概要

施設管理者	株式会社秋津野
所在地	田辺市上秋津4558番地の2
構造等	木造2階建(4部屋)、 面積約46㎡ 4室、空調(AC)完備
竣工	2019年2月25日
附属施設	秋津野ガルテン (元上秋津小学校跡地の木造校舎を リノベーション) 農家レストラン、宿泊施設、会議室 (最大40名)、教室を利用した交流施設



2F



1F



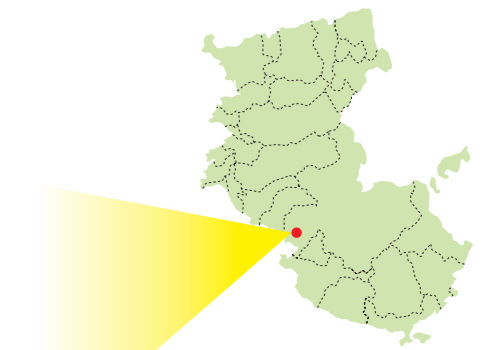
みかん畑



秋津野からのメッセージ

ソフトウェアやシステム開発等を、秋津野の里の豊かな農村空間で実現しませんか。田舎で暮らす新しいライフスタイルもご提案します。都会での仕事や人間関係のストレスを、秋津野の里の自然や農業、そして、ここに暮らす人々が癒してくれるでしょう。この里で、全国の地方が再生のために待ち望んでいるICTを活かす取り組みやシステム開発をしてみませんか。

交通アクセス

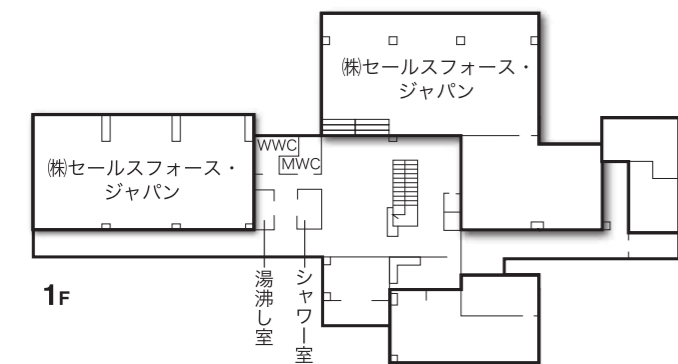
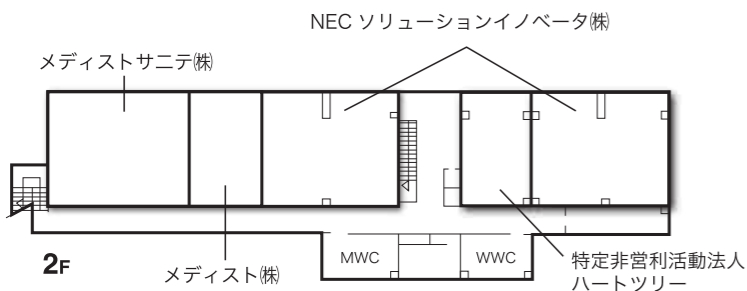


車で	大阪市内	約 120分
	和歌山市内	約 75分
	南紀白浜空港	約 25分
	南紀白浜IC	約 20分
	南紀田辺IC	約 10分
電車で	JR 新大阪駅	約 120分
	JR 和歌山駅	約 60分
	紀伊田辺駅	約 15分

# 04 白浜町ITビジネスオフィス

白浜町

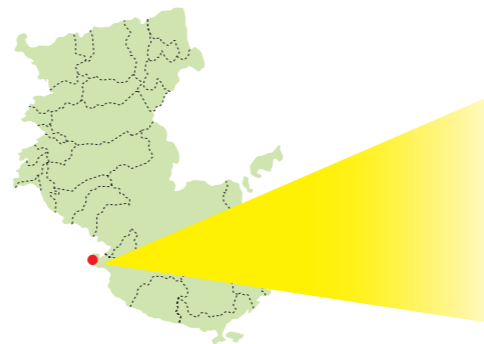
オフィスは豊かな自然環境に囲まれ、ソフトウェア開発等に最適の環境です。



白良浜



花火大会



## オフィス概要

施設管理者	白浜町
所在地	白浜町2998番119
延床面積	838㎡(業務室1室31~91㎡ 倉庫1室12~34㎡)
竣工	2004年1月

## 交通アクセス

車で	
大阪市内	約 130分
和歌山市内	約 75分
南紀白浜 IC	約 15分
南紀白浜空港	約 5分
国道42号	約 5分
電車で	
JR 天王寺駅	約 120分
JR 和歌山駅	約 75分
白浜駅	約 10分

白浜町  
ITビジネスオフィス

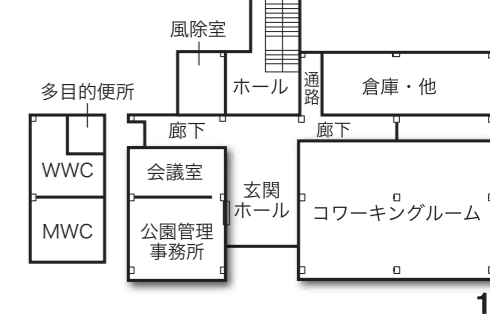
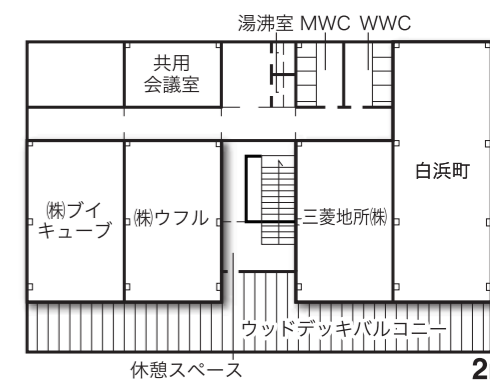
# 05 白浜町第2ITビジネスオフィス

ご相談・お問い合わせ 和歌山県企業立地課 ☎073-441-2748、白浜町総務課(企画政策係) ☎0739-43-6598



## オフィス概要

施設管理者	白浜町
所在地	白浜町2054番地の1(平草原公園内)
構造等	鉄骨2階建(4部屋) 面積100㎡1室、60㎡3室 共用会議室24㎡ コワーキングルーム102㎡
竣工	2018年6月



崎の湯



**賃貸価格** お問い合わせください

**ご相談  
お問い合わせ**

和歌山県企業立地課  
☎073-441-2748  
白浜町総務課(企画政策係)  
☎0739-43-6598  
オーエス株式会社  
東京事務所  
☎03-6880-9298

**オフィス概要**

施設管理者	オーエス株式会社
所在地	白浜町1313番地
構造等	鉄筋コンクリート造、地上3階建 (遊休施設をリノベーション) 延床面積:985.85㎡(オフィス7室:計465.89㎡) コワーキングスペース1室(会議室1室あり) シアタールーム、共用スカイテラス
竣工	2020年11月



白良浜



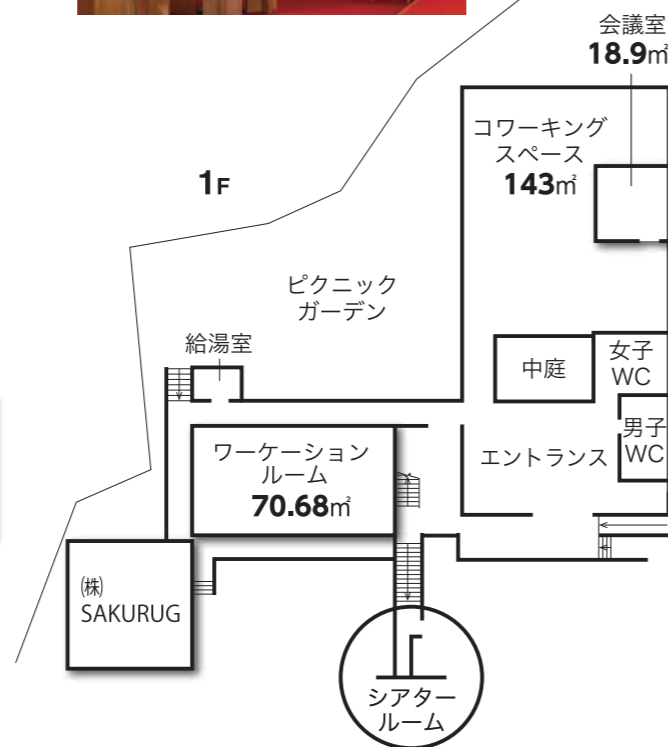
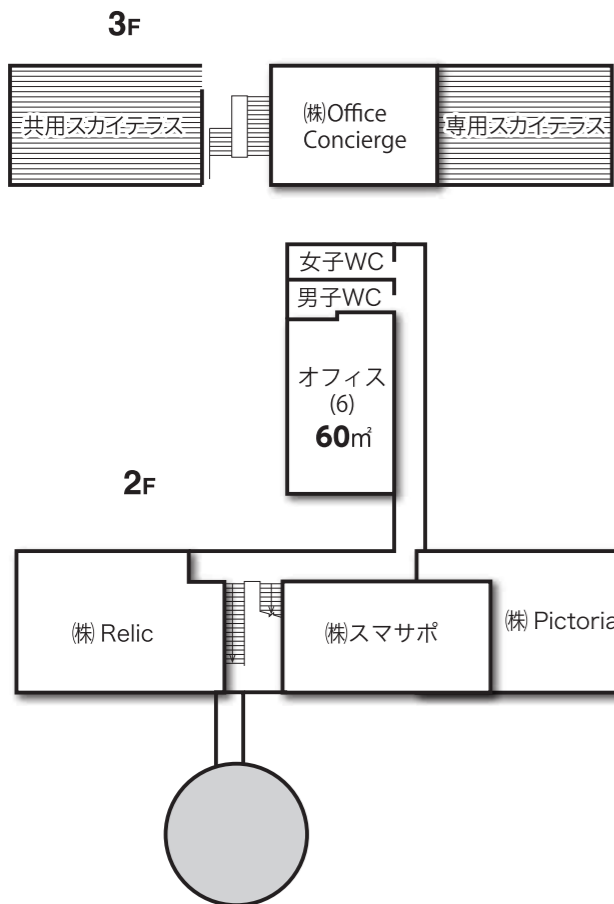
コワーキングスペース



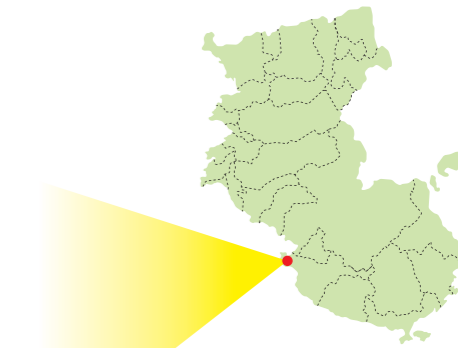
**ANCHORからのメッセージ**

白浜で初となる民設民営のICTオフィスビルが完成しました。オフィス内で働くだけでなく様々な選択肢を充実させたON/OFFの循環をテーマとした建物です。

共用スペースとして140㎡超の広々としたコワーキングルーム、スクリーン・プロジェクター・スピーカーを備えたシアタールームや会議室、自然を身近に感じられるスカイテラスやピクニックガーデンを備えています。また、ワーケーションルームは1日単位の短期での利用が可能で、長期利用を希望される場合もご相談頂ければ柔軟に対応します。五感をフルに刺激して感覚・感度を高めて働きませんか？



**交通アクセス**



**交通アクセス**

車で	大阪市内	約 130分
	和歌山市内	約 75分
	南紀白浜 IC	約 15分
	南紀白浜空港	約 10分
	国道42号	約 10分
電車で	JR 天王寺駅	約 120分
	JR 和歌山駅	約 75分
	白浜駅	約 10分

**賃貸価格** お問い合わせください

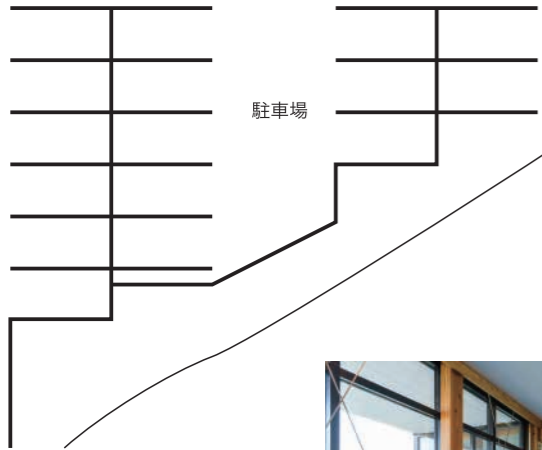
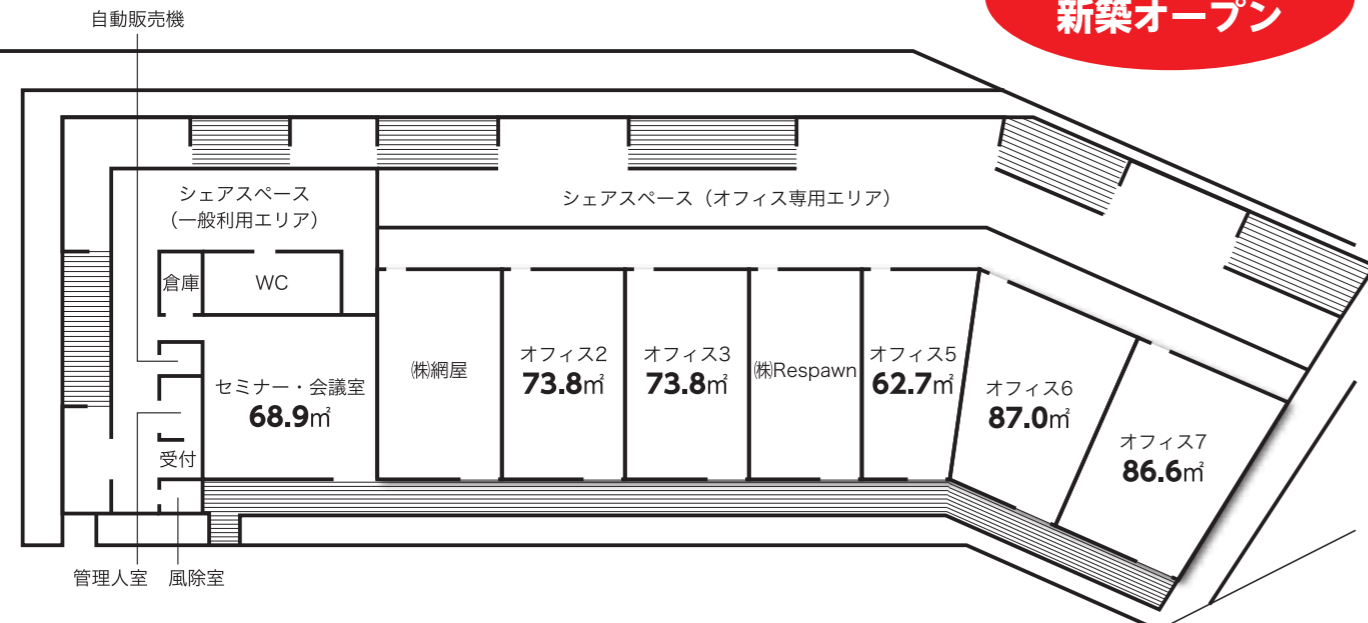
**ご相談  
お問い合わせ**

和歌山県企業立地課  
☎073-441-2748  
白浜町総務課(企画政策係)  
☎0739-43-6598  
Office Cloud 9  
☎0739-33-2330

**オフィス概要**

施設管理者	株式会社オリエンタルコンサルタンツ
所在地	白浜町才野1622番1086
構造等	木造、地上1階建 延床面積:999.9㎡(オフィス7室・計524.9㎡) 会議室1室あり シェアスペース(個室ブースあり)

**2022年10月  
新築オープン**

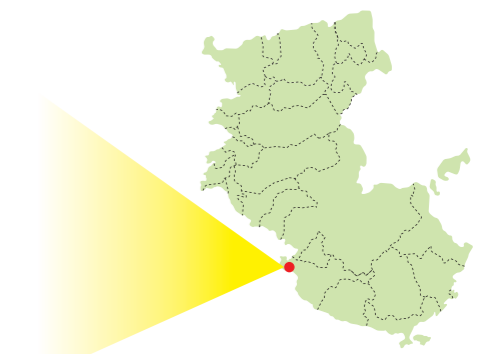


施設の外觀

**Office Cloud 9 からのメッセージ**

Office Cloud 9は南紀白浜空港のすぐ隣に位置しており、東京へのお出張等にとっても便利です。オフィス専用エリア内には、空港滑走路が展望できるシェアスペースを完備しており、パノラマビューを楽しみながら、テナント企業の交流・商談の場としてご利用いただけます。本施設は木造建築物であり、Nearly ZEBの認証を取得している環境にやさしい施設です。自然豊かな白浜で、新たな働き方を実践しませんか？

**交通アクセス**



**交通アクセス**

徒歩で	南紀白浜空港	約 5分
車で	大阪市内	約 130分
	和歌山市内	約 75分
	南紀白浜 IC	約 10分
電車で	白浜市街地	約 5分
	JR 天王寺駅	約 120分
	JR 和歌山駅	約 75分

# 全国最高水準の奨励金制度

お問い合わせ：和歌山県企業立地課 ☎073-441-2753

県内に新たに\*対象施設を**建設、取得、賃借または増設**する企業が一定の要件を満たす場合、奨励金を交付します。

\*対象施設とは、「工場」と「試験研究施設・オフィス施設」であり、それぞれ奨励金の取扱いが異なります。

最高 **100** 億円

## 誘致対象企業の要件

- ① 正社員数21人以上
- ② **工場の場合**：直近決算期の年間売上高が正社員1人あたり2,000万円以上  
**試験研究施設・オフィス施設の場合**：直近決算期の年間売上高が正社員1人あたり1,200万円以上

- ③ 過去5年以内に重大な法令違反、反社会的行為をしていないこと。
- ④ 環境保全、労働環境の向上、地域社会への貢献について十分な実績と能力を有すること。
- ⑤ 安定した雇用機会の創出、地域経済産業の活性化に寄与すること。

注：①②の要件を満たさない場合でも、審査会で審査を行い、対象と認められる場合があります。

## 工場の奨励金

奨励金の交付要件 下記①②の要件を操業開始から1年目に満たすことが必要です。

### ① 投下固定資産額

1億円以上



紀中・紀南地域等の特定業種にあつては、**5千万円以上**

### ② 新規地元雇用者と転入雇用者の総数

10人以上 うち新規地元雇用者 **5**人以上



紀中・紀南地域の特定業種にあつては、新規地元雇用者と転入雇用者の総数が**5人以上**

※1 紀中・紀南地域：有田市、御坊市、田辺市、新宮市、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

※2 特定業種：食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこを除く)、木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、プラスチック製品製造業

## 奨励金の算定方法

奨励金の種類	新規地元雇用者等の数	算定方法	限度額
雇用奨励金	100人未満	(新規地元雇用者数+転入雇用者数)×30万円(3年間適用)	1億円 (累計限度額)
	100人以上	(新規地元雇用者数+転入雇用者数)×50万円(3年間適用)	10億円 (累計限度額)
立地奨励金	50人未満	投下固定資産額×10%(注1)	2億円
	50人以上200人未満		5億円
	200人以上500人未満		10億円
	500人以上1000人未満		50億円
	1000人以上		90億円
本社機能移転奨励金(注2)	20人未満(注3)	本社部分の投下固定資産額×30%	1億円
	20人以上30人未満(注3)		2億円
	30人以上(注3)		3億円

注1 投下固定資産額200億円を超える部分に対して乗じる率は5%となります。

注2 操業を開始した日から3年以内に県外から本社機能を移転し、本社登記が行われた場合

注3 新規地元雇用者と当該本社事務に従事する転入雇用者の総数

備考：増設にかかる立地奨励金は、1億円を限度とします。

用語解説	<b>●新規地元雇用者</b> 新規立地する企業が、協定締結日以降に新規立地工場等で勤務することを前提として採用した正社員のうち、県内に住所を有し、基準日に勤務している人。(2年目以降は新たに増加した新規地元雇用者とする。)	<b>●転入雇用者</b> 新規立地する工場等で勤務するため、県外から県内に住所を移転した正社員で、新規地元雇用者を除いた人。	<b>●正社員</b> 期間の定めのない雇用契約を締結した労働者で、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入した人。
	<b>●投下固定資産額</b> 地方税法第341条に規定する固定資産(土地を除く)のうち工場等において当該事業の用に供するものの取得価格の合計額(消費税及び地方消費税を除く)。割賦払い及びリース契約等で所有権移転をするものについては、その全額を資産とします。	<b>●投下固定資産額等</b> 投下固定資産額及び新規事業所において当該事業の用に供するものの額。固定資産に当たるもので賃借契約を締結しているもの(建物を除く)を含み、消費税及び地方消費税を除きます。	

## 試験研究施設・オフィス施設の奨励金

### 奨励金の交付要件

右記要件を操業開始から1年目に満たすことが必要です。

新規地元雇用者と転入雇用者の総数 **3**人以上

ただし、和歌山市へ立地の場合にあつては、新規地元雇用者と転入雇用者の総数が**5人以上**

### 奨励金の算定方法

奨励金の種類	算定方法	新規地元雇用者等の数	累計限度額
雇用奨励金	(新規地元雇用者数+転入雇用者数)×30万円(3年間適用)		
立地奨励金	投下固定資産額等×30%(新規立地に係る投下固定資産額等が1,000万円以上の場合に限る)	20人未満	1億円
通信補助金	通信回線使用料×50%(3年間適用)	20人以上30人未満	2億円
オフィス賃借補助金	賃借料×50%(3年間適用)	30人以上	3億円
航空運賃補助金(3年間適用)	情報関連事業	南紀白浜空港～東京	50%又は6,000円/回補助(いずれか高い方)
	上記以外	関西国際空港～東京	3,000円/回補助
人材確保補助金(1年間適用)	情報関連事業	①求人広告費×50%	③インターネットによる求人情報・求職者情報提供(人材データベース等)サービスの利用率×50%
		②人材紹介手数料等×50%	

## 大規模オフィス移転への奨励金

### ①大規模オフィス移転・多数移住奨励金

対象企業	主な要件	奨励金額
本社機能の一部移転等を行う企業(誘致企業) ※業種・規模の要件あり	操業開始後1年目までに転入雇用者の総数が100人以上	通常の奨励金の累計限度額3億円を10億円に引き上げ(奨励金の種類に住居補助金を追加)

### ②オフィス施設整備補助金

対象企業	主な要件	奨励金額
誘致企業が入居するオフィス施設を整備する者	誘致企業を自ら誘致し、誘致企業が操業開始後1年目に転入雇用者数の総数100人以上を実現	オフィス施設(誘致企業の入居部分)の建設費用×1/3(最高10億円)

# ▶ 地域未来投資促進法に基づく支援制度

**概要** 事業者が工場等の新設・増設や設備投資などを行う場合に「地域経済牽引事業計画」の承認を行っています。  
**知事の承認を受けると税の優遇制度などの支援措置**を受けることができます。  
 (国の地域経済牽引事業先進性評価委員会において先進性等の確認があります。)

### 地域経済牽引事業計画

(1) 地域経済牽引事業計画承認申請書 ..... 1部  
 (2) 定款の写し ..... 1部  
 (3) 最近2期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書 .. 1部

※(3)の書類がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類が必要です。

**受付窓口**  
 和歌山県商工労働部 企業政策局 企業立地課  
 ☎073-441-2753

### 主務大臣が定める基準に係る確認申請書

県から計画の承認を受けた後に提出してください。

(1) 主務大臣が定める基準に係る確認申請書 ..... 1部

先進性等の基準に適合すると認められるときは、主務大臣から**確認書が交付されます**。(基準への適合が認められず、確認書が交付されなかった場合には、税の優遇措置は受けられません。)

**受付窓口**  
 近畿経済産業局 地域経済部 地域連携推進課  
 ☎06-6966-6013

- 戦略的分野**
- 成長ものづくり分野  
機械器具等製造分野/  
ロボット等加工・組立分野(医療・福祉分野を含む)/  
化学工業関連分野(GX・航空・宇宙分野を含む)
  - DX分野 (IT・ソフトウェア・通信技術分野を含む)
  - エネルギー・環境分野
  - 観光分野
  - 農林水産分野 (食品、6次産業化等を含む)
  - 物流関連分野



# ▶ 税の優遇制度

**税の優遇措置 I (地域未来投資促進法)**  
 地域経済牽引事業計画を策定し、県の承認を受けるとともに、国が定める先進性等の基準に適合すると認められ、下記の条件を満たした場合に、税の軽減措置を受けることができます。

国 税			県 税	市町村税
法人税			不動産取得税	固定資産税
対象設備	特別償却	税額控除	課税免除	課税免除(3年間)
機械装置・器具備品	40%	4%	<b>適用要件</b> 承認地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。)のための 対象施設(建物、土地、構築物)を設置  <b>農林漁業関連業種</b> 対象施設の取得価額5,000万円超 <b>上記以外の対象業種</b> 対象施設の取得価額1億円超  <b>適用期限</b> 2025年3月31日	市町村条例に基づく ※償却資産(構築物を除く)は対象外
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%		
建物・附属設備・構築物	20%	2%		
税額控除もしくは特別償却により、 設備投資を行った初年度の法人税負担を軽減 ※設備投資額2,000万円以上/事業が対象 ※中古の対象資産の取得や、対象資産を貸付けの用に供する場合は対象外 <上乗せ要件> ①労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上 ②直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上				

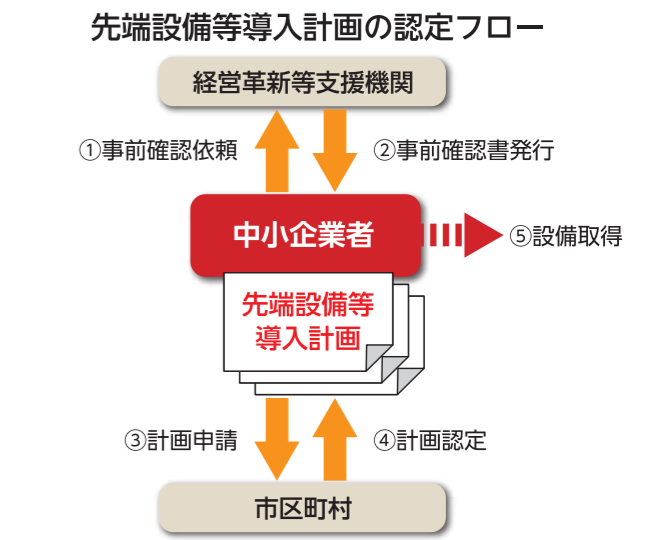
※地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。  
 ※対象となる建物は対象事業の用に供する部分。対象となる土地(取得後1年以内に家屋等の建設の着手があった場合に限る。)は対象建物の水平投影部分。  
 ※前年度の減価償却費(連結会社を含む)の20%を超える設備投資が対象。

**税の優遇措置 II (中小企業等経営強化法)**  
 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社等を除く)。
対象設備	認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備【減価償却資産の種類ごとの要件(最低取得価格)】 ①機械装置(160万円以上) ②測定工具及び検査工具(30万円以上) ③器具備品(30万円以上) ④建物附属設備(※2)(60万円以上)
その他要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を3年間に限り、1/2に軽減。さらに、賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準を1/3に軽減。 ・2025年3月31日までに取得した設備:5年間 ・2026年3月31日までに取得した設備:4年間

※1 市町村によって異なる場合あり  
 ※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

**先端設備等導入計画**  
 中小企業者が、①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等導入計画を策定し、新たに導入する設備が所在する市町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。(詳細は市町村の商工担当課にお問い合わせください。)





## 税の優遇措置Ⅲ (過疎法(注1)・半島振興法)

対象 法律	国 税		県 税		市町村税
	法人税・所得税		不動産取得税	事業税	固定資産税
過疎法	工業用機械等の割増償却		課税免除	課税免除(3年間)	課税免除(3年間)
	<b>機械・装置</b> …普通償却限度額の32/100 <b>建物・附属設備、構築物</b> …普通償却限度額の48/100 割増償却期間…5年 <b>対象事業</b> ①製造業、旅館業 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等 <b>適用要件</b> ①対象事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備、構築物(注3)の取得価額500万円(資本金が5,000万円超1億円以下の法人の場合は1,000万円、1億円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②対象事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備、構築物(注3)の取得価額500万円以上 ※②については資本金5,000万円超の場合、新增設に係る取得等が対象 ※取得価額は、補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金を差し引いた金額が対象 <b>適用期限</b> 2027年3月31日		<b>対象事業</b> ①製造業、旅館業 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等 <b>適用要件</b> ☆①特別償却設備(注2)の取得価額500万円(資本金が5,000万円超1億円以下の法人の場合は1,000万円、1億円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②特別償却設備(注2)の取得価額500万円以上 <b>適用期限</b> 2027年3月31日		市町村条例に基づく
半島振興法	工業用機械等の割増償却		不均一課税	不均一課税(3年間)	不均一課税(3年間)
	<b>機械・装置</b> …普通償却限度額の32/100 <b>建物・附属設備、構築物</b> …普通償却限度額の48/100 割増償却期間…5年 <b>対象事業</b> ①製造業、旅館業 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等 <b>適用要件</b> ①対象事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備、構築物(注3)の取得価額500万円(資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②対象事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備、構築物(注3)の取得価額500万円以上 ※②については資本金5,000万円超の場合、新增設に係る取得等が対象 ※取得価額は、補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金を差し引いた金額が対象 <b>適用期限</b> 2025年3月31日		<b>対象事業</b> ①製造業、旅館業 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等 <b>適用要件</b> ☆①特別償却設備(注2)の取得価額500万円(資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②特別償却設備(注2)の取得価額500万円以上 <b>適用期限</b> 2025年3月31日		市町村条例に基づく

(注1) 過疎法: 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

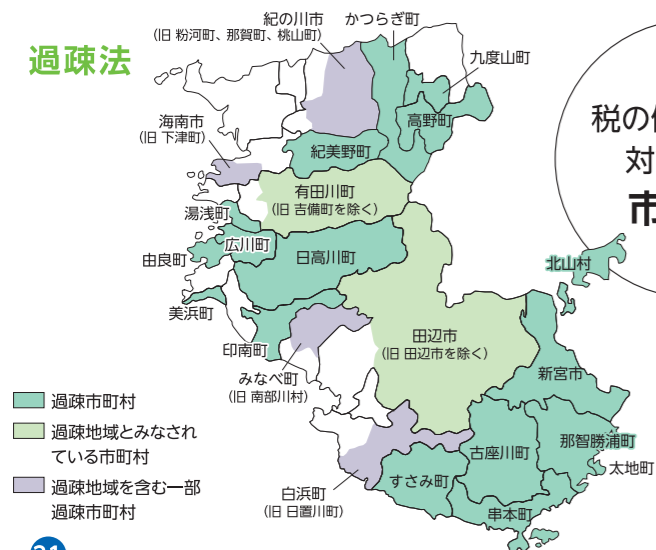
税の優遇措置が適用されるのは、各市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内に限ります。

(注2) 特別償却設備とは、国税の割増償却の対象となる機械・装置、建物・附属設備をいいます。なお、課税免除または不均一課税の対象となる建物・附属設備は対象事業の用に供する部分であり、対象となる土地(取得後1年以内に家屋の建設の着手があった場合に限る。)は、当該対象となる建物・附属設備の水平投影部分となります。

(注3) 構築物とは、花壇などの緑化装置

や看板、敷地内の道路や堀など、一般に、建物と建物附属設備以外の土地の上に完結した建造物、土木設備、工作物をいいます。

### 過疎法



### 税の優遇措置の対象となる市町村

### 半島振興法



## 税の優遇措置Ⅳ (地域再生法)

### 地域再生法に基づく企業の地方拠点強化に係る地域再生計画

地方創生に関する施策の一環として、地域再生法に基づく「地方拠点強化税制」が創設されました。

国の認定を受けた地域再生計画に基づき、首都圏等からの企業の本社機能の移転並びに県内企業の本社機能の拡充を促進し、県内雇用の拡大と地域経済の活性化を目指します。

計画の名称	【和歌山県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト】	
対象区域	和歌山県内の市町村内において、「※1 移転型事業」、「※2 拡充型事業」の対象として設定した区域 「※1 移転型事業」……… 東京23区にある本社機能を対象区域に移転し、「※3 特定業務施設」を整備する事業 「※2 拡充型事業」……… 東京23区以外にある本社機能を対象区域に移転し特定業務施設を整備する事業、又は和歌山県内にある本社機能を拡充する事業 「※3 特定業務施設」…… 「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「情報サービス事業部門」、「その他管理業務部門」「商業事業部門の一部」「サービス事業部門の一部」のいずれかを有する事務所、又は全社的な役割を担う研修所、研究所	
計画の目標 (目標:2030年度)	「雇用創出」……… 紀の川流域地域 137人/紀中・紀南地域 73人 「計画認定件数」……… 紀の川流域地域 移転型 4件、拡充型 10件/紀中・紀南地域 移転型 3件、拡充型 4件	
税の優遇措置	和歌山県が策定し国の認定を受けた地域再生計画に基づき、事業者が本社機能の移転や拡充に係る整備計画を県に申請し認定を受けると、下記の条件を満たした場合に税の軽減措置を受けることができます。	<b>県の認定を受けるための要件</b> ……… (1) 和歌山県の地域再生計画に適合すること ① 特定業務施設の整備が県計画に記載する区域内で行われること ② 整備される施設が特定業務施設であること (2) 特定業務施設において常時雇用する従業員数が5人(中小企業は1人)以上増加すること(移転型事業の場合は過半数が東京23区からの移転であること等の要件あり)

国 税			
法人税・所得税			
オフィス減税		雇用促進税制	
移転型	拡充型	移転型	拡充型
オフィスに係る建物等の取得価格に対し、税額控除7%又は特別償却25%	オフィスに係る建物等の取得価格に対し、税額控除4%又は特別償却15%	① 増加雇用者1人あたり最大50万円を税額控除 ② ①に加え増加雇用者1人あたり、40万円の税額控除を追加(上乗せ措置)	増加雇用者1人あたり最大30万円を税額控除
<b>対象事業</b> 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って行う事業 <b>適用要件</b> 特定建物等を取得し、事業の用に供すること ※特定建物等:事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物で取得価格の合計額が3,500万円(中小企業者の場合は1,000万円)以上のもの <b>限度額</b> 税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%		<b>対象事業</b> 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って行う事業 <b>適用要件</b> 適用年度、その前年度及び前々年度中に事業主都合による離職者がいないこと <b>限度額</b> 雇用促進税制とオフィス減税合わせて当期法人税額の20%	

※オフィス減税と雇用促進税制の同一年度における併用は不可。ただし、雇用促進税制の上乗せ措置については、オフィス減税との併用可。

### 県 税

事業税		不動産取得税		県固定資産税(大規模償却資産)	
移転型	拡充型	移転型	拡充型	移転型	拡充型
課税免除(3年間)		課税免除	不均一課税	課税免除(3年間)	不均一課税(3年間)
<b>適用要件</b> (1) 2015年10月8日から2026年3月31日までの間に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であること。 (2) 当該認定を受けた日の翌日以後3年を経過する日までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産を新設又は増設すること。 (3) (2)の減価償却資産は、取得価額の合計額が3,800万円(中小企業者等にあつては1,900万円)以上のものであること。					

### 市町村税

固定資産税	
移転型	拡充型
課税免除又は不均一課税(3年間)	不均一課税(3年間)
<b>適用要件</b> 市町村条例に基づく	

# 市町村の優遇制度

●それぞれの要件に合致すれば、国・県の優遇措置を併用可能です。  
●地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除は、償却資産（構築物を除く）は対象となりません。

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額
設置奨励金	【対象業種：A】 製造業(製造業・植物工場)、物流関連業(物流業・卸売業・小売業)、特定サービス業(旅館・ホテル業に係る事業)、レクリエーション事業(遊園地・マリナー業等)  【対象業種：Aの主な要件】 ①投下固定資産総額(家屋・償却資産)3,000万円以上 ②新規雇用者(注1)数3人以上 ③対象事業所の雇用者純増数3人以上 ④小売業については、売場面積1,000㎡以上かつ和歌山市が指定する区域内に立地すること ⑤旅館・ホテル業は、別途、異なる要件及び限度額の設定あり	固定資産税・都市計画税相当額の3倍 (対象となる土地・建物・償却資産) ※投下固定資産100億円以下の場合	初年度のみ	2億円
		固定資産税・都市計画税相当額 (対象となる土地・建物・償却資産) ※投下固定資産100億円を超え、旅館・ホテル業以外の場合	3年間	各年度2億円
		固定資産税・都市計画税相当額 (対象となる土地・建物・償却資産) ※投下固定資産100億円を超え、新規雇用者が500人以上であり、旅館・ホテル業以外の場合	5年間	各年度2億円
雇用奨励金	【対象業種：B】 情報サービス業、インターネット付随サービス業、自然科学研究所、デザイン業、機械設計業、コールセンター業	新規雇用者1人につき60万円	初年度のみ	4,000万円
環境整備奨励金	【対象業種：Bの主な要件】 ①新規雇用者(注1)数5人以上 ②対象事業所の雇用者純増数5人以上 ③正社員の人数が21人以上 ④直近決算月時の売上が正社員1人あたり1,200万円以上	新規雇用者1人につき60万円 ※新規雇用者が500人以上で、そのうち市外事業所から転勤転入した者の割合が6割を超える場合	初年度のみ	1億円
用地取得奨励金	【対象業種：Bの主な要件】 ①新規雇用者(注1)数5人以上 ②対象事業所の雇用者純増数5人以上 ③正社員の人数が21人以上 ④直近決算月時の売上が正社員1人あたり1,200万円以上	新設等に併い新たに設置した緑地に係る工事費用の50%	初年度のみ	1,000万円
オフィス奨励金 【対象業種：Bのみ】	【対象業種：Bの主な要件】 ①新規雇用者(注1)数5人以上 ②対象事業所の雇用者純増数5人以上 ③正社員の人数が21人以上 ④直近決算月時の売上が正社員1人あたり1,200万円以上	対象建物で最大面積の階の床面積の2倍相当分までの用地取得費用の10% 市内間移設の場合は旧事業所用地の面積を対象用地面積から控除	初年度のみ	2億円
固定資産税 課税免除(3年間)	【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	オフィス賃借費用の50%を36カ月分 ※和歌山市が指定する区域内の立地に限る	3年間	各年度1,000万円
固定資産税 不均一課税(3~5年間)	【対象事業】市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			

(注1) 新規雇用者…市内在住者または市外事業所から転勤転入した者で雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入者、かつ雇用契約に期間の定めのない者

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額
企業立地促進助成金	【対象施設】 製造業、物流関連業、情報通信業、宿泊業、試験研究施設、オフィス施設 【主な要件】 ①投下固定資産額(土地・家屋・償却資産の総額)1億円超(中小企業は3,000万円超) ②新たな常用雇用者10人以上(中小企業は3人以上)	新設等に併い取得した事業用地、家屋及び事業の用に供する償却資産に対する固定資産税額並びに都市計画税額。	3年間	限度額無し
雇用促進助成金	【主な要件】 企業立地促進助成金の要件を満たした上で、 ①新事業所に新たに雇用された常用雇用者のうち、1年以上継続して海南市に住所を有する者。 ②既に雇用されている常用雇用者であって、新設等に併い新事業所に勤務している者のうち、新たに海南市に転入し、1年以上継続して海南市に住所を有する者。	①又は②の要件を満たす者1人につき60万円	初年度のみ	4,000万円
固定資産税 課税免除(3年間)	【対象事業】県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) 【適用要件】建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
固定資産税 課税免除(3年間)	【対象業種】①製造業、旅館業(下宿営業除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 【適用要件】P.31(★印)参照(旧下津町区域のみ)			過疎法
固定資産税 不均一課税(3年間)	【対象業種】①製造業、旅館業(下宿営業除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 【適用要件】P.31(★印)参照			半島振興法
固定資産税 課税免除(3年間)	【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
固定資産税 不均一課税(3年間)	【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
固定資産税 不均一課税(3~5年間)	【対象事業】市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
工場設置奨励金	【対象業種】製造業、加工業 【主な要件】①市の産業振興上適当と認められたもの ②投下固定資産総額2,700万円以上 ③新たに雇用する常用雇用者20人以上(うち5人以上は岩出市の住民) ④市税を完納していること	固定資産税相当額	3年間	限度額なし
固定資産税 課税免除(3年間)	【対象事業】県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) 【適用要件】建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
固定資産税 不均一課税(3年間)	【対象業種】①製造業、旅館業②農林水産物等販売業、情報サービス業等 【適用要件】P.31(★印)参照			半島振興法
固定資産税 課税免除(3年間)	【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
固定資産税 不均一課税(3年間)	【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
固定資産税 不均一課税(3~5年間)	【対象事業】市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
工場等立地奨励金	【対象業種】製造業・物流関連業・宿泊業 【主な要件】①投下・増加固定資産総額5,000万円以上 ②新規雇用者(※1)数5人以上	投下・増加固定資産(土地含む)に対する固定資産税相当額(千円未満切捨て)	5年間	4億円(累計4億円)
	【主な要件】①投下・増加固定資産総額50億円以上 ②新規雇用者(※1)数25人以上	投下・増加固定資産(土地含む)に対する固定資産税相当額(千円未満切捨て)	5年間	8億円(累計8億円)
	【主な要件】①投下・増加固定資産総額100億円以上 ②新規雇用者(※1)数50人以上	投下・増加固定資産(土地含む)に対する固定資産税相当額(千円未満切捨て)	5年間	50億円(累計50億円)
オフィス・研究施設 経営支援奨励金	【対象業種】情報通信業、学術・開発研究機関 【主な要件】①新規雇用者(※1)数5人以上 ②新規雇用者(※1)の内1人以上は大卒以上の者	施設賃借料の30%(千円未満切捨て)	3年間	各年度1,000万円
オフィス・研究施設 立地奨励金	【対象業種】情報通信業、学術・開発研究機関 【主な要件】①投下・増加固定資産総額1,000万円以上 ②新規雇用者(※1)数5人以上 ③新規雇用者(※1)の内1人以上は大卒以上の者	投下・増加固定資産(土地含む)に対する固定資産相当額の60%(千円未満切捨て)	3年間	3,000万円(累計3,000万円)
特定物流施設 立地奨励金	【対象業種】特定物流施設(※2) 【主な要件】 ①投下・増加固定資産総額(建物・設備)10億円以上 ②新規雇用者(※1)数5人以上 ③和歌山県の誘致対象業種であり、協定を締結する企業	投下・増加固定資産に対する固定資産税相当額(土地を含む)(千円未満切捨て)	5年間	4億円(累計4億円)
	【主な要件】 ①投下・増加固定資産総額(建物・設備)50億円以上 ②新規雇用者(※1)数25人以上 ③和歌山県の誘致対象業種であり、協定を締結する企業	投下・増加固定資産に対する固定資産税相当額(土地を含む)(千円未満切捨て)	5年間	8億円(累計8億円)
	【主な要件】 ①投下・増加固定資産総額(建物・設備)100億円以上 ②新規雇用者(※1)数50人以上 ③和歌山県の誘致対象業種であり、協定を締結する企業	投下・増加固定資産に対する固定資産税相当額(土地を含む)(千円未満切捨て)	5年間	50億円(累計50億円)
固定資産税 課税免除(3年間)	【対象事業】県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) 【適用要件】建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
固定資産税 不均一課税(3年間)	【対象業種】①製造業、旅館業 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等 【適用要件】P.31(★印)参照			半島振興法
固定資産税 課税免除(3年間)	【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)以上			地域再生法
固定資産税 不均一課税(3年間)	【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)以上			地域再生法
固定資産税 不均一課税(3~5年間)	【対象事業】市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

(※1) 新規雇用者…市内在住者又は対象施設で勤務するために市外から転入した者で雇用保険加入者  
(※2) 特定物流施設…「貨物運送取扱業」、「製造業」「卸売業」又は「小売業」を営む事業者が、自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場であって、高度な物流施設を有する施設。

# 市町村の優遇制度

●それぞれの要件に合致すれば、国・県の優遇措置を併用可能です。  
●地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除は、償却資産（構築物を除く）は対象となりません。

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額 (累計限度額)
<b>立地促進奨励金</b>	<b>[対象業種]</b> ①製造業②情報通信業③運輸業④学術研究開発機関 <b>[主な要件]</b> <b>(新設の場合)</b> ①投下固定資産3億円以上 ②新設に伴い新たに常雇する従業員5人以上 <b>(移設・増設の場合)</b> ①投下固定資産1億円以上 ②移設・増設に伴い新たに常雇する従業員5人以上	前年度納付固定資産税相当額、都市計画税相当額(千円以下切捨て) ※前年度納付固定資産税のうち新設・移設・増設対象部分のみ	5年間	限度額なし
<b>雇用促進奨励金</b>	<b>[主な要件]</b> <b>(新設の場合)</b> ①投下固定資産3億円以上 ②新設に伴い新たに常雇する従業員5人以上 ③②のうち交付基準日以降1年以上継続して雇用している地元雇用者 <b>(移設・増設の場合)</b> ①投下固定資産1億円以上 ②移設・増設に伴い新たに常雇する従業員5人以上 ③②のうち交付基準日以降1年以上継続して雇用している地元雇用者	新規地元雇用者数×50万円 ※純増分で換算	3年間	3,000万円
<b>事業所設置奨励金</b>	<b>[主な要件]</b> ①投下固定資産3億円以上 ②新設に伴い新たに常雇する従業員5人以上	投下固定資産額の5%	初回のみ	5,000万円
<b>宿泊施設建築奨励金</b>	<b>[対象業種]</b> 宿泊施設事業(ホテル・旅館) <b>[主な要件]</b> 宿泊施設の新築のための投下固定資産総額が3億円以上であること。	新築に要した建築費用のうち、100分の10に相当する額	新築したとき	3,000万円
<b>宿泊施設立地奨励金</b>	<b>[主な要件]</b> 宿泊施設の新築のための投下固定資産総額が3,000万円以上であること。また、増築の場合は1,000万円以上であること。	新築又は増築した宿泊施設に係る固定資産税及び都市計画税の合計額	(注1)	限度額なし
<b>雇用促進奨励金 (宿泊施設立地奨励金関係)</b>	<b>[主な要件]</b> 宿泊施設建築奨励金の奨励措置要件を満たし、かつ、新規常用雇用者を雇用していること。	新規常用雇用者の人数に15万円を乗じて得た額	営業日後1年を経過したとき	150万円
<b>地域資源活用奨励金</b>	<b>[主な要件]</b> 紀の川市産の農産物を宿泊者に提供していること。	紀の川市産の農産物を購入した費用	(注2)	年30万円
<b>地域環境保全対策奨励金</b>	<b>[主な要件]</b> 宿泊施設建築奨励金の奨励措置要件を満たし、かつ、周辺環境対策、周辺防災対策又は周辺景観保全対策を講じること。	左欄の対策のための施設及び設備に要した費用	新築したとき	3,000万円
<b>DX推進支援補助金</b>	・農業者でない者 ・紀の川市に事業所を有する者 ・市税等を滞納していない者 ・暴力団と密接な関係を有していない者 ・市からの商工業者向けメール配信を受信する者 ※補助対象事業に要する経費のうちパソコン、タブレット、スマートフォン等の端末の購入経費及びシステム使用料等の運用経費については補助対象外	DX推進に向けた現状診断及び実施計画策定	導入したとき	50万円
		DXに関する自社研修開催		5万円
		DXに関する外部研修参加		20万円
		テレワーク等のリモートワーク環境整備(正社員5名以上の環境整備に限る)		50万円
		先端設備等導入計画の認定を受けた設備導入のうち、DX化による生産性向上が見込まれる設備導入		10万円
		ECサイトの導入又はホームページの開設 (全て補助率1/2)		
<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	<b>[対象事業]</b> 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) <b>[適用要件]</b> 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			<b>地域未来投資促進法</b>
<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	<b>[対象業種]</b> ①製造業②旅館業(下宿営業除く)③農林水産物等販売業④情報サービス業等 <b>[適用要件]</b> P.31(★印)参照(旧打田町・旧真志川町地区を除く)			<b>過疎法</b>
<b>固定資産税不均一課税(3年間)</b>	<b>[対象業種]</b> ①製造業、旅館業(下宿営業除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 <b>[適用要件]</b> P.31(★印)参照			<b>半島振興法</b>
<b>固定資産税不均一課税(3年間)</b>	<b>[対象事業]</b> 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) <b>[適用要件]</b> 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			<b>地域再生法</b>
<b>固定資産税不均一課税(3年間)</b>	<b>[対象事業]</b> 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) <b>[適用要件]</b> 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			<b>地域再生法</b>
<b>固定資産税不均一課税(3~5年間)</b>	<b>[対象事業]</b> 市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) <b>[適用要件]</b> 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			<b>中小企業等経営強化法</b>

(注1) 営業日後、初めて課税された固定資産税及び都市計画税を納付した年度の翌年度から起算して新築は10年間、増築は5年間  
(注2) 営業日後、初めて課税された固定資産税及び都市計画税を納付した年度の翌年度から起算して5年間

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額 (累計限度額)
<b>事業所等設置奨励金</b>	<b>[対象業種]</b> 製造業 <b>[主な要件]</b> ・投下固定資産総額1億円以上 ・新規雇用者及び転入雇用者10人以上	固定資産税額相当額 ※下欄①に該当する場合、固定資産税額の1/2相当額(3年間)	5年間	限度額なし
<b>雇用奨励金</b>	《中小企業の場合》 ・投下固定資産総額3,000万円以上 ・新規雇用者及び転入雇用者5人以上	①県との立地協定に基づく製造業の施設を新規立地した場合で、投下固定資産総額が1億円を超えるとき、投下固定資産総額の10%相当額	初年度のみ	3,000万円
		②県との立地協定に基づく情報通信業及び特定サービス業の施設を新規立地した場合で、施設の改修を行ったとき、その改修に要した費用の1/3相当額	初年度のみ	500万円
<b>経営支援奨励金</b>	《県との立地協定による場合》 ・対象業種のうち市長が認めるものについては、新規雇用者及び転入雇用者3人以上の要件のみ	新規地元雇用者数×15万円 ※1年以上の継続雇用者を対象とし、2年目以降は純増分	3年間	1,500万円 (1,500万円)
		県融資制度のうち、新規開業資金又は成長サポート資金の利用に伴う信用保証料相当額	初年度のみ	限度額なし
		①県との立地協定に基づく製造業の施設を新規立地した場合で、投下固定資産総額が5億円以上、かつ新規雇用者及び転入雇用者20人以上を継続して雇用したとき、水道使用料に次の割合を乗じて得た額 (1)5年目まで1/2 (2)6年目2/5 (3)7年目3/10 (4)8年目1/5 (5)9年目1/10	9年間	2ヵ月当たり20万円
		②県との立地協定に基づく情報通信業及び特定サービス業の施設(コールセンター、データセンターを除く。)を新規立地した場合で、操業開始後1年以内に3人以上を継続して雇用したとき、民間施設の賃借料の50%相当額 ※県のオフィス賃借補助金を受けている場合は、25%相当額 ③県との立地協定に基づく情報通信業及び特定サービス業の施設(コールセンター、データセンター)を新規立地した場合で、操業開始後1年以内に3人以上を継続して雇用したとき、民間施設賃借料の50%及び通信回線使用料の50%相当額 ※県のオフィス賃借補助金、通信補助金を受けている場合は、25%相当額	3年間	各期間 1,000万円 (3,000万円)
<b>指定公用地無償貸与</b>	<b>[対象業種]</b> 製造業 <b>[主な要件]</b> 《県との立地協定による場合》 ・投下固定資産総額5億円以上 ・新規雇用者及び転入雇用者20人以上 <b>[対象業種]</b> 情報通信業及び特定サービス業 <b>[主な要件]</b> 《県との立地協定による場合》 ・投下固定資産総額2億円以上 ・新規雇用者及び転入雇用者10人以上	市が指定した市有地を無償にて貸与	7年間	
<b>事業所等設置奨励金(市内移転)</b>	<b>[対象業種]</b> 製造業 <b>[主な要件]</b> ・正社員数21人以上 ・直近決算期の年間売上高が正社員1人あたり2,000万円以上 ・投下固定資産総額1億円(中小企業の場合は3,000万円)以上 <b>[対象業種]</b> 情報通信業及び特定サービス業 <b>[主な要件]</b> ・正社員数21人以上 ・直近決算期の年間売上高が正社員1人あたり1,200万円以上 ・投下固定資産総額3,000万円(中小企業の場合は1,000万円)以上	固定資産税額相当額	5年間	限度額なし
		投下固定資産総額が1億円を超えるとき、投下固定資産総額の10%相当額	初年度のみ	3,000万円
<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	<b>[対象事業]</b> 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) <b>[適用要件]</b> 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			<b>地域未来投資促進法</b>
<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	<b>[対象業種]</b> 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 <b>[適用要件]</b> P.31(★印)参照(旧田辺市を除く)			<b>過疎法</b>
<b>固定資産税不均一課税(3年間)</b>	<b>[対象業種]</b> ①製造業、旅館業(下宿営業除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 <b>[適用要件]</b> P.31(★印)参照			<b>半島振興法</b>
<b>固定資産税不均一課税(3年間)</b>	<b>[対象事業]</b> 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) <b>[適用要件]</b> 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			<b>地域再生法</b>
<b>固定資産税不均一課税(3年間)</b>	<b>[対象事業]</b> 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) <b>[適用要件]</b> 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			<b>地域再生法</b>
<b>固定資産税不均一課税(3~5年間)</b>	<b>[対象事業]</b> 市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) <b>[適用要件]</b> 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			<b>中小企業等経営強化法</b>

# 市町村の優遇制度

- それぞれの要件に合致すれば、国・県の優遇措置を併用可能です。
- 地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除は、償却資産（構築物を除く）は対象なりません。

御坊市	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
	企業立地促進助成金	[対象施設]製造施設、試験研究施設、情報通信施設、流通関連施設(御坊工業団地、日高港湾企業用地、熊野企業用地) [主な要件]	固定資産納税額相当額×1/2	10年間	5億円(※1) (5億円)
	雇用促進助成金	①固定資産評価額1億円以上 (中小企業は3,000万円以上、情報通信施設は1,000万円以上)	増加常用従業員数×15万円(50人限度)	初年度のみ	750万円
	借地費用助成金(※2)	②増加常用従業員10人以上(中小企業は5人以上) ③市長と環境保全協定を締結すること ※日高港工業団地の場合は上記に限らない	賃料に5/100を乗じた額	5年間	500万円 (2,500万円)(※1)
	固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業]県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件]建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	固定資産税不均一課税(3年間)	[対象業種]①製造業、旅館業(下宿営業を除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照			半島振興法
	固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	固定資産税不均一課税(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	固定資産税不均一課税(3~5年間)	[対象事業]市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

(※1)企業立地促進助成金と借地費用助成金を併せて受ける事業者は、合計額が5億円を限度とする。

(※2)借地費用助成金は、御坊工業団地、日高港湾企業用地及び熊野企業用地に限る。

新宮市	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
	事業所等設置補助	[対象業種]製造業、研究開発施設 ※新宮港第二期工業用地については、食品品製造業、木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製品製造業、金属製品製造業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業 [主な要件] ①対象固定資産5,000万円以上 ②新規地元雇用者10人以上(新宮港第二期工業用地は5人以上)	初年度：対象固定資産税額×100% 2年度：対象固定資産税額×75% 3年度：対象固定資産税額×50% 過疎法など適用の場合は上記に1/2を乗じて得た額	3年間	限度額なし
	用地取得補助	[対象業種]上記「事業所等設置補助」と同じ [主な要件] ①取得後3年以内の操業開始 ②製造業・研究開発施設3,000㎡以上 ③その他5,000㎡以上 ④新規地元雇用者10人以上 (新宮港第二期工業用地は5人以上)	取得価格×10%	初年度のみ	新宮港第二期工業用地 5,000万円 その他 3,000万円
	雇用奨励補助	[対象業種]上記「事業所等設置補助」と同じ [主な要件] ①対象固定資産5,000万円以上 ②新規地元雇用者10人以上 (新宮港第二期工業用地は5人以上)	新規地元雇用者数×30万円	初年度のみ	3,000万円
	緑地整備補助	[主な要件] 用地取得後3年以内に緩衝緑地帯を整備したものの	緑地整備に要した経費×50%	初年度のみ	500万円
	固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業]県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件]建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照			過疎法
	固定資産税不均一課税(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業 [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	固定資産税不均一課税(3~5年間)	[対象事業]市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

有田市	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
	立地促進助成金	[対象業種]製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、サービス業及び保養施設 [主な要件]	1,2,3年度固定資産税額×100/100相当額 4年度固定資産税額×50/100相当額 5年度固定資産税額×30/100相当額	5年間	1億5,000万円 (1億5,000万円)
	雇用促進助成金	①投下固定資産総額3億円以上 (中小企業は3,000万円以上)	新規地元雇用者数×15万円	初年度のみ	限度額なし
	借地費用助成金	②施設の建設に伴う新規雇用人数10人以上(中小企業は3人以上)	賃料×5/100	5年間	500万円(2,500万円)
	固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業]県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件]建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	固定資産税不均一課税(3年間)	[対象業種]①製造業、旅館業(下宿営業除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照			半島振興法
	固定資産税不均一課税(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業 [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	固定資産税不均一課税(3~5年間)	[対象事業]市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

	固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業]県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件]建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、農林水産物等販売業、旅館業 [適用要件]P.31(★印)参照			過疎法
	固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	固定資産税不均一課税(3年間)	[対象事業]認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件]特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	固定資産税不均一課税(3~5年間)	[対象事業]町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

	固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照			過疎法
	固定資産税不均一課税(3~5年間)	[対象事業]町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業 [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

	固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照			過疎法
	固定資産税不均一課税(3~5年間)	[対象事業]町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業 [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

	固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照			過疎法
	固定資産税不均一課税(3~5年間)	[対象事業]町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業 [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

	固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業]県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件]建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種]製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件]P.31(★印)参照			過疎法
	固定資産税不均一課税(3~5年間)	[対象事業]町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業 [適用要件]当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

# 市町村の優遇制度

- それぞれの要件に合致すれば、国・県の優遇措置を併用可能です。
- 地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除は、償却資産（構築物を除く）は対象なりません。

優遇項目	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
	<b>企業立地助成金</b>	[対象業種] 日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)に掲げる大分類AからRまでに係る風俗営業・宗教活動・政治活動などの事業を行う施設を除く工場、作業所、事務所、店舗等 [主な要件] ①協定の締結日から起算して3年以内に着手 ②新規雇用者3人以上	1,2,3年度固定資産税×100/100相当額 4年度固定資産税×50/100相当額 5年度固定資産税×30/100相当額	5年間	5,000万円
	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件] P.31 (★印) 参照			過疎法
	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象業種] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	<b>固定資産税不均一課税(3年間)</b>	[対象業種] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	<b>固定資産税不均一課税(3~5年間)</b>	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件] P.31 (★印) 参照(旧古備町を除く)			過疎法
	<b>固定資産税不均一課税(3年間)</b>	[対象業種] ①製造業、旅館業②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件] P.31 (★印) 参照			半島振興法
	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	<b>固定資産税不均一課税(3年間)</b>	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	<b>固定資産税不均一課税(3~5年間)</b>	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法
	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象業種] 物品の製造加工 [適用要件] 製造加工事業用設備等の取得額1,000万円超 新規常用雇用者10人以上等			

	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件] P.31 (★印) 参照			過疎法
	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	<b>固定資産税不均一課税(3年間)</b>	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	<b>固定資産税不均一課税(3~5年間)</b>	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	<b>固定資産税不均一課税(3年間)</b>	[対象業種] ①製造業、旅館業(下宿業は除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件] P.31 (★印) 参照			半島振興法
	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	<b>固定資産税不均一課税(3年間)</b>	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	<b>固定資産税不均一課税(3~5年間)</b>	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業 [適用要件] P.31 (★印) 参照			過疎法
	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	<b>固定資産税不均一課税(3年間)</b>	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	<b>固定資産税不均一課税(3~5年間)</b>	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件] P.31 (★印) 参照			過疎法
	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	<b>固定資産税不均一課税(3年間)</b>	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	<b>固定資産税不均一課税(3~5年間)</b>	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件] P.31 (★印) 参照(南部川村区域)			過疎法
	<b>固定資産税不均一課税(3年間)</b>	[対象業種] ①製造業、旅館業②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件] P.31 (★印) 参照			半島振興法
	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	<b>固定資産税不均一課税(3年間)</b>	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	<b>固定資産税不均一課税(3~5年間)</b>	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業 [適用要件] P.31 (★印) 参照			過疎法
	<b>固定資産税不均一課税(3年間)</b>	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業 [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
	<b>固定資産税不均一課税(3~5年間)</b>	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

	<b>固定資産税課税免除(3年間)</b>	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
	<b>固定資産税不均一課税(3~5年間)</b>	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

# 市町村の優遇制度

- それぞれの要件に合致すれば、国・県の優遇措置を併用可能です。
- 地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除は、償却資産（構築物を除く）は対象となりません。

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
日高川町 企業立地促進 対策要綱	[対象業種] 製造業 [主な要件] ①投下固定資産2,500万円以上 ②新規雇用者が、新設は10人増設は5人以上 ③3年以内に操業を開始	従業員数 5~9人 100万円 10~19人 200万円 20~39人 300万円 40~59人 400万円 60~99人 500万円 100人以上 600万円	初年度のみ	600万円
		増設の場合は1/2の額	3年間	100万円(300万円)
		町の新増設に要する借入資金の貸付利率の2%の範囲	3年間	個別算定
		町の借地基準額の1/2の範囲	適宜	500万円(500万円)
固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業 [適用要件] P.31 (★印) 参照			過疎法
固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
固定資産税 不均一課税 (3~5年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
企業誘致促進助成金	[主な要件] 3人以上の正社員雇用	・閉鎖中の宿泊施設を取得した場合固定資産税の1/2相当額 ・新たに新増設した場合固定資産税の2/5相当額	5年間	限度額なし
雇用奨励金	[主な要件] ①3人以上の正社員雇用 ②投下固定資産(土地、家屋)を取得すること	新規地元雇用者数×10万円(正社員)	初年度のみ	1,000万円
固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業 [適用要件] P.31 (★印) 参照(旧白浜町を除く)			過疎法
固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象業種] ①製造業、旅館業②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件] P.31 (★印) 参照			半島振興法
固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
固定資産税 不均一課税 (3~5年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
工場設置奨励	[主な要件] 工場の新設のため、投下した固定資産の取得額が2,000万円を超え、かつ、常時雇用する従業員の数が20人以上(奨励措置の適用を受けるのには、問い合わせが必要)	①土地の貸与 ②建物の貸与 ③環境の整備 ※①及び②にあつては、3年を限度として、無償又は時価より低い価格で貸与することができるものとする。ただし、新設の建物については、適用しない。	3年間	
固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、旅館業 [適用要件] P.31 (★印) 参照			過疎法
固定資産税 不均一課税 (3~5年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
事業所等設置奨励金	[主な要件] 償却資産取得額2,700万円以上	固定資産税納税額	3年間	限度額なし
用地取得奨励金	[主な要件] ①用地取得後2年以内に操業開始 ②事業用地面積3,000㎡以上(中小企業は1,000㎡以上) ③常用雇用者数10人以上(中小企業5人以上)	用地取得価格×10%	初年度のみ	3,000万円
経営安定奨励金	[主な要件] 町内商工業者で県信用保証協会の経営安定関連特別保証融資のうち経営支援資金を受けた者	県信用保証協会への信用保証料を保証期間で除した額の1/2	初年度のみ	限度額なし
固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象業種] ①製造業、旅館業②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件] P.31 (★印) 参照			半島振興法
固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業 [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
固定資産税 不均一課税 (3~5年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
那智勝浦町 雇用奨励金	[主な要件] 2人以上の正社員雇用 (うち少なくとも1人は新規地元雇用従業員の雇用が必要)	雇用した正社員数×20万円	初年度のみ	200万円
固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件] P.31 (★印) 参照			過疎法
固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業 [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
固定資産税 不均一課税 (3~5年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件] P.31 (★印) 参照			過疎法
固定資産税 不均一課税 (3~5年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法

固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			地域未来投資促進法
固定資産税 課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件] P.31 (★印) 参照			過疎法
固定資産税 課税免除(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			地域再生法
固定資産税 不均一課税 (3~5年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			中小企業等経営強化法
固定資産税 不均一課税(3年間)	[対象業種] 宿泊施設等を設置する企業 [適用要件] ①固定資産取得額1億円超②新規常時雇用10人超			

## ▶ 地域雇用開発助成金

最寄りの公共職業安定所にお問い合わせください。  
和歌山労働局職業対策課 ☎073-488-1161

雇用機会が特に不足している地域(過疎等雇用改善地域<sup>\*</sup>)の事業主が、事業所の設置・整備を行い、併せてその地域に居住する求職者等を雇い入れる場合、設置整備費用及び対象労働者の増加数に応じて助成されます。(1年毎に最大3回支給)

### 1. 主な受給要件

**1回目の支給** 受給するためには、次の1~4の要件をいずれも満たす必要があります。

- 1 事業所の設置・整備を行う前に、管轄の都道府県労働局長に計画書を提出
- 2 事業の用に供する施設や設備を計画期間内(最長18か月間)に設置・整備
  - 助成対象となる設置・整備費用は1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上である場合に限る。
- 3 ハローワーク等の紹介により常時雇用する雇用保険一般被保険者を雇用
  - 3人(創業の場合は2人)以上雇い入れること。
- 4 事業所における労働者(雇用保険一般被保険者)数の増加
  - 設置・設備事業所における完了日における雇用保険一般被保険者数が、計画日の前日における数に比べ3人(創業の場合は2人)以上増加していること。

**2回目・3回目の支給** 受給するためには、次の1~3の要件をいずれも満たす必要があります。

- 1 雇用保険一般被保険者数の維持
  - 第2回目および第3回目の支給基準日における雇用保険一般被保険者数が、完了日における数を下回っていないこと。
- 2 支給対象数の維持
  - 第2回目および第3回目の支給基準日における支給対象者の数が、完了日における数を下回っていないこと。
- 3 支給対象者の職場定着
  - 完了日以降に離職者が発生した場合、一定の範囲で補充が認められますが、第2回目および第3回目の支給基準日までの離職者の数は、完了日時点の支給対象者の1/2以下、または3人以下であること。

### 2. 支給額

対象労働者の人数及び設置・整備に要した費用に応じて、1年ごとに最大3年間(3回)支給。

設置・整備に 要した費用	支給対象者の増加数〔( )内は創業の場合の初回のみ適用〕			
	3(2)~4人	5~9人	10~19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

(注1) 中小企業事業主の場合は、1回目の支給において上表の支給額の1.5倍が支給されます。

(注2) 中小企業事業主の場合であって、かつ創業と認められる場合は、1回目の支給において上表の支給額の2倍が支給されます。

<sup>\*</sup> 過疎等雇用改善地域

・海南市(旧下津町)、紀の川市(旧粉河町、旧那賀町、旧桃山町)、海草郡紀美野町

## ▶ 融資制度

### 和歌山県企業立地 促進資金貸付制度

この制度は、和歌山県の産業の振興と、雇用の安定を図ることを目的としたもので、県内に工場等の新設、増設をするための資金の一部を融資します。

対象施設	貸付要件	貸付金
<ul style="list-style-type: none"> <li>●工場</li> <li>●試験研究施設</li> <li>●特定業種</li> <li>●物流施設</li> <li>●観光保養施設</li> </ul>	次のいずれの要件にも該当する中小企業者又は知事が特に必要と認める者。 <b>①</b> 知事の誘致等により工場等の新設等を行う者であること。 <b>②</b> 県の区域内の住民のうちから原則として5人以上又は新規雇用者数の1/5以上のいずれか多い人数を操業開始後3か月以内に雇用するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>貸付限度額</b> 2億円(特に必要と認めた場合25億円)</li> <li><b>貸付金利</b> 貸付実行日の長期プライムレート×3/4(%)</li> <li><b>貸付対象経費</b> 設備資金(土地、建物、機械設備等)</li> <li><b>貸付期間</b> 10年以内(うち据置2年以内)</li> <li><b>取扱金融機関</b> 県内に本店を有する金融機関</li> </ul>

### 日本政策金融公庫 地域活性化・雇用促進資金

概要は以下の通りです。  
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください。

#### 中小企業事業

地域への経済波及効果の高い事業活動の促進、地域における雇用および地方創生に資する取組の促進などを通じ地域経済の活性化を図る中小企業者を支援します。

ご利用いただける方	融資利率	融資限度額、融資期間
地域未来投資促進法に基づき都道府県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う方	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>設備資金</b> 2億7,000万円まで…特別利率<sup>①</sup> ただし、新規開業して7年以内の方など一定の要件を満たす場合は特別利率<sup>③</sup></li> <li>2億7,000万円超…基準利率</li> <li><b>運転資金</b> 基準利率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>融資限度額</b> 直接貸付…7億2,000万円 代理貸付…1億2,000万円</li> <li><b>融資期間</b> 設備資金…20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金…7年以内(うち据置期間2年以内)</li> </ul>
地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた方	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>設備資金</b> 2億7,000万円まで…特別利率<sup>③</sup> 2億7,000万円超…基準利率</li> <li><b>運転資金</b> 基準利率</li> </ul>	

# 工場立地法の届出についてのご案内

敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上の工場を新設又は変更する場合は「工場立地法」に基づき届出が必要です。

## 届出対象工場

- 業種** 製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱、太陽光発電所は除く。)
- 規模** 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上。

## 基準

- (1)生産施設 敷地面積の30~65%以下(業種により異なります。)
- (2)緑地 敷地面積の20%以上
- (3)環境施設 敷地面積の25%以上(緑地含む。)  
25%のうち、20%以上は緑地が必要で、残り5%は緑地又は緑地以外の環境施設が必要です(緑地以外の環境施設とは、噴水・広場、運動場、太陽光パネル等をいいます)。また、敷地面積の15%以上の環境施設を敷地の周辺部に配置する必要があります。  
※現に設置されている工場等が増改築を行う場合、一定の要件のもとに緑地及び環境施設の基準が緩和される場合があります。

## 届出が必要な場合

- (1)新設届 (法第6条) 工場を新設する場合(それまでの工場が工場立地法の規制の適用外であった場合で敷地又は建築面積の増加により対象となる場合を含みます。)
- (2)変更届 (法第8条、第12条)
  - 下記の要件に該当するような製品の変更を行う場合。
    - 日本標準産業分類の他の小分類に属する業種となるようなとき。
    - 準則に示す生産施設面積率等が変わるとき。
  - 敷地面積が増減する場合。
  - 建築面積が増減する場合。  
※ただし、生産施設面積の増加(スクラップ&ビルド含む)や緑地、環境施設面積の減少を伴わない場合は届出不要。
  - 緑地・環境施設の面積が変更となる場合。  
※なお、緑地等の撤去と増設を同時に行い、結果的に面積が変わらない場合であっても届出は必要。
  - 届出者の氏名、住所の変更及び工場の名称、所在地が変更する場合  
※ただし、交代による代表者氏名の変更は届出を必要としません。
- (3)承継届 (法第13条) 工場の譲り受け、合併等により特定工場の承継があった場合。

## 届出期限

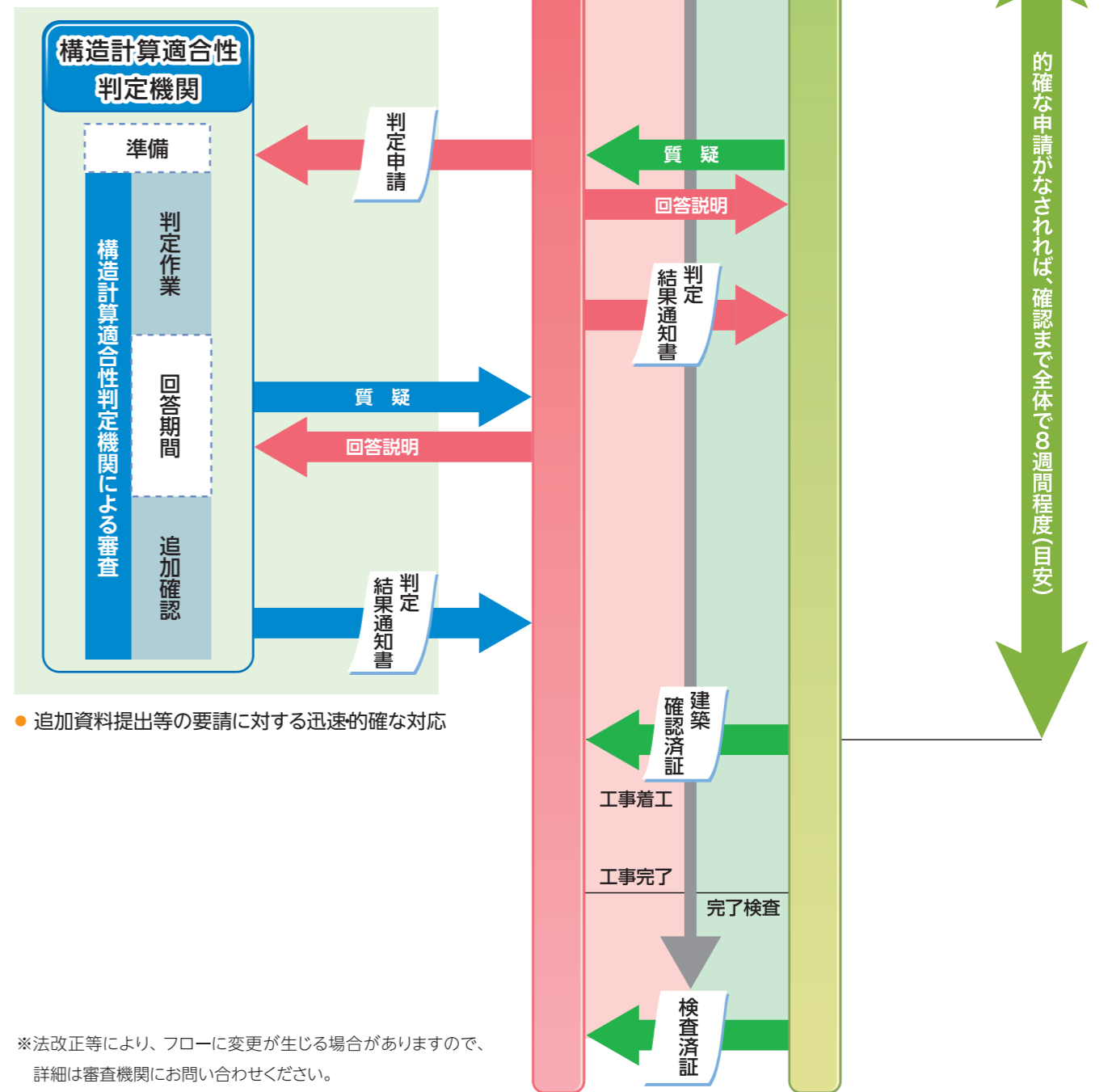
新設(変更): 工事着手90日前までに市町村窓口へ届出  
(※ただし、短縮申請が認められた場合、30日に短縮可能)  
申請様式等につきましては、各市町村担当窓口までお問い合わせください。



企業立地課ホームページ  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchica/>

# 建築確認の流れ(目安)

- 建築確認申請は、建築物を建てる場合に建築基準法に基づき必要な手続きです。
- 確認申請は、特定行政庁(県、和歌山市)もしくは、指定確認検査機関(民間)のいずれかに申請書を提出し、確認審査が行われます。また、建築物の規模や構造計算方法に応じて、構造計算適合性判定が必要になる場合があります。
- 確認申請により、建築基準法に適合していることが確認されると確認済証が交付され、その後、工事に着工することができます。



## 工場立地法 Q & A

- Q** 面積はどのように算定しますか?  
**A** 投影法による水平投影面積で算定してください。
- Q** 緑地とはどのようなものですか?  
**A** 次のいずれかに該当する土地又は施設に設けられるものを言います。
  - ① 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの。
  - ② 低木又は芝、その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設。
- Q** 駐車場の整備に緑化ブロックを使用した場合は緑地となりますか?  
**A** 駐車場の緑化ブロック、屋上緑化、藤棚の下の駐車場は重複緑地として、緑地面積率の1/4までを限度として、緑地に算入できます。
- Q** 斜面地の緑地面積はどのように算定しますか?  
**A** その水平投影面積が緑地面積となります。
- Q** 芝生の上に太陽光発電施設を設置した場合、芝生は緑地とみとめられますか?  
**A** 芝生が適切に管理されれば、重複緑地として緑地面積率の1/4までを限度として緑地に算入できます。
- Q** 原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所、研究施設、受変電施設は生産施設にあたりませんか?  
**A** 生産施設にあたりません。
- Q** 建築物の一部に製造工程等を形成する機械又は装置が設置されている場合の生産施設面積の算定はどのようにしますか?  
**A** 原則として、当該建築物の全水平投影面積となります。  
例外的に、同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積とすることができます。
- Q** 1階が倉庫、2階が生産施設の場合はどのように算定しますか?  
**A** 当該建築物のいずれかの階に生産施設が設置されていれば、当該建築物は生産施設となります。したがって、当該建築物の水平投影面積を生産施設面積とします。
- Q** 太陽光発電施設は緑地以外の環境施設となりますか?  
**A** 売電用、自家発電用ともに、「環境施設」と位置づけます。



# ▶ その他、事業所の設置にあたって関連する法律等

## 環境関係

**届出先等** 和歌山市域：市環境政策課 ◎1 市産業廃棄物課、◎2 市一般廃棄物課  
 それ以外の地域(騒音・振動を除く)：県立保健所→県環境管理課 ◎1、◎2 県立保健所→県循環型社会推進課  
 それ以外の地域(騒音・振動)：各市町村環境担当課

区分	対象施設	規制区域	規制の内容	届出等		
大気汚染	大気汚染防止法	全域	ばい煙発生施設	ばい煙 硫黄酸化物 区域の区分ごとのK値規制及び一部地域について総量規制、燃料使用基準	施設の設置又は変更の届出 [ 受理後60日間の実施の制限 ]	
			揮発性有機化合物排出施設	ばいじん 施設の種類及び規模ごとの濃度規制		
			水銀排出施設	揮発性有機化合物 施設の種類ごとの濃度規制		
			特定粉じん発生施設	水銀 施設の種類及び規模ごとの濃度規制		
			一般粉じん発生施設	特定粉じん アスベスト等の濃度規制		
			特定粉じん排出等作業	一般粉じん 構造・使用・管理の基準		
	解体・改修工事を行う建築物等	特定粉じん	アスベスト含有の建材の有無の事前調査	作業開始前までに電子システムにより報告		
	県条例	全域	全域	硫黄酸化物及びばいじんに係る特定施設	硫黄酸化物 区域の区分ごとのK値規制	施設の設置又は変更の届出 [ 受理後60日間の実施の制限 ]
				有害物質に係る特定施設	ばいじん 濃度規制	
				粉じんに係る特定施設	有害物質 濃度規制	
				粉じん 設備基準、濃度規制		
水質汚濁	有害物質貯蔵指定施設 有害物質使用特定施設	全域	構造基準	定期点検義務	施設の設置又は変更の届出 [ 受理後60日間の実施の制限 ]	
						特定施設
	指定地域特定施設	瀬戸内海区域 ※注①	濃度規制(一律基準及び条例による上乗せ基準) 総量規制(COD、窒素、りん) (排水量平均50m <sup>3</sup> /日以上)	施設の設置又は変更の届出 [ 受理後60日間の実施の制限 ] ※注②		
			瀬戸内海環境保全特別措置法		特定施設 事業場からの総排水量が最大50m <sup>3</sup> /日以上	瀬戸内海区域 ※注①
	県条例	排出水に係る特定施設		全域		
			騒音規制法 振動規制法		特定施設 特定建設作業	全域
	県条例	騒音・振動に係る特定施設 ※注④		全域		

※注① 瀬戸内海区域とは、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町の一部、由良町の区域。  
 ※注② 排水量平均50m<sup>3</sup>/日以上の場合は、汚濁負荷量の測定手法の届出も別途必要になります。  
 ※注③ 各市町村環境担当課へ届出。  
 ※注④ 騒音規制法に基づく特定施設を設置している工場・事業場については、県条例に基づく騒音に係る特定施設の届出は不要。また、振動規制法に基づく特定施設を設置している工場・事業場については、県条例に基づく振動に係る特定施設の届出は不要。

区分	対象施設	規制区域	規制の内容	届出等
悪臭	悪臭防止法	全域	特定悪臭物質 区域の区分ごとの濃度規制	—
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	全域	特定施設	施設の設置又は変更の届出 [ 受理後60日間の実施の制限 ]
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	全域	産業廃棄物処理施設 ◎1 一般廃棄物処理施設 ◎2	処理施設の構造基準及び維持管理基準、処理基準等 施設の設置又は変更の許可

## 用地取得・造成関係

法令等	内容	届出・許可申請等	届出先等
国土利用計画法	右記以上の面積の用地を取得した場合に届出が必要(ただし、地方自治体・土地開発公社等の所有する土地は除く)	●市街化区域 2,000m <sup>2</sup> 以上 ●その他都市計画区域 5,000m <sup>2</sup> 以上 ●都市計画区域外 10,000m <sup>2</sup> 以上	契約締結の日から2週間以内 市町村
都市計画法(開発許可)	右記以上の面積の開発行為(造成等)をする場合に許可が必要	●市街化区域 1,000m <sup>2</sup> 以上 ●その他都市計画区域 3,000m <sup>2</sup> 以上 ●都市計画区域外 10,000m <sup>2</sup> 以上	建築確認申請前に許可が必要、建築着工前に検査・公告を終えること 都市計画区域を有する市町村 都市計画区域を有しない市町村 市町村 ▶ 県都市政策課
土壌汚染対策法	3,000m <sup>2</sup> (既に水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場にあつては900m <sup>2</sup> )以上の土地を形質変更(掘削、造成、切り土、盛り土)する場合に届出が必要	土地の形質変更に着手する30日前まで	和歌山市域 市環境政策課 それ以外の地域 県立保健所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域(県HPに掲載)の土地を形質変更する場合に届出が必要	土地の形質変更に着手する30日前まで	和歌山市域 市産業廃棄物課、市一般廃棄物課 それ以外の地域 県立保健所
産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例	事業を行う区域以外から搬入される土砂等による埋立て等を行う区域の面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の場合には許可が必要(市町村の条例により3,000m <sup>2</sup> 未満であっても、許可が必要な場合があります)	施工前に許可が必要	和歌山市域 市産業廃棄物課 それ以外の地域 県立保健所

※工業団地以外の土地に工場等を立地する場合などには、上記以外に必要な許可・届出があります。

## 消防関係

法令等	内容	届出・許可申請等	届出先等
消防法	危険物製造所等を設置する場合に許可が必要	設置前に許可が必要	各消防本部
高圧ガス保安法	高圧ガス製造事業所・貯蔵所等を設置する場合に許可・届出が必要	●設置前に許可が必要 ●届出の場合は事業開始の20日前までに必要	和歌山市域 県危機管理消防課 それ以外の地域 各消防本部
火薬類取締法	火薬の製造販売等を行う場合に許可が必要	事前に許可が必要	各消防本部

※この他にも許可・届出を必要とする場合があります。

## 建築関係

法令等	内容	届出・許可申請等	届出先等
建築基準法	建築物を建てる場合に必要(建設場所、規模、構造による)	着工前に確認が必要	和歌山市域 市建築指導課
福祉のまちづくり条例	特定施設の建設を行う場合に、障害者や高齢者等が利用しやすい設計が必要(床面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の事務所、営業所及び工場は特定施設になります)	着工の30日前まで	それ以外の地域
建築物省エネ法	床面積が300m <sup>2</sup> 以上の非住宅建築物を建てる場合は省エネ基準適合性判定、床面積が300m <sup>2</sup> 以上の住宅等を建てる場合は届出が必要	適合性判定は着工前、届出は着工の21日前まで	県振興局建設部 県建築住宅課(海草振興局管内)
景観条例	高さ13m超、又は建築面積1,000m <sup>2</sup> 超の建築物(和歌山市、田辺市、高野町、有田川町をのぞく) 高さ13m超、又は築造面積1,000m <sup>2</sup> 超の工作物	着工の30日前まで	市町村 県振興局建設部 県都市政策課(海南市、海草郡のみ)

※特定景観形成地域においては、届出規模が異なりますので、県都市政策課へお問い合わせください。

※この他にも許可・届出を必要とする場合があります。

## ▶ 人材支援

### 高校生の人材育成・県内就職の促進

全国最大規模の高校生向け企業ガイダンスや和歌山独自のきめ細やかな取組で、県内企業と学生をおつなぎしています。

#### 企業ガイダンス

就職希望の高校3年生に対し、県内企業の魅力を発信し、県内就職を促進しています。

#### 【昨年の実績】

- 参加生徒数…4会場 のべ約1,300人
- 参加企業数…4会場 のべ約380社



県内4会場で実施の応募前企業ガイダンス  
生徒は希望に基づき企業ブースを訪問

#### 高校生のためのわかやま就職ガイド

高校生向けに県内就職の魅力や県内企業の企業概要・採用情報を掲載しています。

- 掲載企業…376社(2024年5月版)
- 配付生徒…高校2年生全員、就職希望の高校3年生(約9,600人)



#### 各高校等で企業と連携した様々な取組を開催

県労働政策課が学校と企業の希望をもとに、事業をコーディネートしています。事業への参加のご希望や高校訪問等のご相談にも対応いたします。

#### 経営者や人事担当者による講話・企業説明会の開催



#### 【昨年の実績】

- 約30回実施
- 参加生徒数  
…のべ約3,500人
- 参加企業数  
…のべ約300社

#### 企業を訪問し現場で学ぶ取組



#### 【昨年の実績】

- 約70社で開催
- 参加生徒数…  
のべ約1,400人

### 大学生や転職希望者等のUターン就職の促進

和歌山での就職を支援する拠点を設置し、県内外から産業人材を呼び込むため、大学生・第二新卒者・既卒未就業者、転職希望者等の県内就職を促進します

#### 県内企業就職ガイドブック「Uiわかやま就職ガイド」

県内就職の魅力や県内企業の採用情報をまとめたガイドブック  
県内高校出身の大学3,4年生や短大生等に送付しています。

- 掲載企業数…336社(2025年卒業予定の学生向け採用情報)
- 送付学生数…約7,700人(大学新3,4年生や短大生等)



#### ウェブサイト&スマホアプリ「Uiわかやま就職ガイド」

##### ●県内企業の詳しい採用情報を掲載！

業種や職種、エリアだけでなく、女性の割合3割以上、ボーナス支給や通勤手当の有無など様々な条件から検索できます。

##### ●就職イベントの発信！

県主催イベントだけでなく、企業が開催する会社説明会やインターンシップの情報も発信しています。

##### ●機能が充実！

同じ大学等の入社5年以内の先輩社員がいる企業が確認できる機能やインターンシップエントリー機能など機能が充実しています。

##### ●SNS(LINE、Instagram、X)も活用し情報発信！

[アカウント名]Uiわかやま



#### 奨学金返還助成制度(理系学生向け、最大100万円)

優秀な人材を確保するため、参画企業に就職した学生に奨学金の返還金(最大100万円)を助成(農業・林業、漁業、建設業、製造業、情報通信業、ドラッグストア、医薬品小売業・調剤薬局、自然科学研究所に属する事業を営む参画企業に研究開発職又は技術職として就職して3年定着後、県と企業が折半で支給)しています。



#### Uターン就職促進イベントの開催

企業と学生及び一般求職者の出会いの場を提供し、マッチング率を向上させるための合同企業説明会及び企業向け採用力向上セミナーを開催します。また、県内企業と大学・専門学校の連携を強化する取組を実施します。

#### 企業採用ブランドの構築支援

和歌山の地域経済を支える中小企業の採用力を強化(採用ブランドの構築)するため、採用ブランドの構築の必要性や可能性を知る機会となるセミナー及び採用ブランディングのエッセンスを学ぶことができ、実践につながる事ができるワークショップを開催するとともに、企画・試行検証から実践までを伴走支援する実践プログラムを実施します。

## ▶ 人材支援

### わかやま就職支援センター(通称:はたらコーデわかやま)

専門家による相談対応・就職支援、各種セミナーの開催、インターンシップ(転職希望者向け・学生向け)の実施、ウェブサイト・SNS等による県内企業の魅力発信、就職支援協定大学等と連携した就職イベントの開催などを行います。

また、県内企業を対象に、雇用・採用に係る相談に対応、早期離職の防止や職場定着等の支援、県主催の就職イベントの募集案内も行います。

#### 【お問い合わせ】

わかやま就職支援センター(はたらコーデわかやま)  
和歌山市本町1丁目22 Wajima本町ビル3階(紀陽銀行本店向かい)  
TEL:073-421-8080 SNS:LINE、Instagram、Facebook、X  
[アカウント名]はたらコーデわかやま  
[開所時間] 9:30 ~ 18:00  
[休館日] 火曜日・祝日・年末年始 ※利用は全て無料



ホームページ



### 就職支援協定大学(16大学)

立命館大学/神戸学院大学/京都橘大学/大阪商業大学/関西学院大学/同志社大学/追手門学院大学/近畿大学/京都産業大学/桃山学院大学/佛教大学/京都女子大学/大谷大学/関西大学/大阪学院大学/帝塚山学院大学

### 海外ジョブフェア

海外人材とのマッチングを促進するとともに、定期的に海外人材を呼び込む基盤づくりを支援します。また、県内企業の各国への理解を深めることで、企業による定着支援の強化につなげます。

●WAKAYAMA JOB FAIR in VIETNAMの開催



### 県内企業の高度外国人材等受入れに関する連携協定

外国人材の紹介及び派遣を業としている企業11社と和歌山県が2024年4月1日付けで連携協定を締結し、県内企業と優秀な外国人材のマッチングを支援します。

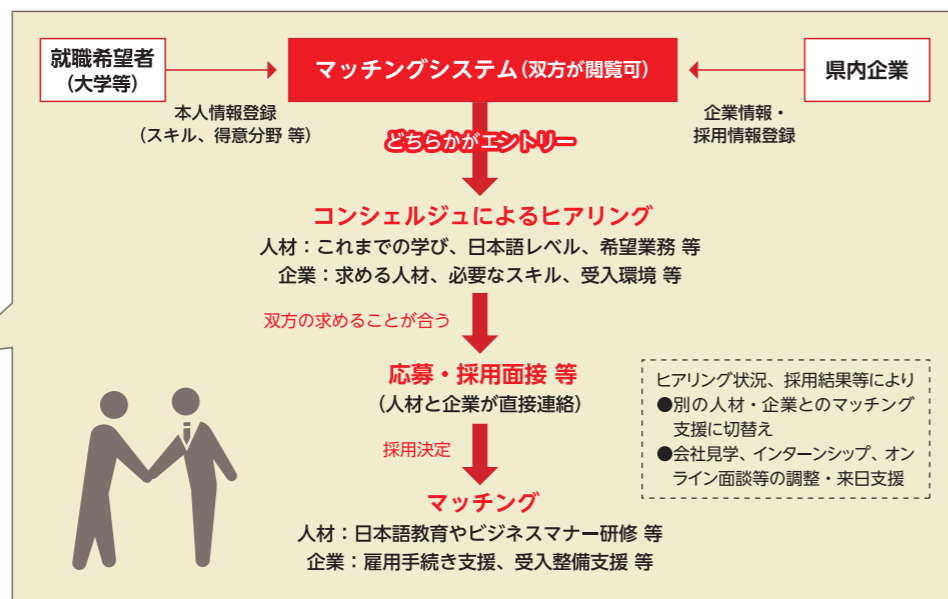
協定締結先企業	本社所在地	主な特徴
(株)アイデム	東京都	ハノイ工科大学生採用プラン・インターンシッププラン
PERSOL Global Workforce(株)	東京都	入国前に技能と会話を習得した人材を10か国から
(株)人材サポート	和歌山市	外国人材業界で20年以上の受入実績がある
パーソルHRパートナーズ(株)	大阪府	現地トップクラスの理系大卒エンジニアを紹介
レバレジーズ(株)	東京都	独自メディアを活用し、外国人採用を戦略から一貫支援
パーソルキャリア(株)	東京都	海外グループ会社と連携し、アジア11か国から紹介可能
(株)じんざいや	和歌山市	豊富な経験と優良機関との提携で人材を紹介
(株)NAVIS	東京都	インドの優秀人材(ITエンジニア、介護、宿泊、農業)を紹介
南海電気鉄道(株)	大阪府	ネパールの優秀理系人材(ITエンジニア)を紹介
(株)KEGキャリア・アカデミー	和歌山市	インドネシアの優秀人材を紹介、貴社に合わせた教育プログラム
みらい事業協同組合	岩出市	ベトナムを中心に東南アジア各国から優秀人材を紹介

## 外国人材の受入れ促進

外国人材が安定的に雇用される受入体制(プラットフォーム)を構築するため、各種支援策を講じることで、外国人材の県内企業への就職率・定着率の向上を図ります。

### 外国人材 マッチング支援

国内外から優秀な外国人材を呼び込むため、マッチングシステム及びコンシェルジュによるマッチング支援を実施します。



### わかやま企業助成事業(企業への補助)

本県の外国人材が「共に働く仲間として活躍できる」環境の形成を図るため、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組み等に要する経費を補助します。

- 補助対象者** 県内に事業所を有する事業者であって、この事業所において、外国人材を雇用する予定、又は外国人材を雇用している者
- 補助率** 1/3(千円未満切り捨て) ※初めて外国人材を雇用する予定、又は、初めて外国人材を雇用した企業(\*)は1/2  
\*雇用開始後1年以内の取組みが対象
- 補助額** 上限5万円(条件により10万円)
- 対象事業** ・企業内多言語化(就業規則等) ・日本語能力向上(講座参加等) ・地域交流(行事参加等) その他

### ジェトロ和歌山との連携

ジェトロ和歌山と連携し、県内企業と日本での就職を希望する留学生が交流できる場や合同企業説明会等を開催します。  
※ジェトロ和歌山では、受入れのための準備から定着に至るまでを伴走型で支援する専門のコーディネーターを配置します。



### 大学等との連携

外国人留学生が在学する大学等と連携し、学内企業説明会等の就職イベントを開催します。

### WAKAYAMA外国人材雇用サポートデスク

きめ細やかな外国人材受入れ環境の整備を推進するためのサポートデスクを開設します。(2024年6月開設)

開所時間	支援内容
月・火・水・木・金曜日の10時00分から17時00分まで(祝日及び12月29日から1月3日までを除く) ※基本、電話・メール・オンラインによる対応であるが、週1日は、はたらコーデわかやまの相談ブースで対応	<b>県内企業向け</b> ・外国人材の採用・雇用に関する相談対応・手続き支援 ・外国人材の雇用に関するセミナー等の開催 <b>外国人材向け</b> ・外国人材の就職活動に関する相談対応・手続き支援 ・書類添削・面接トレーニング ・就職支援セミナー・合同企業説明会の開催

# 交通アクセス

ますます便利になる交通ネットワーク

## 空港

国際ハブ空港 関西国際空港



### 完全24時間運用

複数の長距離滑走路を有する完全24時間空港

### 際内乗り継ぎ機能

- 世界23ヶ国・地域、68都市と国内主要都市(羽田12便/日、札幌便15/日、福岡4便/日、沖縄13便/日:2024年夏期スケジュール)を接続
- 同一ターミナルビル内で国際線と国内線の乗り継ぎが可能

熊野白浜リゾート空港(南紀白浜空港)



### 定期便

- 東京(羽田)便が1日3往復で運航

### 機材大型化

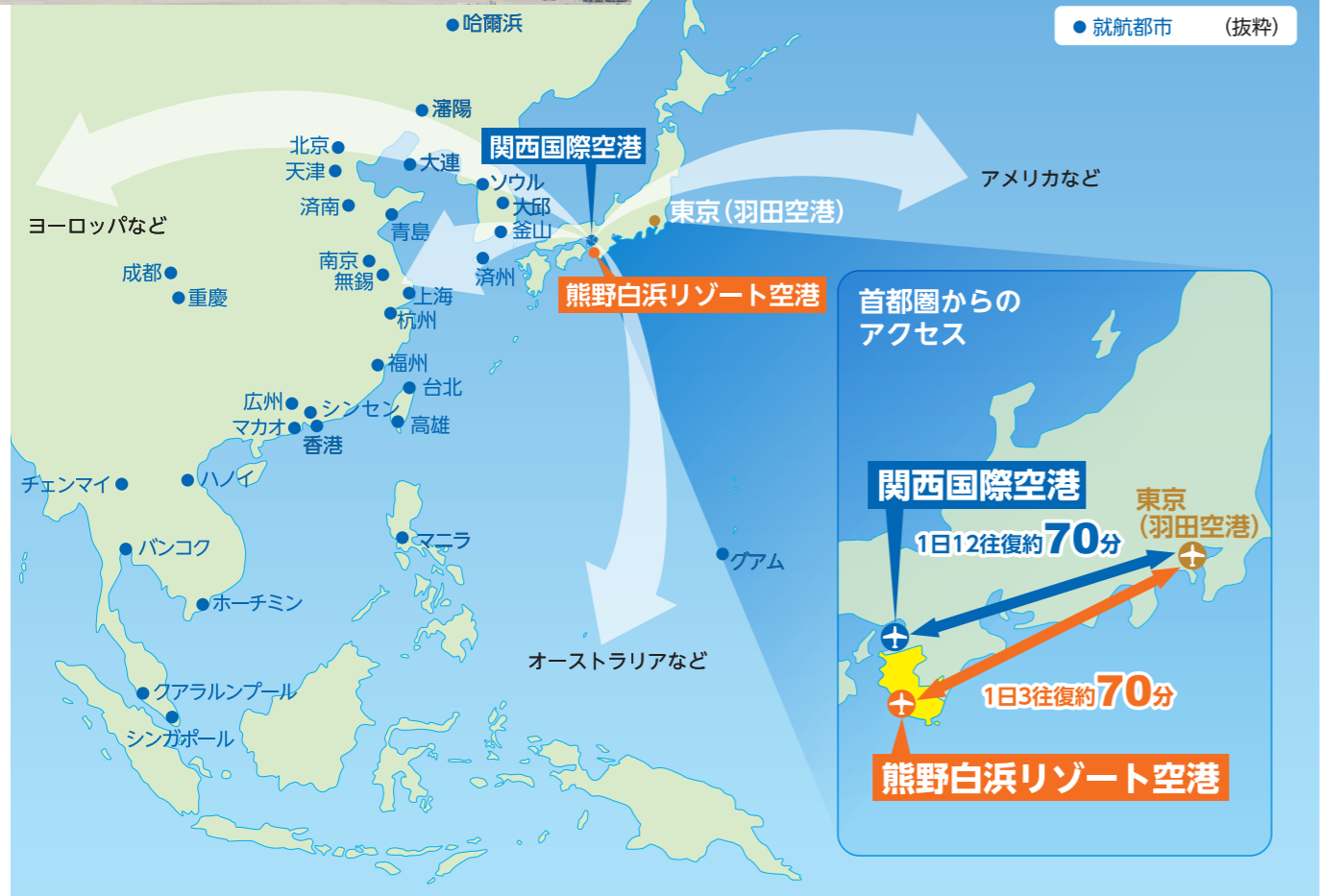
- 2020年10月より全便B737-800で運航(座席数95→165)

### 運賃

- 早割や往復割引、小児割引など、ニーズに応じた運賃設定

### アクセス

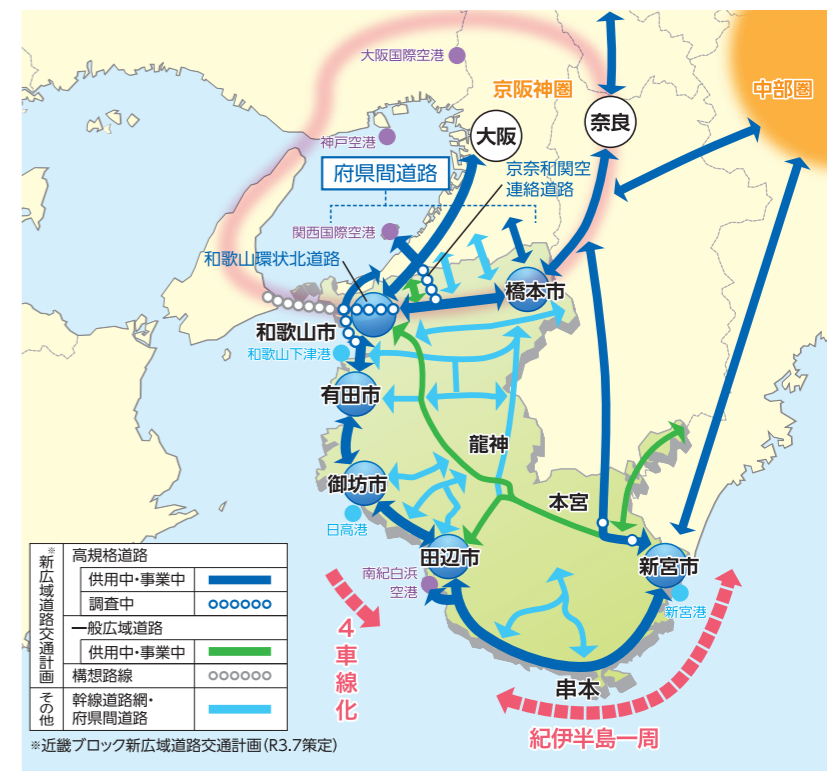
- J R白浜駅から路線バスで約15分又はタクシーで10分
- 無料駐車場有



2024年3月現在(2024年夏期スケジュールの運航状況)

## 道路

広域的な交流を支える高速道路ネットワーク(近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道)や、大阪府や近畿圏との交流・連携強化を図る府県間道路、高速道路と内陸部をつなぐ幹線道路網など、県内外の一体的な発展に寄与する幹線道路の整備を推進しています。



### 京奈和自動車道

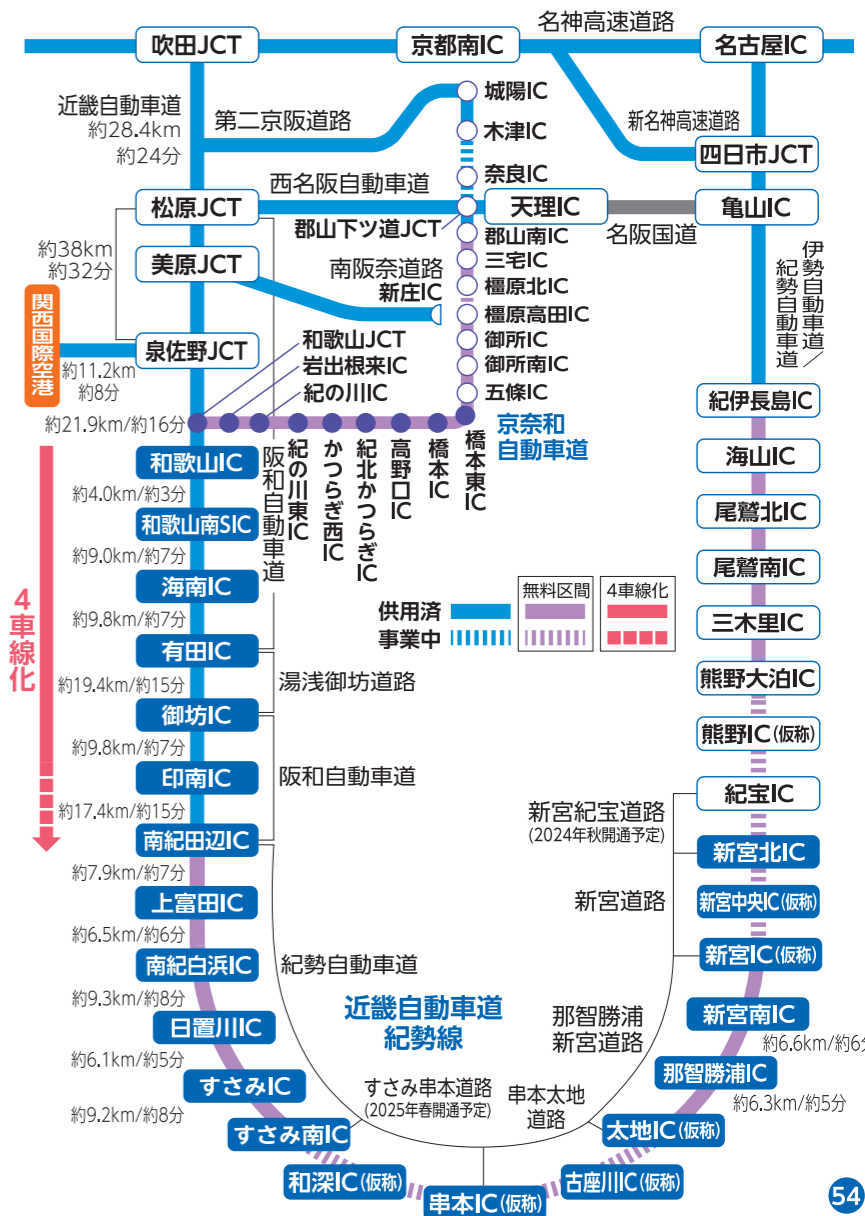
2017年に岩出根来IC~和歌山JCT間が開通し、県内全線が供用されています。

### 近畿自動車道紀勢線

現在進められている、南紀田辺ICまでの4車線化について、2021年12月に有田IC~印南IC間が完成したことにより、慢性的な渋滞が大幅に解消され、時間信頼性が向上しています。また、残る印南IC~南紀田辺ICにおいても、着実に工事が進められています。



また、すさみ南IC以南において、紀伊半島一周高速道路の未整備区間が全線事業化され、新宮紀宝道路が2024年秋、すさみ串本道路が2025年春の開通時期が公表されるなど、早期実現に向けた整備が進められています。

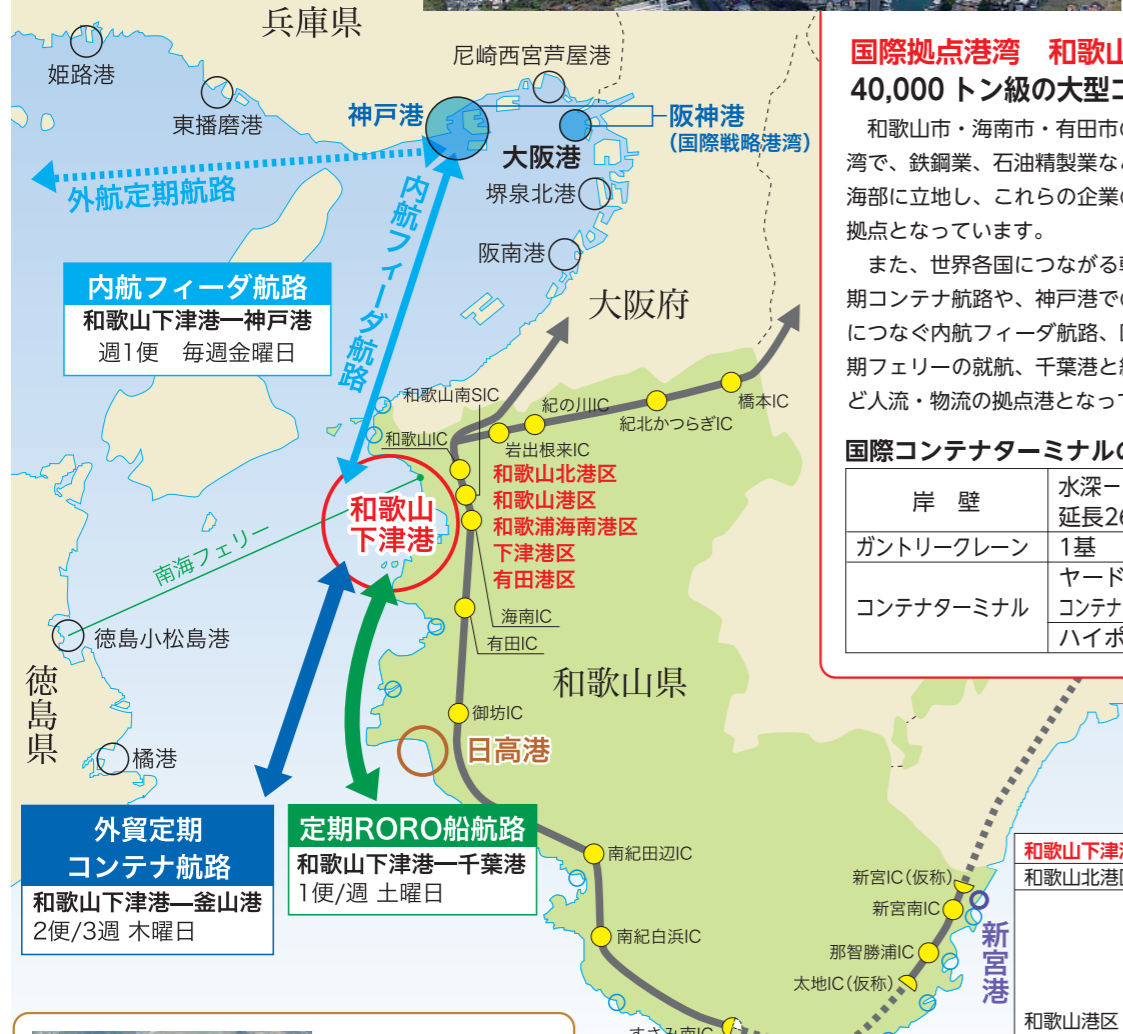


# 港湾

海岸線約650kmに面している和歌山県には、国際拠点港湾の和歌山下津港、重要港湾の日高港と、新宮港など13の地方港湾があります。



和歌山下津港 国際コンテナターミナル



## 国際拠点港湾 和歌山下津港

40,000 トン級の大型コンテナ船接岸可能  
和歌山市・海南市・有田市の広い範囲にまたがる港湾で、鉄鋼業、石油精製業などの多数の有力企業が臨海部に立地し、これらの企業の原材料や製品の物流の拠点となっています。

また、世界各国につながる韓国釜山港と結ぶ外貿定期コンテナ航路や、神戸港での外貿定期コンテナ航路につなぐ内航フィード航路、四国・徳島と連絡する定期フェリーの就航、千葉港と結ぶ定期RORO船航路など人流・物流の拠点港となっています

### 国際コンテナターミナルの設備

岸壁	水深-13m(現水深-12m) 延長260m
ガントリークレーン	1基
コンテナターミナル	ヤード面積6ha コンテナ・フレート・ステーション1棟 ハイポール照明2基

**重要港湾 日高港**  
県のほぼ中央部に位置する重要港湾。大型船が入港可能な岸壁を備えた本格的な物流港湾です。

**地方港湾 新宮港**  
紀南地方唯一の外貿港湾。特定地域振興重要港湾として、新宮地域のみならず、三重県や奈良県も含めた地域の拠点港となっています。

和歌山下津港	主な公共係留施設
和歌山北港区	-10m岸壁 1バース -13m岸壁 1バース (-12m暫定)
和歌山港区	-12m岸壁 1バース (耐震強化岸壁)
	-10m岸壁 4バース
	-7.5m岸壁 3バース
	-4.5m岸壁 10バース -4.5m岸壁 4バース (2バース事業中)
和歌浦海南港区	-5.5m岸壁 8バース -4.5m岸壁 10バース -4.5m岸壁 4バース
下津港区	-5.5m岸壁 2バース
有田港区	-4.5m岸壁 3バース -5.5m岸壁 2バース

日高港	主な公共係留施設
塩屋地区	-12m岸壁 1バース(-10m暫定) -7.5m岸壁 1バース(耐震強化岸壁) -5.5m岸壁 1バース

新宮港	主な公共係留施設
三輪崎地区	-10m岸壁 1バース -5.5m岸壁 1バース -4.5m岸壁 2バース
佐野地区	-12.5m岸壁 1バース -7.5m岸壁 1バース(耐震強化岸壁) -7.5m岸壁 1バース

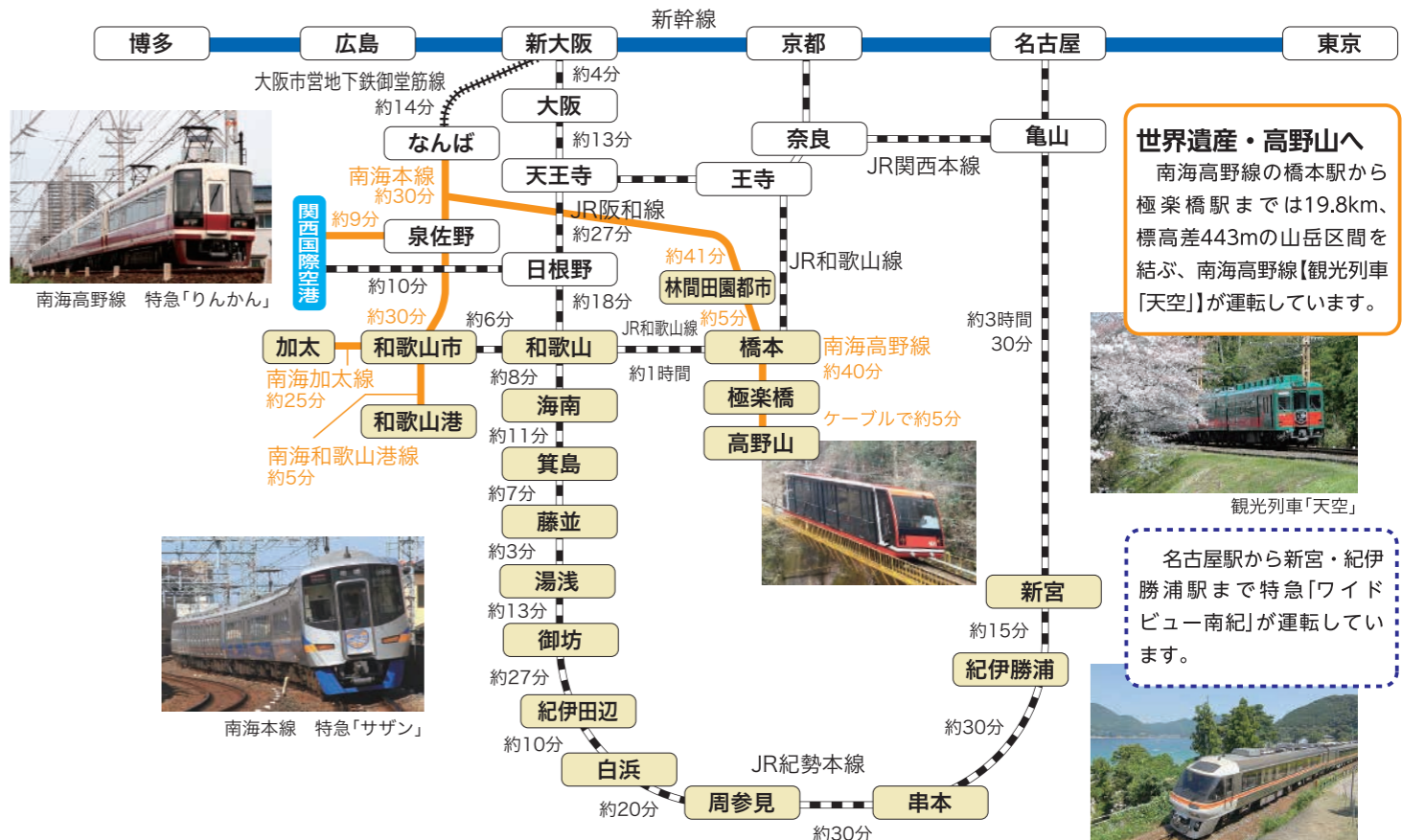
# 鉄道

JR線は大阪・天王寺駅から和歌山駅までを結ぶ阪和線や奈良・王寺駅から和歌山駅までを結ぶ和歌山線、紀伊半島をぐるりと巡り、和歌山市と三重県亀山市を結ぶ全長約384kmの紀勢本線があります。  
また、大阪のなんばから和歌山港・高野山などを結ぶ南海電鉄があります。

**特急くろしおが新大阪駅、大阪駅へ直通運転**  
特急くろしおは新宮駅から新大阪駅(一部は京都駅)まで運転され、新幹線への乗り継ぎが便利です。  
また、大阪駅や天王寺駅にも停車し、私鉄との乗り継ぎや、大阪市内中心部へのアクセスもスムーズです。



特急くろしお「新型車両287系」



**世界遺産・高野山へ**  
南海高野線の橋本駅から極楽橋駅までは19.8km、標高差443mの山岳区間を結ぶ、南海高野線「観光列車「天空」」が運転しています。



観光列車「天空」

名古屋駅から新宮・紀伊勝浦駅まで特急「ワイドビュー南紀」が運転しています。



## 全国主要都市からのアクセス一覧

- ※JR(新幹線)利用
  - 東京 から和歌山市 約4時間
  - 名古屋 から和歌山市 約2時間
  - 広島 から和歌山市 約3時間
  - 博多 から和歌山市 約4時間
- ※JR(特急)利用
  - 新大阪・大阪 から和歌山市 約1時間
  - 名古屋 から新宮市 (三重県側から) 約3時間30分
- ※南海電鉄利用
  - 大阪(なんば) から和歌山市 約1時間
  - 大阪(なんば) から橋本市 約50分
- ※自動車・バス利用
  - 大阪 から和歌山市 約1時間30分
  - 名古屋 から新宮市 (三重県側から) 約4時間30分
  - 関西国際空港(T1) から和歌山市 約40分
  - 東京 から和歌山市 約10時間
- ※飛行機利用
  - 東京(羽田) から南紀白浜空港 約1時間10分
  - 東京(羽田) から関西国際空港 約1時間10分 (関西国際空港からJR・南海・リムジンバスで和歌山へ)

# 専門分野における人材育成 地域産業振興をめざす産学連携

## 国立大学法人 和歌山大学

和歌山市栄谷930番地



### 人材育成

#### システム工学部

システム工学部は、現在社会に必要とされる先端複合技術と、その基礎となる学問や技術について教育・研究を行う学部です。本学部は、応用理工学、環境デザイン学、情報学の3つの領域に分類された8つのメジャー(教育研究課程)からなる1学科で構成されています。本学部では、広い視野から時代の要請に柔軟に答え、情報教育を基盤とした専門教育により、これからの産業・社会のニーズに即応できる実践力と創造性を持ち、課題解決のできる研究者や技術者を養成しています。

(システム工学部のほか、教育学部、経済学部、観光学部、社会インフォマティクス学環があります)

- システム工学部(290)
  - ロボティクス
  - 電子物理工学
  - 化学
  - 環境科学
  - 建築・ランドスケープ
  - 情報システムデザイン
  - ネットワークコンピューティング
  - クロスリアリティ・情報デザイン
- ※( )内は募集予定人員

### 産学連携

和歌山大学では、地域イノベーションの原動力となる人材育成と定着を、全学が一体となって強力に進める体制を構築するため、産学連携に全般的に関わる機関、リカレント教育や学生の自主的活動を支援する機関、そして新たに立ち上げたアントレプレナーシップ(起業家精神)教育(ES教育)に関わる機関を一つにまとめ、学長を基幹長とする「イノベーションイニシアティブ基幹」を設置しました。

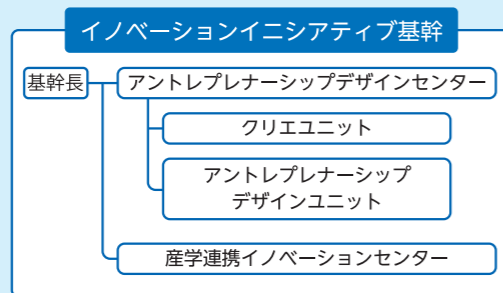
#### 産学連携イノベーションセンター

産官学による連携を推進するため、本学研究者の有する高度な専門知識や技術を社会に還元するとともに、本学における学術研究の充実を支えることを目的とした機関です。

本学研究者に対して、円滑な研究活動が継続的に実施できるよう様々な面から研究を支援しています。

#### 主な活動

- 産官学連携のコーディネート
- 受託・共同研究等のマッチング
- 本学研究者の研究シーズの発信
- 研究交流会開催
- 展示会等出展補助
- 外部研究経費獲得支援
- 知的財産に関する全般
- 分析機器等の共同利用



#### 主な活動

- 民間企業と連携した新規事業立案を教材化したES教育
- 地域と連携・協働した「ものづくり・起業」を実践するインターンシップ等
- 社会人の企業内起業を含むES教育



## 公立大学法人 和歌山県立医科大学

和歌山市紀三井寺811番地1



### 人材育成

医学・保健看護学及び薬学に関する学術の中心として、基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材の育成を図ります。また、地域医療の充実などの県民の期待に応えることによって、地域の発展に貢献し、人類の健康福祉の向上に寄与することを目標に掲げています。

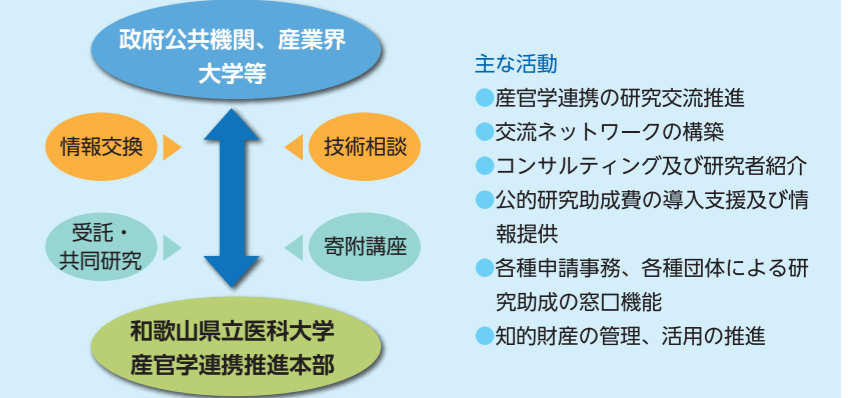
- 医学部(100)
  - 保健看護学部(80)
  - 薬学部(100)
- 2021年度開設  
※( )内は募集定員

### 産学連携

#### 産官学連携推進本部

県民の健康増進・地域産業振興など本学の医学・保健看護学・薬学の分野における社会貢献を目的とし、政府公共機関や産業界との共同研究を推進します。

研究支援を担うURAを通じて研究活動の目的に応じ、関連分野の各研究室の紹介を行うほか、受託・共同研究などの研究交流、寄附講座等の相談窓口としての総合的な活動及び業務を行っています。



#### 主な活動

- 産官学連携の研究交流推進
- 交流ネットワークの構築
- コンサルティング及び研究者紹介
- 公的研究助成費の導入支援及び情報提供
- 各種申請事務、各種団体による研究助成の窓口機能
- 知的財産の管理、活用の推進

## 近畿大学(和歌山キャンパス)

紀の川市西三谷930

### 人材育成

#### 生物理工学部

これまで、それぞれの分野で研究されてきた理学・工学・農学・医学の4分野を融合させたオリジナルな研究分野を作り出した学部です。「生物メカニズムの工学技術への応用」をめざしています。

「人間」「医療」「食」「生活」「環境」「福祉」にかかわる6学科30研究室に知的好奇心を刺激する多彩なテーマをそろえています。



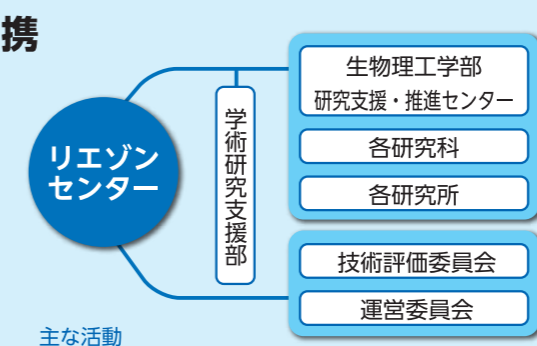
- 生物工学科(90)
  - 食品安全工学科(90)
  - 遺伝子工学科(90)
  - 生命情報工学科(80)
  - 人間環境デザイン工学科(80)
  - 医用工学科(55)
- ※( )内は募集定員

### 産学連携

#### リエゾンセンター

近畿大学は「産官学」の連携・推進に関わる業務を統括し、組織的に取り組んでいく窓口として「近畿大学リエゾンセンター(KLC)」を設置しています。

KLCは、全学に関わる組織であり、各学部に所員が配置されています。また広範で様々なニーズにきめ細かく対応するために、各学科に協力所員が配置されることになっています。



#### 主な活動

- 外部競争的資金申請支援および情報提供
- 共同研究
- 受託研究、プロジェクト研究、寄附研究、研究者受け入れ、システムエンジニア受け入れ
- 技術相談
- 研究情報提供、技術指導、講師派遣、技術者研修、技術移転
- 測定・分析
- 共同利用センター計測器の提供

#### 和歌山県に所在する研究所

##### 水産研究所

実験場で、クロマグロなどの有用海水魚やアユなどの淡水魚を飼育。人口孵化や品種改良などの実験に取り組み、世界最高水準の成果をあげています。

##### 附属農場

湯浅農場では温州ミカンやマンゴーの栽培、遺伝資源の保存や新品種開発に取り組み、生石農場では、鴨や実験用小動物を飼育しています。

##### 先端技術総合研究所

最先端の研究を行う3つのセンターを所有

- 生物学技術研究センター
- 高圧蛋白質研究センター
- 植物センター

人材育成

生活文化学科 ビジネス実践コース

ビジネスマナーやITスキル、和歌山の文化を学び、地元企業とのコラボレーションを通じた行動力ある人材を育成しています。

生活文化学科 食物栄養コース

健康や医療と深く関わる「食」について学び、多様化する食のニーズに豊かな心と専門知識・技術で対応できる栄養士を養成しています。

保育科

在学中から子どもと保護者に関わる機会を多く提供し、実践を重視した指導により、企業内保育所への就職に対応した保育士を養成しています。



- 生活文化学科 ビジネス実践コース(40)
  - 生活文化学科 食物栄養コース(50)
  - 保育科(80)
- ※( )内は募集定員

産学連携

きょう育の和センター

同学きょう育の和センターでは、他の県内高等教育機関とも連携し、県産農産物を原材料とした有用成分抽出と加工に関する研究、地元企業との連携、自治体の広報支援、付加価値創出等に関する研究・学生活動を行っています。

主な活動

- 地域食材の有効活用を図るための行政、JA、民間企業等と協力したメニューや、商品開発
- 栄養士として必要な知識を活かした食品の分析
- 県産農産物を安全においしく提供するための加工の探求
- 地域特有の調理法など食文化の掘り起こしと活用法の研究
- 子育て世代への迅速なニーズ調査

人材育成

5年間の一貫教育を通じて、エンジニアとしての素養を身につける基礎教育と、実践を重視した専門教育を効果的に行っています。工学を社会の繁栄と環境との調和に生かすための創造力と問題解決能力を身につけ、豊かな人間性と国際性を備えた人材の育成を目指しています。

とりわけ自然環境に恵まれた和歌山県中南部に位置する本校は、地域社会の特色を生かしつつ、地球環境に配慮した新技術の開発に貢献することにより、新たな課題に挑戦しています。



- 知能機械工学科(40)
  - 電気情報工学科(40)
  - 生物応用化学科(40)
  - 環境都市工学科(40)
- ※( )内は募集定員



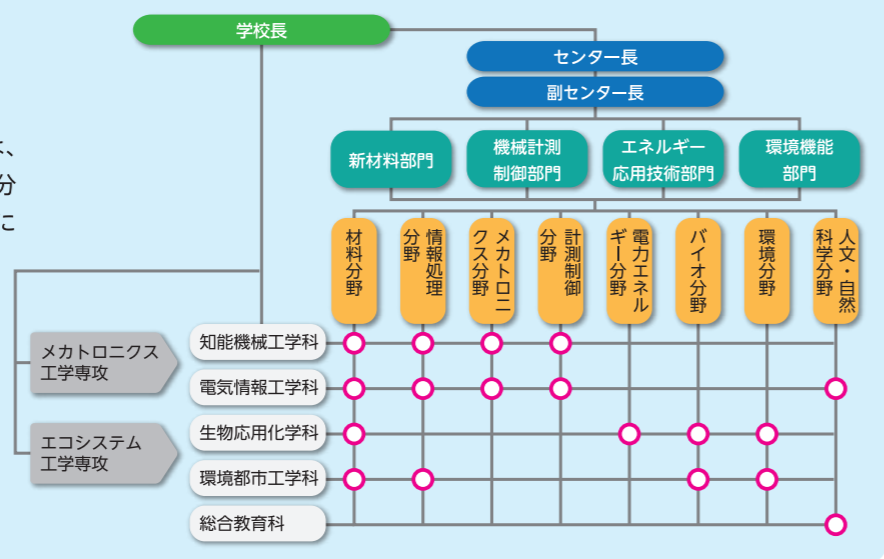
産学連携

地域共同テクノセンター

和歌山高専の地域共同テクノセンターは、4学科・一般科目を縦断する4研究部門・8分野から構成され、地域産業界の動向や要望に迅速に対応できる体制を整えています。

主な活動

- 研究協力、技術協力、技術相談
- 地域企業との連携推進
- 学内共同研究、受託開発の推進
- 高度な実験、実習、演習設備の提供
- 地域社会との連携推進
- 出前授業、公開講座



人材育成

2019年4月に開学し、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士の免許と資格が取得できる大学です。小学校教諭・幼稚園教諭や保育士等になるための専門性を高める科目だけでなく、地域社会や地域経済の課題に対してもリーダーシップを持って取り組む力を養うため、多数の地域と連携した「学び」の場を設定しています。本学は和歌山県の教育や産業の発展に貢献できる人材育成を目指しています。



- 教育学部 子ども教育学科(80)
- 小幼コース
- 幼保コース ※( )内は募集定員

他大学・地域との連携

- 「わかやま子ども学総合研究センター」「きょう育の和センター」を立ち上げ、子育て支援活動・研究の拠点大学を目指す。
- 和歌山県・和歌山市・有田市・日高川町と大学等の教育・研究、地域の人材育成、学生の就職支援等に関することについて連携協定を締結
- 地域連携フィールド学習では、湯浅町と連携し学びを深める。
- 大学間連携活動を強化・展開

高等学校(職業系学科) 職業能力開発施設

即戦力となる人材育成の取り組み

県立高等学校(職業系学科・総合学科)

学校名	所在地	学科名	2024年度募集定員		
和歌山	和歌山市	総合学科	200		
		機械科	80		
		電気科	80		
		化学技術科	40		
和歌山工業	和歌山市	建築科	40		
		土木科	40		
		産業デザイン科	40		
		創造技術科	40		
		機械電気科(定時制)	40		
		建築科(定時制)	40		
		和歌山商業	和歌山市	ビジネス創造科	280
		きのくに青雲	和歌山市	情報会計科(定時制)	30
		紀北工業	橋本市	機械科	80
				電気科	40
システム化学科	40				
紀北農芸	かつらぎ町	生産流通科	40		
		施設園芸科	40		
		環境工学科	40		
笠田	かつらぎ町	総合ビジネス科	80		
		情報処理科			

県立高等学校(職業系学科・総合学科)

学校名	所在地	学科名(コース名)	2024年度募集定員
箕島	有田市	情報経営科	80
		機械科	
有田中央	有田川町	総合学科(総合)	120
		総合学科(福祉)	
紀央館	御坊市	工業技術科	40
南部	みなべ町	食と農園科	120
田辺工業	田辺市	機械科	80
		電気電子科	40
		情報システム科	40
神島	田辺市	経営科学科	120
熊野	上富田町	看護科	40
新翔	新宮市	総合学科	160
		総合学科	



市立高等学校(職業系学科)

学校名	所在地	学科名	2024年度募集定員
和歌山市立和歌山	和歌山市	総合ビジネス科	160
		ビジネス実践科(定時制)	40
		ビジネス情報科(定時制)	40

県立高等学校 総合学科の系列について(2024年度入学生)

- 和歌山高校には、教養系列、情報系列、芸術表現系列、ビジネス系列、保育系列、食系列があります。
- 有田中央高校には、福祉系列、総合系列(カルチャー農業、情報、商業、生活福祉、言語探求、農業)があります。

- 熊野高校には、人文科学系列、総合ビジネス系列、グリーンマスター系列、スポーツ健康系列、社会福祉系列があります。
- 新翔高校には、ビジネス系列、情報系列、教養系列、建設技術系列があります。

## 工業高校と企業が連携して人材育成

### わかやま産業を支える人づくりプロジェクト

地域の企業等と工業高等学校が連携して産学官で産業人材育成の体制(校友会ネットワーク)を構築し、県内のものづくり企業を支える人材を育成しています。



#### 校友会ネットワーク【各学校単位】

- 地域の経済団体  
商工会議所  
商工会など

校友会  
企業  
約200社

連携して  
人材育成

工業高校  
県内5校

- 県教育委員会
- 県  
(商工観光労働部)

地域の人材育成  
に参画・支援

- ・企業が工業高校で人材育成に積極的に参画
- ・生徒及び教員などが県内ものづくり企業の認識を深める

校友会企業と工業高校  
の連携を支援

## 県立産業技術専門学院

和歌山市小倉90番地(和歌山産業技術専門学院)  
田辺市新庄町1745-2(田辺産業技術専門学院)

### 人材育成

産業構造や就業形態等が大きく変化進展する中で、企業では即戦力となり得る人材が強く求められています。県立産業技術専門学院では、実技訓練を重視したきめこまやかな訓練により、時代のニーズに対応した人材を育成しています。

(2024年度募集予定)

学院名	課程	訓練科	定員*
和歌山産業技術専門学院	普通課程	自動車工学科	25
		理容科	15
		メカトロニクス・CAD科	15
		建築工学科	15
	短期課程	総合実務科	20
田辺産業技術専門学院	普通課程	自動車工学科	20
		※ビジネス事務科	20
		情報システム科	10

\*現行の観光ビジネス科を改編して、2025年4月から設置予定



## 支援機関

### 未来に結ぶ技術の架け橋

#### 和歌山県工業技術センター

和歌山市小倉60番地 ☎073-477-1271  
https://www.wakayama-kg.jp/

和歌山県工業技術センターは、県が設置・運営する公的試験研究機関で、様々な技術支援・サービスを行っています。

#### 技術支援メニュー

- 技術相談・指導
- 設備機器の貸付、受託試験
- 受託研究、共同研究、研究開発
- 研修生の受入、技術情報の提供 など



#### センターの役割と3つの強化活動



担当部署	各部における主な対応技術
食品開発部	食品加工、食品成分分析、食品の物性測定、微生物分析・利用、醸造等
地域資源活用部	テキスタイル・染色加工、皮革、色彩管理・測定、排水処理、高分子材料、木質材料、金属材料、金属腐食等
ものづくり支援部	3DCAD・CAE活用、3Dプリンター試作造形、非破壊検査、電気・電子・EMC計測、騒音・振動計測、生産・検査工程の自動化等
化学技術部	有機合成、高分子合成、有機分析、無機分析、計算化学活用等
薬業振興部	医薬品分析、医薬部外品分析、化粧品分析等

### オープンラボ はじめてみよう！ 一歩先の「ものづくり」

工業技術センターでは、開かれたセンターを目指し、皆様が利用しやすいラボを整備しています。



#### フードプロセッシングラボ (食品開発部)

加工食品の試作開発、試作品の分析・評価などが実施できます。



#### レーザー&テキスタイルラボ (地域資源活用部)

加飾、染色関連機器、繊維、糸等の関連機器を整備し、関連の文献等も多く取りそろえています。



#### ケミカルスマートものづくりラボ (化学技術部)

化学物質の反応予測や、材料設計等を計算化学システムにより効率的に行うことができます。



#### 3Dスマートものづくりラボ (ものづくり支援部)

ものづくりのための3D関連機器を集約。従来、金型等から試作品を作成していたものをデータ上で試作することができます。



#### 自動化促進ラボ (ものづくり支援部)

生産工程の自動化の検討、IoTシステム導入に係る事前検討等を行うことができます。



# 支援機関

## 総合的な支援体制で企業活動をバックアップ

### 和歌山県立情報交流センター

田辺市新庄町3353-9 ☎0739-26-4111  
http://www.big-u.jp/

和歌山県立情報交流センターは、県民のICT利活用能力の向上を図るとともに、本県産業の発展及び県民生活の充実を目的とした、県南部における県民、企業、教育機関による情報交流の中核施設です。

貸館施設として多目的ホールや研修室等があり、シンポジウムやセミナー等に活用されています。

また、館内では無料公衆無線LANサービスが利用できます。



#### 主な入居機関

県立紀南図書館、教育センター学びの丘、和歌山大学

#### SOHOブース

新たに創業を目指す、又は創業して間もない起業家に対するブース(貸室)を設置しています。

合計6室 面積各24m<sup>2</sup>

#### 情報実習室

コンピュータやタブレットを利用した研修や講習が可能です。

情報実習室[1] 定員30名 面積127.8m<sup>2</sup>

情報実習室[2] 定員30名 面積115.5m<sup>2</sup>

ネットワーク実習室 定員32名 面積130.9m<sup>2</sup>

#### 多目的ホール

各種研修や講演会、セミナーなどの他に展示会やイベント等に利用いただけます。

机120脚 椅子500脚 面積585m<sup>2</sup> アリーナ29m×20m

#### 研修室

各種研修等に利用いただけます。

研修室[1] 定員113名 面積188.9m<sup>2</sup>

研修室[2] 定員80名 面積132.8m<sup>2</sup>

研修室[3] 定員36名 面積75.9m<sup>2</sup>

研修室[4] 定員50名 面積158.2m<sup>2</sup>

グループ研修室[1]~[3] 定員各10名 面積30.7m<sup>2</sup>、29.7m<sup>2</sup>、29.2m<sup>2</sup>

### 公益財団法人 わかやま産業振興財団

和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階  
☎073-432-3412 https://yarukiouendan.or.jp/

～皆様方のニーズに応じてご活用ください～

#### ①創業したい!

創業支援セミナー  
/地域課題解決型起業支援

#### ②経営改善したい!

専門家派遣/企業プロデュース

#### ③人材育成・人材導入したい!

プロフェッショナル人材の導入支援  
/成長企業支援事業  
技術人材育成のための基礎技術講座  
わかやま生産性向上スクール

#### ④技術開発したい!

成長型中小企業等研究開発支援事業  
外国出願支援/知的財産戦略支援

#### ⑤新たな取組をしたい!

わかやま中小企業元気/農工商連携ファン  
ド専門技術研究会/テクノサロン  
わかやまテクノ・ビジネスフェア

#### ⑥新しい取引先を開拓したい!

下請取引あっせん  
展示会出展支援(補助金/集団出展)  
海外市場開拓支援  
出展効果UPゼミ  
わかやま産品商談会in和歌山

#### 相談窓口

和歌山県事業再構築等支援総合相談窓口  
下請かけこみ寺  
DX推進員  
よろず支援拠点

ホームページ

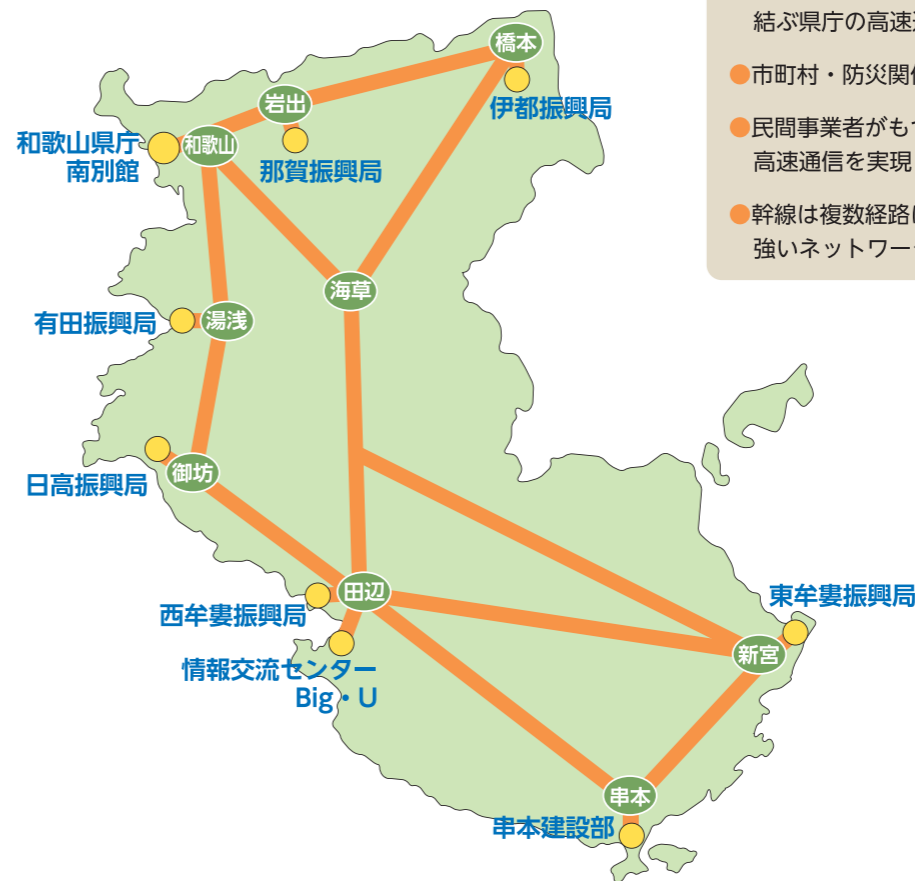


# 情報通信環境

## 災害に強い高速通信網の整備

### きのくにe-ねっと(情報ハイウェイ)

- 「きのくにe-ねっと」は、県の本庁と各振興局等を結ぶ県庁の高速通信網
- 市町村・防災関係機関を結ぶ災害用有線系通信
- 民間事業者がもつ回線(ダークファイバ)を借り高速通信を実現
- 幹線は複数経路によるリング方式により災害に強いネットワークを構築



### 和歌山県のブロードバンドサービスの提供状況

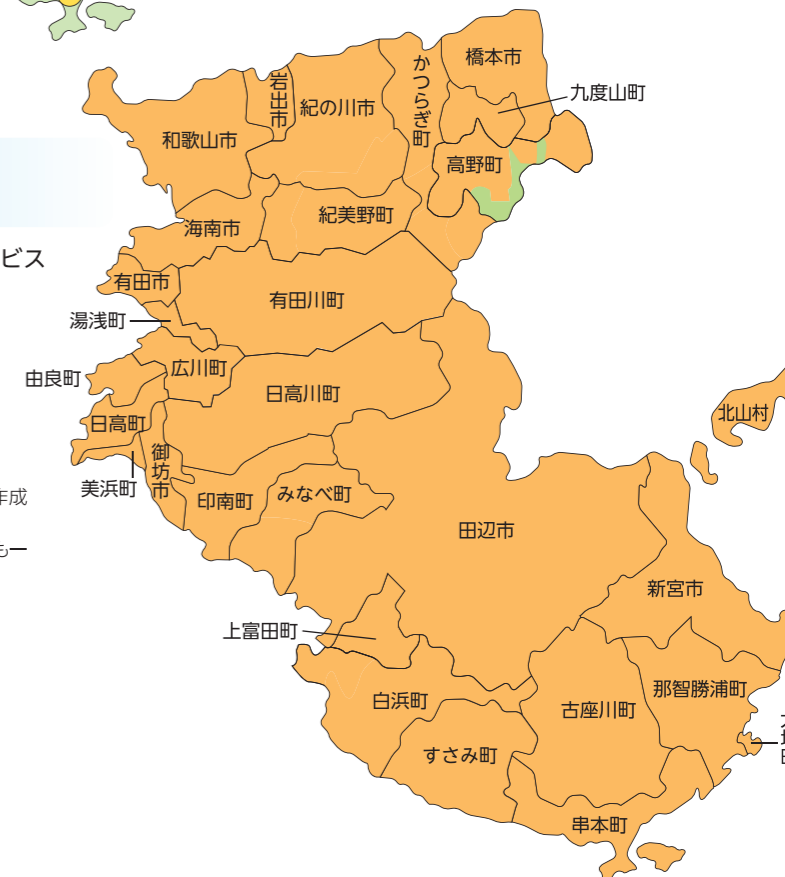
2024年3月末の和歌山県内のブロードバンドサービスの提供状況は、右の図のとおりです。

■ FTTH(光ファイバー)

■ ADSL

(注1) サービスが重複しているエリアも一部あります。

(注2) この地図はサービス提供会社の情報を元に、和歌山県が作成した概略図です。利用可能エリアとなっても、実際には利用できない地域も一部存在します。





# 農林水産業

## 豊かな自然の恵みを活かした多彩な品目

**農業** 果樹王国、わかやま  
和歌山県の農業産出額は果実の構成比が67.9%と7割弱を占め、みかん、うめ、かきなどの果樹農業が盛んです。また、京阪神に隣接した地理的条件と冬季温暖な気象条件を活かした野菜栽培も盛んであり、えんどうをはじめ、トマト、しょうが、だいこんなど多種多様な品目を生産しています。



### 本県基幹農作物の全国シェア (産出額)

	1位	2位	3位
みかん	和歌山 18.8%	静岡	愛媛
うめ	和歌山 65.5%	群馬	神奈川
かき	和歌山 21.5%	奈良	福岡
はっさく	和歌山 70.3%	広島	愛媛
セミノール	和歌山 50.0%	大分	三重
スターチス	和歌山 39.7%	北海道	長野
いちじく	和歌山 20.3%	愛知	福岡
えんどう	和歌山 9.9%	愛知	
清見	愛媛	和歌山 36.4%	佐賀
しらぬい	熊本	愛媛	和歌山 7.9%
キウイフルーツ	愛媛	福岡	和歌山 13.9%
かすみそう	熊本	福岡	和歌山 13.6%
いよかん	愛媛	佐賀	和歌山 2.6%
ネーブルオレンジ	広島	静岡	和歌山 10.0%
ガーベラ	静岡	福岡	和歌山 8.5%

(資料) 令和4年生産農業所得統計  
※「えんどう」は、さやえんどう・グリーンピースの合算

### 水産業

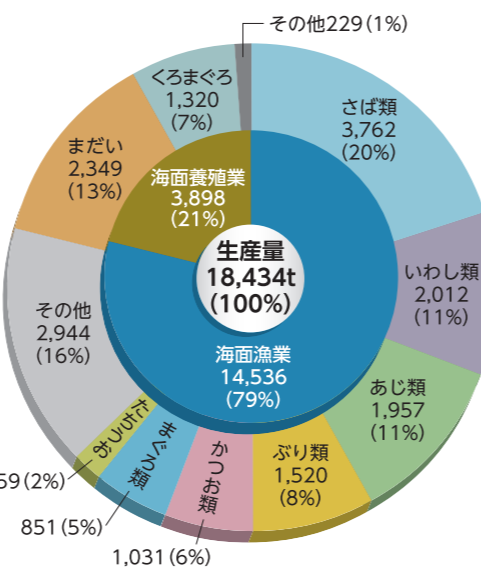
**黒潮の恵み**  
和歌山県では、黒潮の恵みを受けて多様な漁業が営まれています。海面漁業においては、いせえびが全国3位、たちうおが全国5位、しらすが全国8位の漁獲量となっています。また、海面養殖業では、くろまぐろ、まだいが全国6位、内水面養殖業ではあゆが全国3位の生産量となっています。

#### 魚種別漁獲量

	全国シェア	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
いせえび	10.0%	千葉	三重	和歌山	静岡	徳島	宮崎	茨城	鹿児島
たちうお	6.7%	千葉	熊本	茨城	長崎	和歌山	鹿児島	宮城	神奈川
しらす	4.3%	兵庫	愛知	静岡	大阪	茨城	愛媛	徳島	和歌山
海産ほ乳類	39.1%	和歌山	岩手	長崎	富山	石川	北海道	高知	福井
養殖くろまぐろ	6.4%	長崎	鹿児島	愛媛	高知	三重	和歌山	大分	
養殖まだい	3.4%	愛媛	熊本	高知	三重	長崎	和歌山	宮崎	鹿児島
内水面養殖あゆ	16.0%	愛知	岐阜	和歌山	栃木	滋賀	徳島	宮崎	大分

(資料) 令和4年漁業・養殖業生産統計

#### 海面漁業・養殖業魚種別生産量 単位:トン



(資料) 令和4年漁業・養殖業生産統計

### 林業

#### 良質な「紀州材」を生産

和歌山県は、優れた林業地で、古くは江戸や上方などへ「紀州材」を出荷し、建築用に使われてきました。

現在、県土の約7割を占める森林のうち、丁寧に育まれてきた人工林は利用期を迎え、良質な「紀州材」を産み出しています。

木材は、環境負荷の少ない資源です。

木材利用は、環境にやさしい建築や炭素貯蔵などの効果が期待され、SDGsに大きく貢献します。



和歌山県で生産されたスギの丸太

### 紀州の森が育む良質な木材「紀州材」

紀州材は、優れた強度、色合い、目込みの良さなどで評価されています。



熊野トラベル KUMANO TRAVEL



ネットヨタ和歌山 田辺店

## 始めませんか。「企業の森」で新しい環境貢献！

「企業の森」事業は、参画企業・団体、和歌山県、地元市町村の三者で協定を結び、企業の方々に環境貢献活動の一環として、植栽や下草刈り、間伐等の森林保全活動に取り組んでいただく事業です。

森林保全活動を社員研修や環境教育のフィールドとして活用するほか、山村体験や世界遺産の熊野古道歩き、活動後の温泉入浴等と組み合わせたりフレッシュの場として活用いただいています。

和歌山県の豊かな森林環境を次世代に伝えるため、みなさまのお力が必要です！

「企業の森」への参画を心よりお待ちしております。

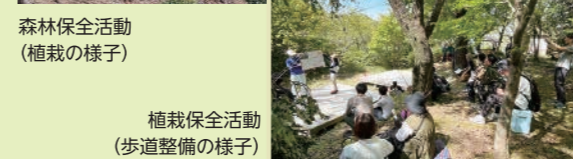
2024年3月末現在  
97の企業・団体が111箇所  
森林づくりを展開!

2023年度  
新規参画企業

- 株式会社日本化学工業所「日本化学の森」
- トランスコスモス株式会社「トランスコスモスの森」
- きのくに信用金庫「きのくに信用金庫の森」
- 株式会社八雲ソフトウェア「八雲ソフトウェアの森」
- 恵和株式会社「恵和の森」
- 日本モリマー株式会社「日本モリマーグループの森」



森林保全活動 (植栽の様子)



植栽保全活動 (歩道整備の様子)

### 「企業の森」仕組み図

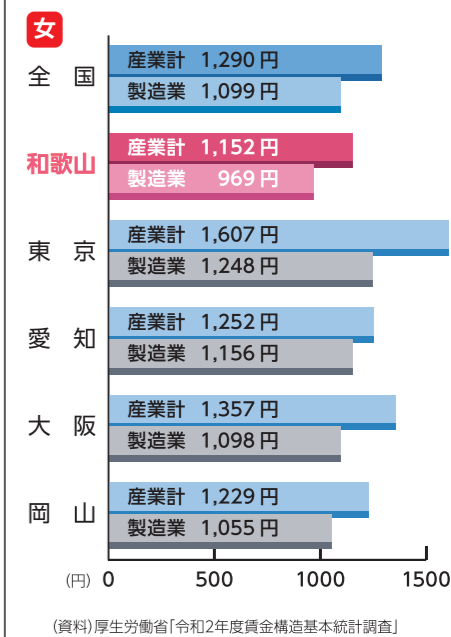
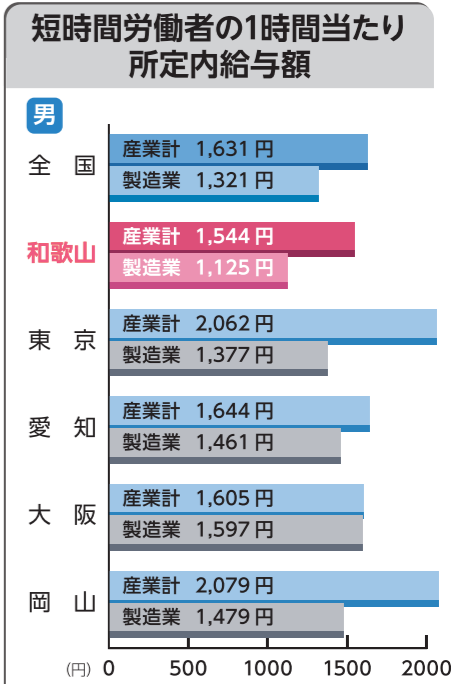
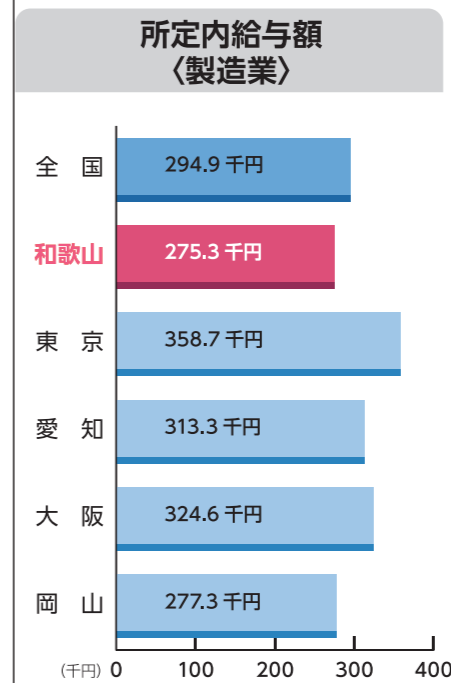
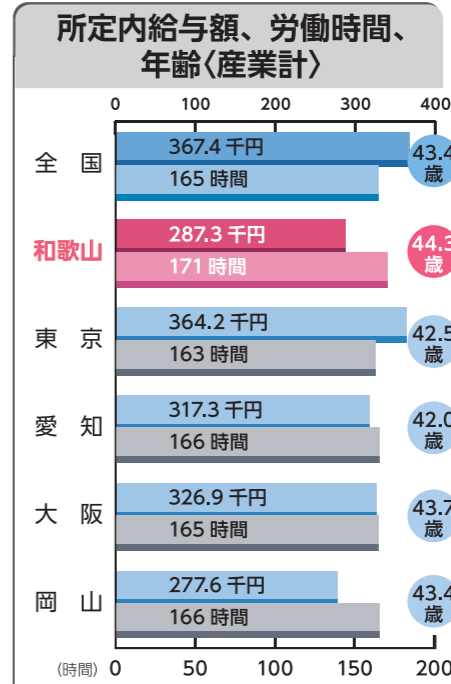
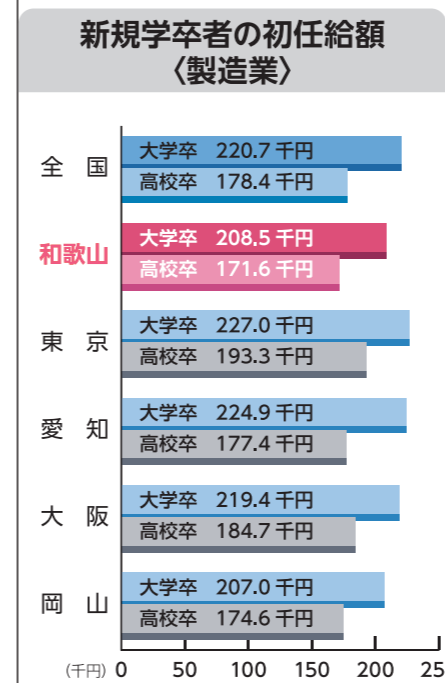
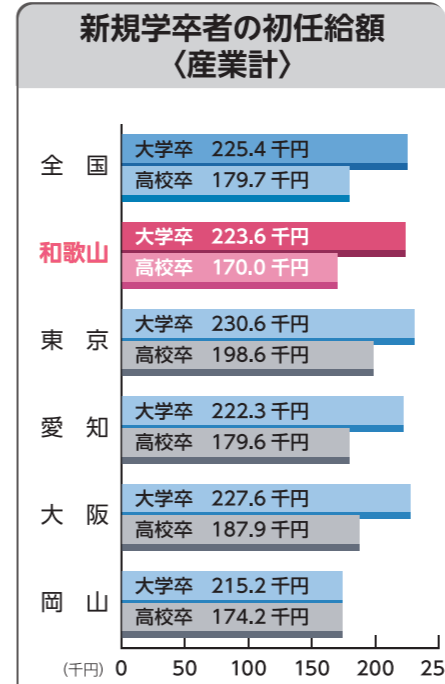
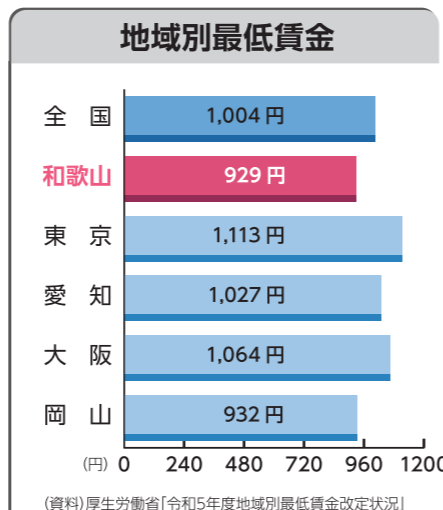
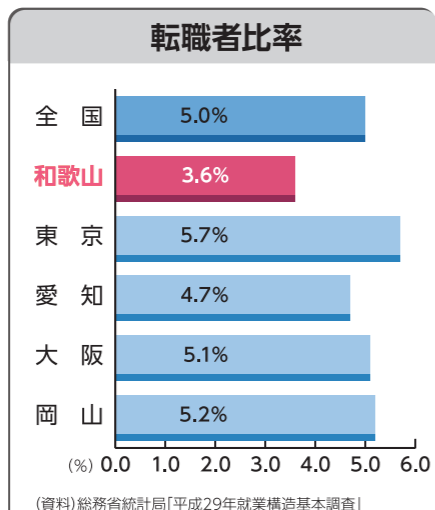
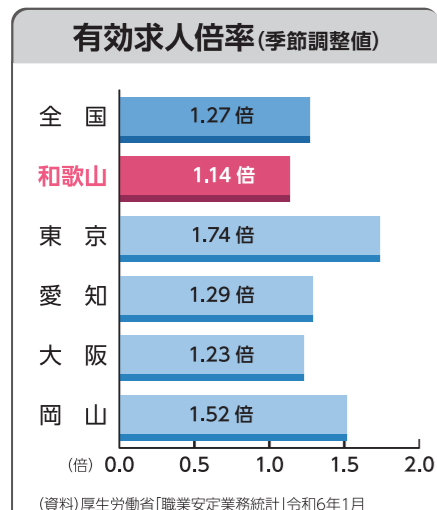
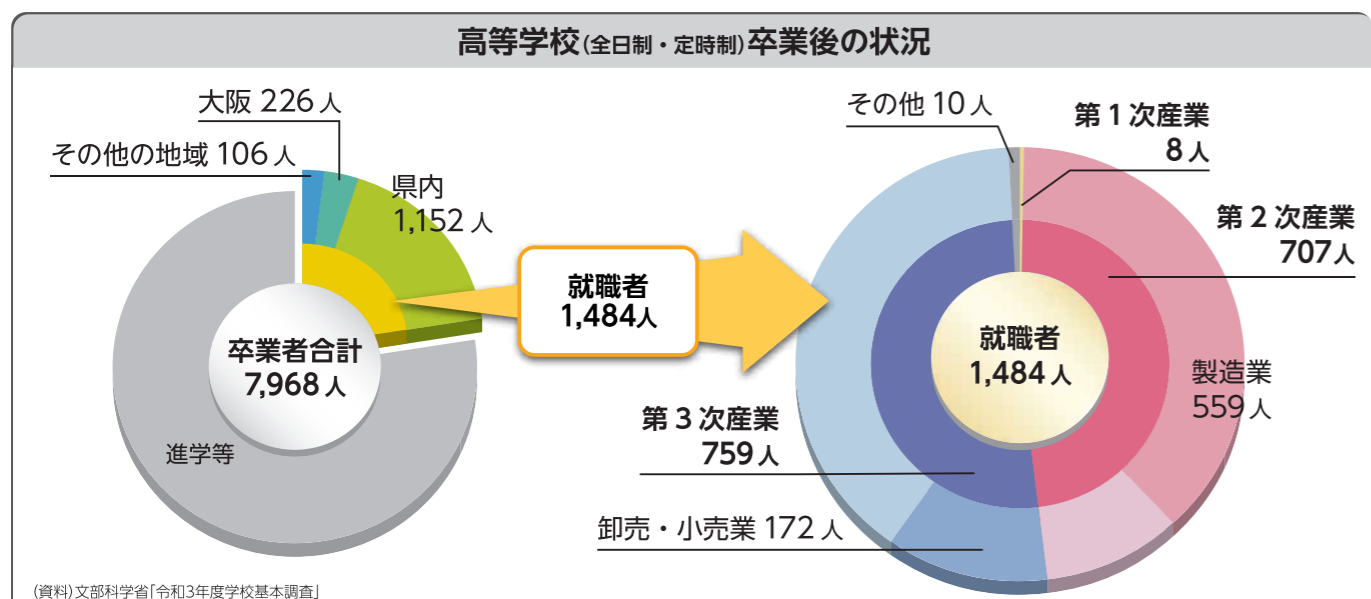
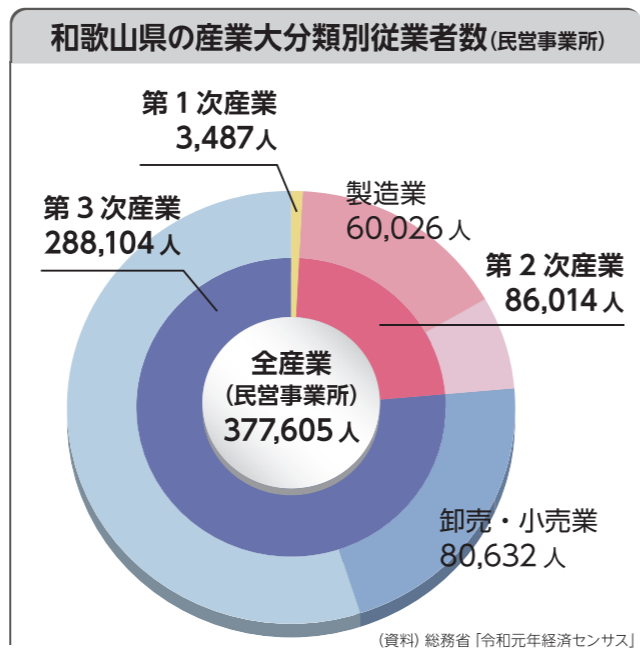
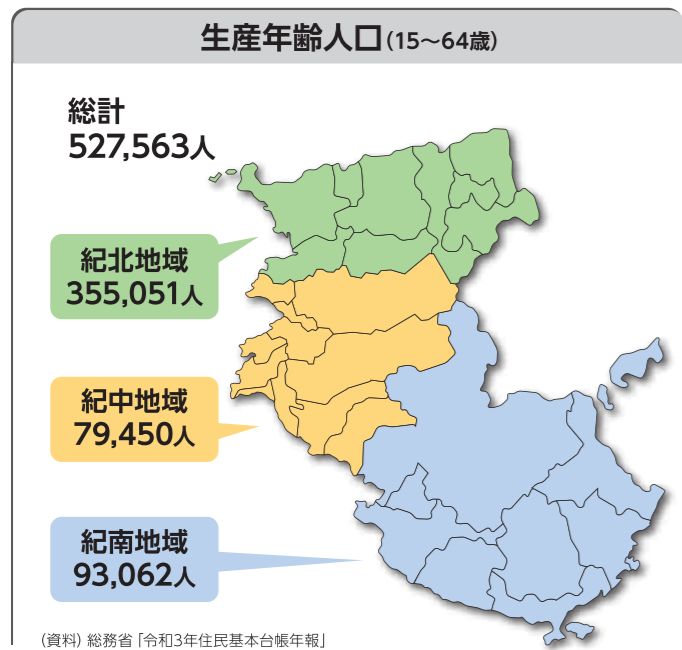


企業の森  
ホームページ

お問合せ先：和歌山県庁森林整備課緑化推進班  
メール：kig-mori@pref.wakayama.lg.jp



県内労働人口と給与状況等のご紹介



産業人材育成支援事業

和歌山県では県内企業の経営者や現場管理者などによる実践的な講義を実施することにより、企業が求める即戦力や次世代の産業を支える人材の供給を図っています。

- 実施機関：和歌山大学・和歌山工業高等専門学校
- 内容：県内企業トップによる経営論やキャリア形成過程における経験談、実際の企業活動の概要などを紹介する講座を開設



# 暮らしやすい和歌山！

## 経済面の豊かさ

### 1.若い時期のゆとりある暮らし

和歌山で就職すると「給料が少ない。」と思いませんか？

確かに都会の給料は高いですが、**都会と比べて、和歌山は物価、特に家賃が安い**ので、若い時期に、趣味を楽しんだり、友達と遊んだり、自由に使えるお金は十分あります。

	全国	和歌山	東京	大阪
①大学卒初任給	237,300円	<b>239,000円</b>	244,500円	235,600円
②25～29歳の平均月給	240,500円	<b>252,500円</b>	281,700円	266,500円
③家賃平均月額	55,609円	<b>41,094円</b>	80,918円	55,614円
④消費者物価地域差指数	100.0	<b>99.2</b>	104.7	99.4

### 2.ゆったりとした暮らし

和歌山は土地が圧倒的に安く、家を建てる場合にも、**負担を抑えて建てられます**。

また、**大きな家で、ゆったりとした生活ができる**のも、和歌山の魅力です。

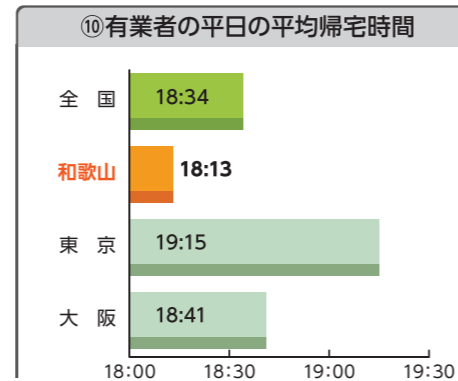
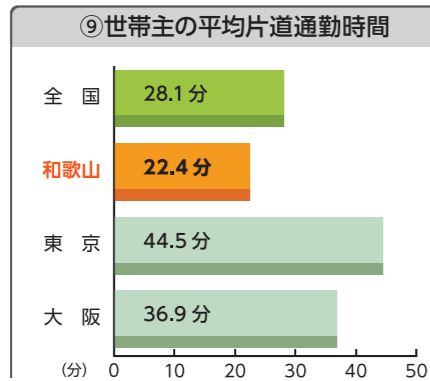
	全国	和歌山	東京	大阪
⑤1㎡当たり住宅地平均価格	54,638円	<b>35,400円</b>	404,400円	155,200円
⑥土地付住宅建築費	4,694万円	<b>3,945万円</b>	6,623万円	5,050万円
⑦持ち家の延べ面積	119.9㎡	<b>124.4㎡</b>	93.3㎡	101.8㎡
⑧持ち家比率	61.2%	<b>73.0%</b>	45.0%	54.7%

## 生活面の豊かさ

### 3.仕事後も充実した暮らし

都会では、通勤時間が長く、大変です。

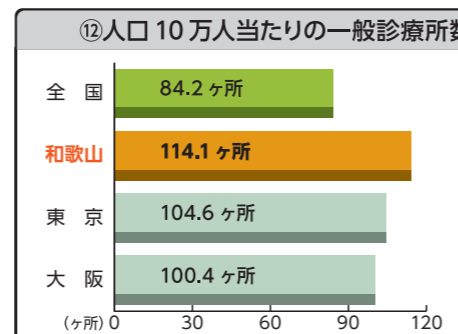
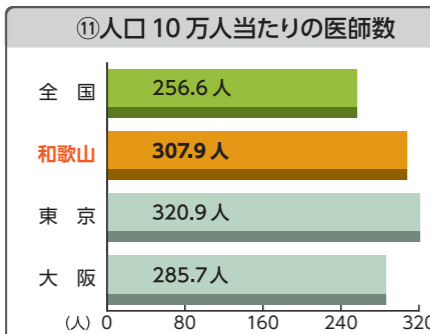
和歌山では、**通勤時間が短く、帰宅時間も早い**ので、家族との時間やプライベートの楽しみに時間を費やすことができ、仕事後も充実した生活が送れます。



### 4.安全・安心な暮らし

幸せな暮らしには、安全・安心は欠かせません。

和歌山は、人口10万人当たりの医師数が全国平均より多く、人口10万人当たりの一般診療所数は全国1位なので、安心して生活ができます。

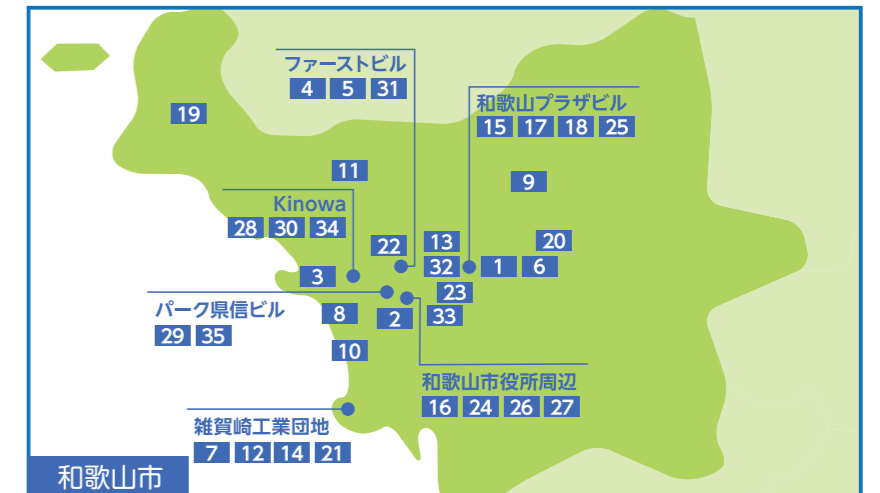


出典 ①②R5 賃金構造基本統計調査【企業規模10人以上・所定内給与額】(厚生労働省) ③⑦⑧⑨H30住宅・土地統計調査(総務省統計局)  
④R4 小売物価統計調査(総務省統計局) ⑤R5 都道府県地価調査(国土交通省) ⑥R4 フラット35利用者調査(住宅金融支援機構)  
⑩R4 社会生活基本調査(総務省統計局) ⑪R2 医師・歯科医師・薬剤師統計(厚生労働省) ⑫R4 医療施設調査(厚生労働省)

# 誘致企業一覧

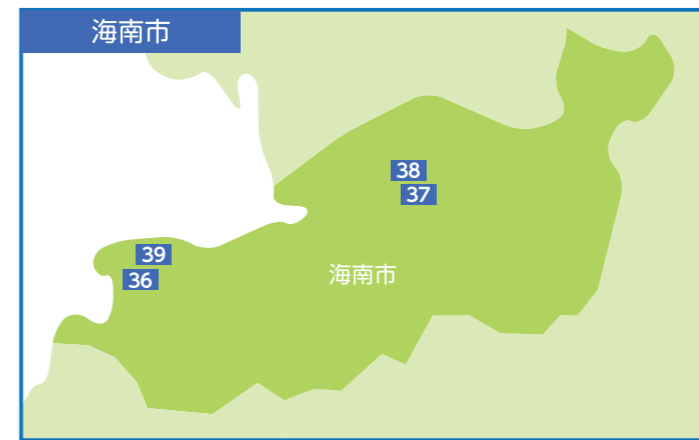
立地市町村名	立地決定年度	企業名	業務内容・製造品目
和歌山市	1984	1 株式会社富士通	ソフトウェア開発
	2002	2 トランスコスモス株式会社	CRM事業
	2003	3 日鉄住金関西マシニング株式会社	圧延用ロールの製造
		4 ウォーターワン株式会社	コールセンター
	2007	5 株式会社ユアブレインズ	コンピュータソフトウェア開発・販売
		6 ビーウィズ株式会社	アウトソーシングサービスの提供
	2008	7 大阪富士工業株式会社	ロール等金属製品製造・補修
		2010	8 株式会社丸徳水産
	9 ヤマトコンタクトサービス株式会社		物流業務に付随するテレマーケティングサービス
	10 スターゼン株式会社	食肉及び加工食品等の卸売り	
	2011	11 株式会社エス・ティー・ワールド	旅行業における手配業務
		12 ナイス株式会社	プラント機器部品の溶接補修
	2013	13 株式会社保険ダイレクト(NFCグループ)	生命保険・損害保険の募集にかかわるコールセンター
	2015	14 ジェイテック株式会社	橋梁部材や各種鋼材の溶接・切断・開先加工
	2017	15 株式会社ぼん家具	インターネットによる家具の通信販売、Webサイト制作、商品企画
	2018	16 アップセルテクノロジー株式会社	コールセンター事業
		17 スターティア株式会社	ITサービスのサポート事業
	2019	18 株式会社BizPlatform	中小企業支援事業、オフィスソリューション事業
		19 友信化学株式会社	塗料の受託製造
		20 トランスコスモス株式会社	コンタクトセンターサービス
	2020	21 ジェイテック株式会社	橋梁部材等大型鋼材の加工・塗装・輸送
		22 株式会社Link-U Technologies	「マンガワン」等のマンガアプリや新規事業に係るソフトウェア開発
	2021	23 株式会社Relic	システム開発、インサイドセールス
		24 株式会社IACソリューションズ	システムインテグレーション事業、アウトソーシング事業
	2022	25 敦謙国際智能科技股份有限公司(日本法人：ドンケン・テクノロジー株式会社)	日本におけるAIを駆使したスマートホテルシステムの開発及びシステムコンサルティング
		26 株式会社マックスサポート	コールセンター業務、事務処理業務
		27 株式会社Will Smart	ソフトウェアの開発、ハードウェアのキitting
		28 エコービジネスソフトウェア株式会社	企業のDX化支援業務
		29 株式会社限研吾建築都市設計事務所	建築物等のデザイン・設計
		30 omeroid株式会社	ITコンサルティング、システム開発
	2023	31 株式会社写易	ソフトウェア開発保守、システム構築
		32 株式会社ScopeNext	ゲーム、スマートフォンアプリ等の開発及び運営
		33 株式会社日本ユニスト	周遊旅行予約システムの開発及び保守等
	2024	34 株式会社PPFパートナーズ	SES事業、ソフトウェア開発および運用保守
		35 MRT株式会社	ITシステム開発及びコールセンター

## 紀北エリア 和歌山市



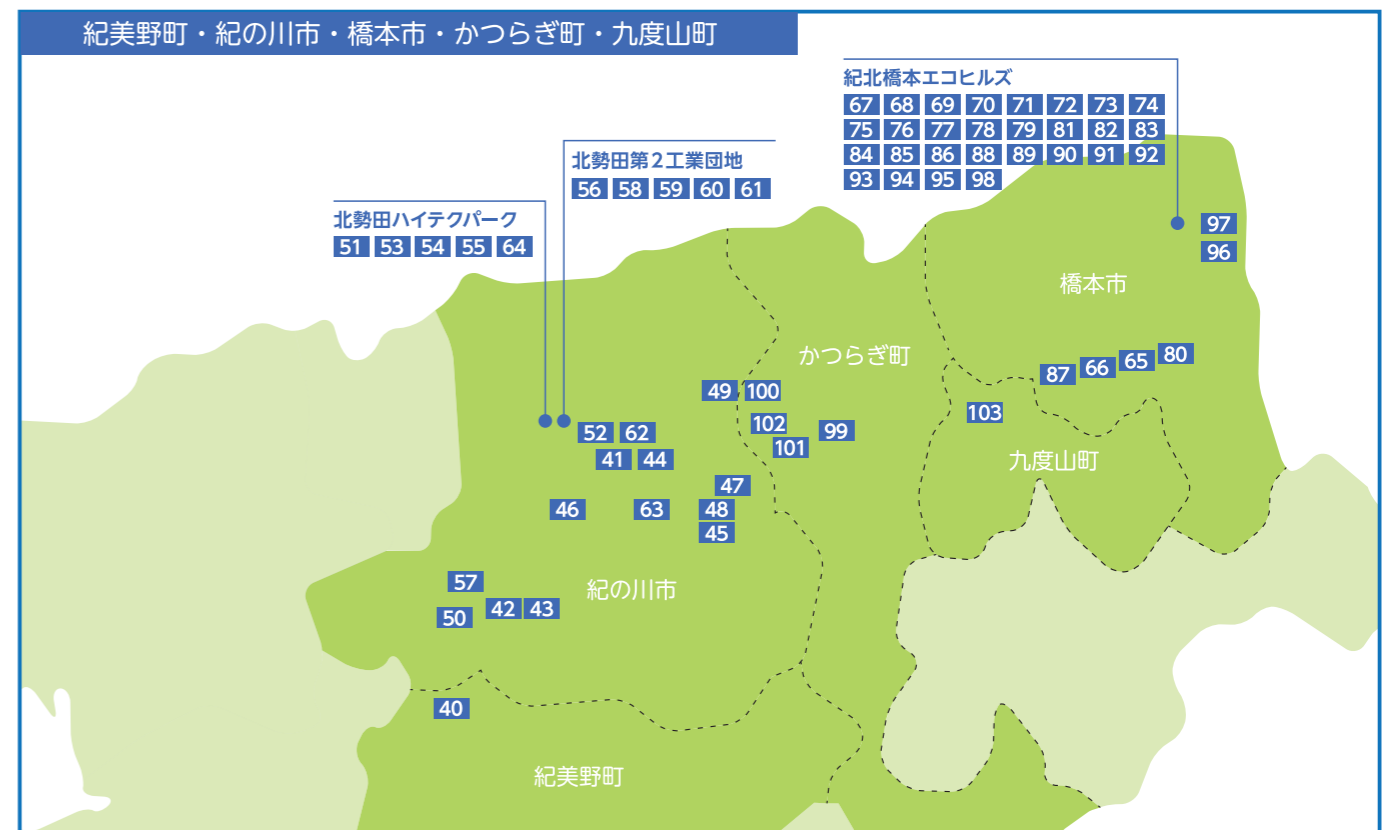
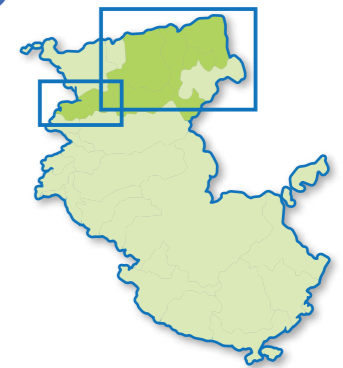
立地 市町村名	立地決定 年度	企業名	業務内容・製造品目
海南市	1990	36 高田機工(株)	橋梁・鉄骨
	1994	37 近畿大学先端技術総合研究所	生物・植物・ロボット研究
	1997	38 (株)新日本科学	新薬の安全性試験の受託研究
	2009	39 大日本除虫菊(株)	蚊取り線香及び家庭日用品の製造
紀美野町	1987	40 矢倉ヒューム管工業(株)	ヒューム管、組立人孔
紀の川市	1985	41 ハバジツ日本(株)	伝動用及び搬送用ベルト
	1987	42 バンドー化学(株)	歯付伝動ベルト・自動車用CVTベルト
		43 樋上敷物(株)	カーペット織物
		44 永橋染織(株)	タオル
		45 (株)デュプロ	事務機器
		46 パナソニックエナジー(株)	電池
	1989	47 (株)サンゴ	建設資材
		48 (株)小林工業所	建設資材
	1991	49 (株)紅中	住宅建材
	1992	50 (株)ジーエスフード	外食産業関連業務用食品
	1996	51 (株)コテック	ポリカーボネイト樹脂
	2000	52 (株)総合車両製作所生産本部和歌山事業所	コンテナ、線路・分岐器
	2004	53 (株)和歌山双信	超精密プラスチック金型
		54 (株)ピオ・マーケット	有機農産物の流通
	2006	55 和歌山アイコム(株)	無線通信機器
	2011	56 中部抵抗器(株)	電気機械器具製造
2014	57 (株)ポタジエ	カット野菜製造	
2015	58 (株)梅丹本舗	梅肉関連商品の製造	
2017	59 オーアイテック(株)	自動車用および家電・弱電用の冷間圧造・切削部品の製造	
	60 津田工業(株)	化粧品容器等プラスチック成形品への表面処理加工	
	61 (株)平和エンジニアリング	橋梁・道路関連の鋼構造物の製作、鉄鋼切断・溶断	
	62 ハバジツ日本(株)	樹脂ベルトの加工	
2022	63 (株)キョウデンプレジジョン	プリント基板実装	
	64 (株)コテック	スーパーエンブラ樹脂の製造	
橋本市	2005	65 大和化成(株)	表面保護用マスキングフィルム
	2006	66 アトラック(株)	粘着加工・ドライラミネート加工・各種コーティング
	2008	67 (有)コバタ総合研究所	健康食品の受託加工、開発、販売
	2010	68 日進化学(株)	各種化粧品受託製造
	2011	69 (株)ユニカル	工業用洗剤及び表面処理剤の製造
		70 エムチューブ(株)	銅管、銅合金管製品製造販売
		71 富士香料化工(株)	食品用香料製造販売
		72 岡村製油(株)	長鎖二塩基酸類の製造
		73 理工協産(株)	食品工業用洗浄剤・殺菌剤の製造販売
	2012	74 (株)丸阪	ダクタイル鋳鉄異形管等の製造
		75 北辰精工(株)	自動車部品の製造
	2013	76 (株)エムジェイテック	タイミングプーリ等の製造
		77 中辻産業(株)	自動車部品製造
		78 昭和精工(株)	ベアリング部品製造
	2014	79 (株)山登化学	合成樹脂異形押出品製造
80 (株)プリントテクニカ		スクリーン印刷他	
2015	81 旭精機(株)	精密金型部品加工	
	82 光栄ピーナッツ(株)	豆菓子の製造	
2016	83 日進化学(株)	化粧品、医薬部外品の受託製造	
	84 (株)八代	油脂化学製品の受託加工	
2017	85 (株)9Times	化粧品・食品向けプラスチック容器・キャップ・中栓の製造	
	86 田村薬品工業(株)	医療用医薬品の受託製造	
	87 日本シール(株)	産業資材用部品等(産業用ブラシ)の製造	

立地 市町村名	立地決定 年度	企業名	業務内容・製造品目
橋本市	2017	88 (株)コテック	シリコンゴムシートの成型
		89 (株)東研サーモテック	自動車用部品の金属熱処理加工
		90 NTN(株)	ラジアル玉軸受(ボールベアリング)の製造
	2018	91 日進香料(株)	化粧品・食品各香料製造販売
	2020	92 (株)カベキチ	段ボールケース・空気緩衝材・各種素材リー等の製造
		93 昭和精工(株)	ベアリング部品製造
	2021	94 (株)ケミック	金属加工油剤、洗浄剤等の製造・販売
		95 (株)プラタ	企業/個人向け配送センター
	2022	96 北星産業(株)	コメリの関西物流センター
		97 トーヨーカネツ(株)、TKLC(株)	物流機器の製造
2023	98 田村薬品工業(株)	医療用医薬品の受託製造	
	99 (株)タカラスタンダード和歌山工場	住宅設備機器	
かつらぎ町	1988	100 クトク工業(株)	合板及び木材加工
	1992	101 松阪興産(株)	VS側溝
	2021	102 和田精工(株)	ボールベアリング製造、プラスチック射出成型品製造
九度山町	1989	103 (株)東亜紀ノ川	継手・バルブ



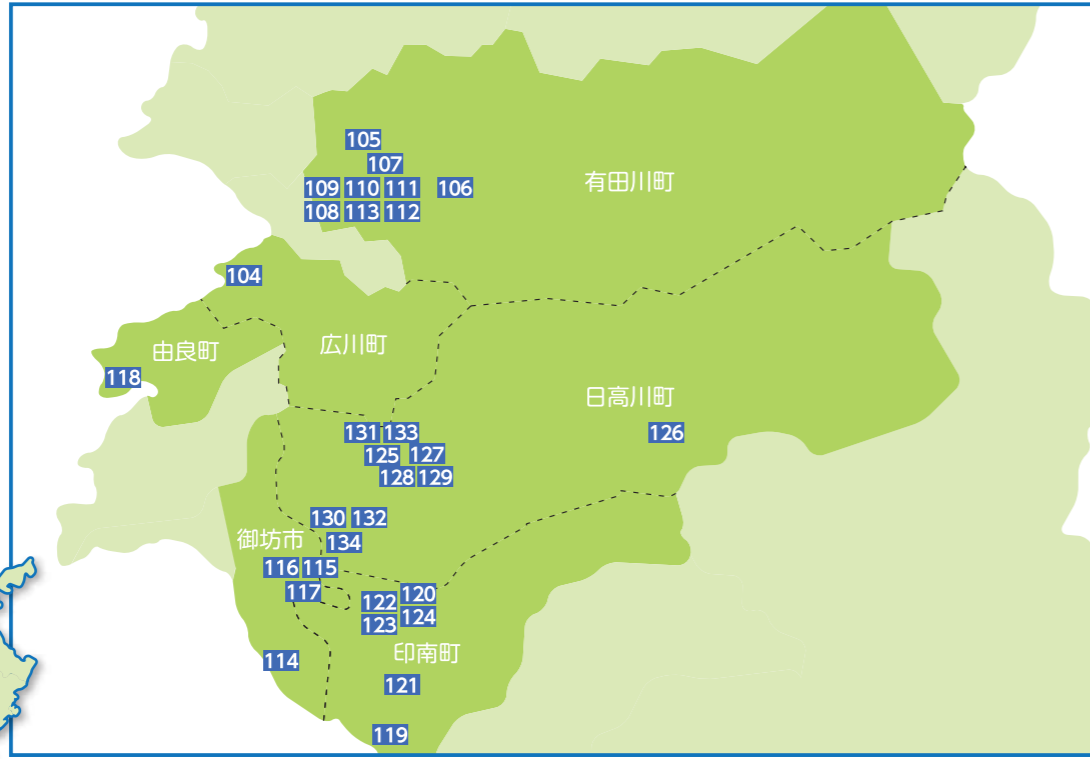
### 紀北エリア

- 海南市
- 紀美野町
- 紀の川市
- 橋本市
- かつらぎ町
- 九度山町



# 紀中エリア

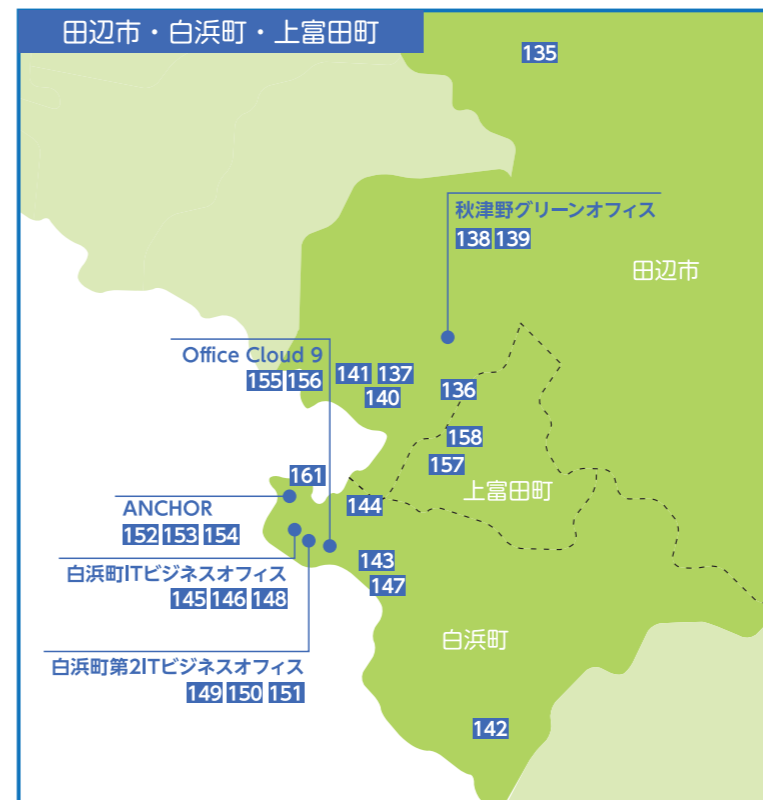
広川町  
 有田川町  
 御坊市  
 由良町  
 印南町  
 日高川町



立地市町村名	立地決定年度	企業名	業務内容・製造品目	
広川町	1989	104 広和(株)	水中探査機	
有田川町	1985	105 ホシデン和歌山(株)	電子機器部品	
		106 和歌山アイコム(株)	無線通信機器	
	1986	107 (株)フジメック	精密部品のプレス加工・インサート成形加工	
	1989	108 共同印刷(株)	ラミネートチューブ容器	
		109 住友電工産業電線(株)	電線・ケーブル・工業用ゴム製品	
	1991	110 (株)ソエジマ	鋼構造物・鉄骨	
		111 (株)八興化成工業所	合成樹脂加工	
		112 (株)梅谷製作所	段ボール印刷・機械製造	
	2009	113 共同印刷(株)	歯磨用ラミネートチューブ等製造	
	御坊市	1990	114 日建産業(株)	建設機械加工
		1994	115 アズビル金門エナジープロダクツ(株)	ガスメーター
		2007	116 恵和(株)	液晶用光学シート
2010		117 藤本製薬(株)	医薬品原料の製造	
由良町	1982	118 (株)駒井ハルテック	橋梁・鉄骨	
印南町	1988	119 アイエムティー(株)	研磨装置・試料研磨機	
		120 空気設備工業(株)	集塵装置、塗装装置、焼却炉他	
	1990	121 ラウンドモノリス(株)	焼却炉・精密板金加工	
	1992	122 恵和(株)	プラスチックフィルム	
	2002	123 恵和(株)	液晶用光拡散シート	
	2007	124 恵和(株)	液晶用光拡散シート	
日高川町	1989	125 大和歯車製作(株)	精密歯車	
	1990	126 大喜工業(株)	建設機械等部品	
	1995	127 ニシキ合金(株)	粉末合金工具	
	1997	128 (株)スミロン	自動車用保護フィルム	
	2007	129 (株)スミロン	工業用保護粘着テープの製造	
	2011	130 (株)たにぐち	チョコレート菓子等製造販売	
	2013	131 大和歯車製作(株)	高精度の各種歯車の製造	
	2018	132 (株)たにぐち	チョコレートオーナメント、チョコレート菓子、焼き菓子等製造販売	
		133 大和歯車製作所(株)	高精度の各種歯車の設計及び製作、関連部品の製作及び組立	
	2022	134 (株)たにぐち	バイオマストレイ、チョコストロー製造販売	

立地市町村名	立地決定年度	企業名	業務内容・製造品目
田辺市	1989	135 (株)北浦製作所	消火栓格納箱等
	2003	136 (株)ギガプライズ	インターネットマンション事業
	2009	137 (株)IP DREAM	サービス支援
	2018	138 (株)Ultimate Life	フィットネス用品、アウトドア用品の製品開発及び通信販売事業
		139 (株)クリアネット	Webマーケティング事業 (Web制作、Web広告等)
	2019	140 エンザントレイズ(株)	システム開発等
	2022	141 (株)エスプールグローバル	自治体向けBPO事業
白浜町	1990	142 大峰工業(株)	チップ搬送装置
	2001	143 クオリティソフト(株)	コンピューターソフトウェア研究開発等
	2011	144 (株)ゼネラルステッカー	ステッカーのデザイン、商品管理等
	2014	145 メディスト(株)	医療機器等の卸売り
	2015	146 (株)セールスフォース・ジャパン	アプリケーションの内勤営業
		147 クオリティソフト(株)	セキュリティソフトウェアの企画・開発・サポート等
	2016	148 NECソリューションイノベータ(株)	システムインテグレーションサービス
	2017	149 (株)ブイキューブ	Web会議サービスなどの提供
	2018	150 三菱地所(株)	ワーケーション事業、企業研修事業等
		151 (株)ウフル	IoTコンサルティング事業、空港のIT・IoT化事業等
	2020	152 (株)Office Concierge	建設業専用業務統合システムの開発販売及び保守サポート
		153 (株)SAKURUG	WEBサイトの制作、ブロックチェーン領域での研究開発等
		154 (株)スマサボ	入居者サポート事業の問合せ対応業務等
	2022	155 (株)網屋	データセキュリティ事業、ネットワークセキュリティ事業
	2023	156 (株)Respawn	システム開発・ワーケーション拠点
上富田町	2006	157 (株)NTN紀南製作所	ベアリング部品製造
	2023	158 (株)NTN紀南製作所	軸受部品・自動車部品の鍛造および旋削加工
新宮市	1990	159 SWS西日本(株)	ワイヤーハーネス
那智勝浦町	2011	160 クックスベスト(株)	水産加工品製造

立地市町村名	立地決定年度	誘致対象宿泊施設	企業名
白浜町	2019	161 南紀白浜 和みの湯 花鳥風月	(株)京都プラザホテルズ



# 紀南エリア

田辺市  
 白浜町  
 上富田町  
 新宮市  
 那智勝浦町



和歌山県内の企業誘致担当窓口

団体名	担当課室名	郵便番号	所在地	電話番号
和歌山県	企業立地課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2753
	公営企業課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3338
和歌山県土地開発公社		641-0024	和歌山市和歌浦西2-1-22	073-448-1832
和歌山市	産業政策課	640-8511	和歌山市七番丁23番地	073-435-1040
海草振興局	地域づくり課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3372
海南市	産業振興課	642-8501	海南市南赤坂11	073-483-8460
紀美野町	企画管財課	640-1192	海草郡紀美野町動木287	073-489-5913
那賀振興局	地域づくり課	649-6223	岩出市高塚209	0736-61-0012
紀の川市	商工労働課	649-6492	紀の川市西大井338	0736-77-2511
岩出市	産業振興課	649-6292	岩出市西野209	0736-62-2141
伊都振興局	地域づくり課	648-8541	橋本市市脇四丁目5-8	0736-33-4909
橋本市	企業誘致室	648-8585	橋本市東家1丁目1-1	0736-33-1211
かつらぎ町	産業観光課	649-7192	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160	0736-22-0300
九度山町	企画公室	648-0198	伊都郡九度山町九度山1190	0736-54-2019
高野町	観光振興課	648-0211	伊都郡高野町高野山357	0736-56-2780
有田振興局	地域づくり課	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1286
有田市	経営企画課	649-0392	有田市箕島50	0737-22-3731
湯浅町	政策企画課	643-0002	有田郡湯浅町青木668-1	0737-63-2552
広川町	企画政策課	643-0071	有田郡広川町広1500	0737-23-7731
有田川町	商工観光課	643-0153	有田郡有田川町中井原136-2	0737-22-4506
日高振興局	地域づくり課	644-0011	御坊市湯川町財部651	0738-24-2911
御坊市	企画課	644-8686	御坊市藪350-2	0738-23-5518
美浜町	防災まちづくりみらい課	644-0044	日高郡美浜町和田1138-278	0738-23-4902
日高町	企画まちづくり課	649-1213	日高郡日高町高家626	0738-63-3806
由良町	総務政策課	649-1111	日高郡由良町里1220-1	0738-65-1801
印南町	企画産業課	649-1534	日高郡印南町印南2570	0738-42-1737
みなべ町	政策推進課	645-0002	日高郡みなべ町芝742	0739-72-2142
日高川町	企画政策課	649-1324	日高郡日高川町土生160	0738-22-2041
西牟婁振興局	地域づくり課	646-8580	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7910
田辺市	商工振興課	646-8545	田辺市東山一丁目5-1	0739-26-9970
白浜町	総務課	649-2211	西牟婁郡白浜町1600	0739-43-5555
上富田町	振興課	649-2192	西牟婁郡上富田町朝来763	0739-47-0550
すさみ町	地域未来課	649-2621	西牟婁郡すさみ町周参見4089	0739-55-4801
東牟婁振興局	地域づくり課	647-8551	新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9604
新宮市	商工観光課	647-8555	新宮市春日1-1	0735-23-3333
那智勝浦町	観光企画課	649-5392	東牟婁郡那智勝浦町築地7丁目1-1	0735-29-2007
太地町	総務課	649-5171	東牟婁郡太地町太地3767-1	0735-59-2335
古座川町	地域振興課	649-4104	東牟婁郡古座川町高池673-2	0735-67-7901
北山村	地域事業課	647-1603	東牟婁郡北山村大沼42	0735-49-2331
串本町	産業課	649-3592	東牟婁郡串本町サング台690番地5	0735-62-0557



企業の皆様をサポートする  
**全力宣言を**  
紹介します！

### 企業インタビュー

和歌山県に進出した企業、  
県内で躍進する企業それぞれの視点から  
和歌山県の魅力を掲載

### 企業ニーズに 合った用地

10年先を見据えて、  
市町村・関係機関等と共同で用地を確保

## 全国最高水準の奨励金制度

**最高 100 億円**

県内に新たに対象施設を  
建設、取得、賃借または  
増設する企業に交付

### スピーディな 対応

専任の担当者が  
立地のご相談から操業まで対応し、  
その後もフォローアップ！

### 市町村の 優遇制度

県内30市町村の  
優遇制度をご案内

### 充実した 融資制度

県内に工場の新設、増設を  
行う企業に資金を融資

### 最適な雇用を バックアップ

誘致企業と県内就職希望者との  
マッチングを積極的に促進

### アクセスが さらに便利

近畿自動車道紀勢線がさらに南進  
高速道路4車線化  
(印南ICまで開通)

### 即戦力 となる 人材育成

各教育機関と連携し、  
求められる人材を創出

### さらなる 企業活動を 支援

公的試験機関などをはじめ、  
高度な技術支援を提供